

昭和四十年法律第三十四号

法人税法

（昭和二十二年法律第二十八号）の全部を改正する。

目次

第一編 総則
第一章 通則（第一条～第三条）

第二章 納稅義務者（第四条）

第二章の二 法人課税信託（第四条の二～第四条の四）

第三章 課税所得等の範囲等

第一節 課税所得等の範囲（第五条～第九条）

第二節 課税所得の範囲の変更等（第十条）

第四章 所得の帰属に関する通則（第十一条～第十二条）

第五章 事業年度等（第十三条～第十五条の二）

第六章 納稅地（第十六条～第二十条）

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第二十一条）

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則（第二十二条）

第三款 益金の額の計算

第一目 収益の額（第二十二条の二）

第二目 資産の評価益（第二十五条）

第三目 受贈益（第二十五条の二）

第四目 還付金等（第二十六条～第二十八条）

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費（第二十九条～第三十二条）

第二目 資産の評価損（第三十三条）

第三目 役員の給与等（第三十四条～第三十六条）

第四目 寄附金（第三十七条）

第五目 租税公課等（第三十八条～第四十一条の二）

第六目 圧縮記帳（第四十二条～第五十一条）

第七目 貸倒引当金（第五十二条～第五十三条）

第七目の二 讓渡制限付株式を対価とする費用等（第五十四条～第五十四条の二）

第七目の三 不正行為等に係る費用等（第五十五条～第五十六条）

第八目 繰越欠損金（第五十七条～第五十九条）

第九目 契約者配当等（第六十条～第六十条の二）

第十目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十条の三）

第五款 利益の額又は損失の額の計算

第一目 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）

第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十二条の二～第六十二条の四）

第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十二条の五）

第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六～第六十一条の七）

第四目 外貨建取引の換算等（第六十一条の八～第六十一条の十）

第五目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の十一）
組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条～第六十二条の九）
第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条～第六十四条）
第八款 リース取引（第六十四条の二）

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）

第十款 公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第六十四条の四）
第十一款 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第一目 損益通算及び欠損金の通算（第六十四条の五～第六十四条の八）

第二目 損益通算及び欠損金の通算のための承認（第六十四条の九～第六十四条の十）

第三目 資産の時価評価等（第六十四条の十一～第六十四条の十四）

第十二款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第六十六条～第六十七条）

第二款 税額控除（第六十八条～第七十条の二）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第七十一条～第七十三条）

第二款 確定申告（第七十四条～第七十五条の三）

第三款 納付（第七十六条～第七十七条）

第四款 還付（第七十八条～第八十条）

第五款 更正の請求の特例（第八十一条）

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節 総則（第八十二条～第八十二条の三）

第二節 課税標準（第八十二条の四）

第三節 税額の計算（第八十二条の五）

第四節 申告及び納付等（第八十二条の六～第八十二条の十）

第五節 退職年金等積立金に対する法人税

第六節 課税標準及びその計算（第八十三条～第八十六条）

第七節 税額の計算（第八十七条）

第八節 申告及び納付（第八十八条～第一百二十八条）

第九節 青色申告（第一百二十九条～第一百三十七条）

第十節 更正及び決定（第一百二十九条～第一百三十七条）

第十一節 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第一百三十八条～第一百四十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第一百四十二条）

第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条～第一百四十二条の九）

第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第一百四十二条の十）

第四款 税額の計算（第一百四十三条～第一百四十四条の二の三）

第五款 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第一百四十四条の三～第一百四十四条の五）

第二款 確定申告（第一百四十四条の六～第一百四十四条の八）

第三款 納付（第一百四十四条の九～第一百四十四条の十）

第四款 還付（第一百四十四条の十一～第一百四十四条の十三）

第五款 更正の請求の特例（第一百四十五条）

して政令で定める関係がある法人をいう。)のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産(当該株主等に対する剰余金の配当等(株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。)として交付される金銭その他の資産、合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産及び合併の直前において合併法人が被合併法人の発行済株式等の総数又は総額の三分の二以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該合併法人以外の株主等に交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないもの)をいう。

イ その合併に係る被合併法人と合併法人(当該合併が法人を設立する合併(以下この号において「新設合併」という。)である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人)との間にいづれか一方の法人による完全支配関係の間にいづれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人(当該合併が新設合併である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人)との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務(当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該合併後に行われる適格合併により当該被合併法人の当該合併前に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。)に従事することが見込まれていること。

(2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人(当該合併により当該被合併法人の当該合併前に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該適格合併に係る合併法人及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。)において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その合併に係る被合併法人と合併法人(当該合併が新設合併である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人)とが共同で事業を行うための合併として政令で定めるもの

十二の九 分割型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割により分割法人が交付を受けた分割対価資産(分割により分割承継法人によつて交付される当該分割承継法人の株式(出資を含む。以下第十二号の十七までにおいて同じ。)その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。)の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割

十二の十 分社型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割により分割法人が交付を受けた分割対価資産がない分割(以下この号及び次号において「無対価分割」という。)で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有していない場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当該無対価分割

十二の十一 適格分割 次のいづれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人又は分割承継法人(分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を直接又は間接

対価分割

十二の十一 適格分割 次のいづれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人又は分割承継法人(分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を直接又は間接

に保有する関係として政令で定める関係がある法人をいう。)のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないもの(当該株式が交付される分割型分割にあつては、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものに限る。)をいう。

イ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいづれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該分割により分割事業(分割法人の分割前に係る事業のうち、当該分割により分割承継法人において行われることとなるものをいう。ロにおいて同じ。)に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること。

(2) 当該分割に係る分割事業(分割法人の分割前に係る事業のうち、当該分割により分割承継法人において行われることとなるものをいう。ロにおいて同じ。)に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人(当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該分割後に係る合併法人の業務(当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該分割後に係る合併法人により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。)において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その分割に係る分割法人と分割承継法人(当該分割が法人を設立する分割である場合にあつては、当該分割法人と他の分割法人)とが共同で事業を行うための分割として政令で定めるもの

ニ その分割(二の法人のみが分割法人となる分割型分割に限る。)に係る分割法人の当該分割前に係る事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として政令で定めるもの

十三の十二 適格分割型分割 分割型分割のうち適格分割に該当するものをいう。

十三の十三 適格分社型分割 分社型分割のうち適格分割に該当するものをいう。

十三の十四 適格現物出資 次のいづれかに該当する現物出資(被現物出資法人である外国法人に国内にある不動産その他の政令で定める資産(以下この号において「国内不動産等」という。)、国内事業所等(内国法人にあつては第六十九条第四項第一号(外国税額の控除)に規定する本店等をいい、外国法人にあつては恒久的施設をいう。)を通じて行う事業に係る資産(外国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十以上に相当する数又は金額の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。)若しくは負債(以下この号において「国内資産等」という。)又は内国法人の工業所有権、著作権その他の政令で定める資産(以下この号において「無形資産等」という。)の移転を行つるもの(当該国内不動産等、国内資産及び無形資産等の全部が当該移転により当該被現物出資法人である外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となるものとして政令で定めるものを除く。)、外国法人が内国法人又は他の外國法人に第百三十八条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する本店等(以下この号において「本店等」という。)を通じて行う事業に係る資産(国内不動産等を除く。)又は負債(以下この号において「外國法人国外資産等」という。)の移転を行つるもの(当該他の外國法人に外國法人国外資産等の移転を行うものにあつては、当該外國法人国外資産等の全部又は一部が当該移転により当該他の外國法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となるものに限る。)及び内国法人が外國法人に第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を

通じて行う事業に係る資産又は負債（以下この号において「内国法人国外資産等」という。）の移転を行うもので当該内国法人国外資産等の全部又は一部が当該移転により当該外國法人の本店等を通じて行う事業に係る資産又は負債となるもの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいづれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- (1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に行う事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること。
- (2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務（当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該現物出資後に行われる適格合併における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）に從事することが見込まれていること。

ハ 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該被現物法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

八 その現物出資に係る現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあつては、当該現物出資法人と被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の現物出資として政令で定めるもの）

十二の十五 適格現物分配 内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前ににおいて当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

十二の十五の二 株式分配 現物分配（剩余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前ににおいて現物分配法人により発行済株式等の全部を保有させていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前ににおいて当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。

十二の十五の三 適格株式分配 完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行なうための株式分配として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

十二の十六 株式交換等 株式交換及びイからハまでに掲げる行為により対象法人（それぞれイ他これに類するものの決議（イにおいて「取得決議」という。）によつてその全部の取得をされることはいう。）の株主等である法人との間にこれらの法人による完全支配関係を有することないことをいう。

イ 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その際に類するものの決議（イにおいて「取得決議」という。）によつてその全部の取得をされる

する旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）に係る取得決議によりその取得の対価として当該法人の最大株主等（当該法人以外の当該法人の株主等のうちその有する当該法人の株式の数が最も多い者をいう。）以外の全ての株主等（当該法人及び当該最大株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）の有することとなる当該法人の株式の数が一に満たない端数となるもの

ハ 株式売渡請求（法人の一の株主等が当該法人の承認を得て当該法人の他の株主等（当該法人及び当該一の株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）の全てに對して法令（外国の法令を含む。ハにおいて同じ。）の規定に基づいて行う当該法人の株式の全部を売り渡すことの請求をいう。）に係る当該承認により法令の規定に基づき当該法人の発行済株式等（当該一の株主等又は当該一の株主等との間に完全支配関係がある者が有するものを除く。）の全部が当該一の株主等に取得されることとなる場合の当該承認

十二の十七 適格株式交換等 次のいづれかに該当する株式交換等で株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人又は株式交換完全親法人（株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人をいう。）のうちいづれか一の法人の株式以外の資産（当該株主等に対する剩余金の配当として交付される金銭その他の資産、株式交換等に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産、株式交換の直前ににおいて株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式（当該株式交換完全子法人が有する自己の株式を除く。）の総数の三分の二以上に相当する数の株式を有する場合における当該株式交換完全親法人以外の株主に交付される金銭その他の資産、前号イの取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産、同号イに掲げる行為に係る同号イの一に満たない端数の株式又は同号ロに掲げる行為により生ずる同号ロに規定する法人の一に満たない端数の株式の取得の対価として交付される金銭その他の資産及び同号ハの取得の対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換

ロ その株式交換等に係る株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- (1) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換等完全子法人の業務（当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該株式交換等後に行われる適格合併又は当該株式交換等完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（ロにおいて「適格合併等」という。）により当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行なう主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（ロにおいて「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に引き続き從事することが見込まれていること。
- (2) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行なう主要な事業が当該株式交換等完全子法人（当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該株式交換等後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移

者を含む。)がその承認を取り消された場合及び当該受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合を除く。)。

(2) 各計算期間終了の時における未分配利益の額として政令で定めるところにより計算した金額のその時における元本の総額に対する割合(—(3)において「利益留保割合」という。)が政令で定める割合を超えない旨の信託行為における定めがあること。

(3) 各計算期間開始の時において、その時までに到来した利益留保割合の算定の時期として政令で定めるもののいずれにおいてもその算定された利益留保割合が(—(2)に規定する政令で定める割合を超えていないこと。

(4) その計算期間が一年を超えないこと。

(5) 受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)が存しない信託に該当したことがないこと。

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託(集団投資信託並びに第十二条第四項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。)をいう。

イ 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託

ロ 第十二条第一項に規定する受益者(同条第一項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。)が存しない信託

ハ 法人(公共法人及び公益法人等を除く。)が委託者となる信託(信託財産に属する資産のみを信託するものを除く。)で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

(1) 当該法人の事業の全部又は重要な一部(その譲渡につき当該法人の会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百六十七条第一項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)(事業譲渡等の承認等)の株主総会の決議(これに準ずるものを含む。)を要するものに限る。)を信託し、かつ、その信託の効力が生じた時ににおいて、当該法人の株主等が取得する受益権のその信託に係る全ての受益権に対する割合が百分の五十を超えるものとして政令で定めるものに該当することが見込まれていたこと(その信託財産に属する金銭以外の資産の種類がおおむね同一である場合として政令で定める場合を除く。)。

(2) その信託の効力が生じた時又はその存続期間(その信託行為において定められた存続期間をいう。(2)において同じ。)の定めの変更の効力が生じた時(—(2)において「効力発生時等」という。)において当該法人又は当該法人との間に政令で定める特殊の関係のある者(—(2)及び(3)において「特殊関係者」という。)が受託者であり、かつ、当該効力発生時等において当該効力発生時等以後のその存続期間が二十年を超えるものとされていたこと(当該法人又は当該法人の特殊関係者のいずれもがその受託者でなかつた場合において当該法人又は当該法人の特殊関係者がその受託者に就任することとなり、かつ、その就任の時においてその時以後のその存続期間が二十年を超えるものとされていいたときその信託の効力が生じた時以後のその存続期間を要する場合を除く。)。

(3) その信託の効力が生じた時において当該法人又は当該法人の特殊関係者をその受託者と、当該法人の特殊関係者をその受益者とし、かつ、その時において当該特殊関係者に対する収益の分配の割合の変更が可能である場合として政令で定める場合に該当したこと。

投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託

資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託

三十 中間申告書 第七十二条第一項(中間申告)又は第一百四十四条の三第一項若しくは第二項(中間申告)の規定による申告書をいう。

三十一 確定申告書 第七十四条第一項(確定申告)又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十一の二 國際最低課税額確定申告書 第八十二条の六第一項(國際最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十二 退職年金等積立金中間申告書 第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告)(第百四十五条の五(申告及び納付)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十三 退職年金等積立金確定申告書 第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第百四十五条の五において準用する場合を含む。)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十四 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書をいう。

三十五 修正申告書 国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。

三十六 青色申告書 第百二十二条(青色申告)(第百四十六条第一項(青色申告)において準用する場合を含む。)の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号、第三十一号、第三十二号及び第三十三号に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

三十七 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

三十八 中間納付額 第七十六条(中間申告による納付)又は第百四十四条の九(中間申告による納付)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)をいう。

三十九 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正を行う。

四十 決定 この編、次編第一章第一節(課税標準及びその計算)、第八十条第四項(欠損金の繰戻しによる還付)、第百三十三条(更正等による所得税額等の還付)、第百三十四条(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)、第百三十五条(第三項第三号及び第四項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)、第百四十七条の三(更正等による所得税額等の還付)並びに第百四十七条の四(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定を行う。

四十一 附帶税 国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。

四十二 充當 国税通則法第五十七条第一項(充當)の規定による充當をいう。

四十三 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。

四十四 地方税 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号(用語)に規定する地方团体の徴収金(都及び特別区のこれに相当する徴収金を含む。)をいう。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律(第七十五条の四(電子情報処理組織による申告)、第八十二条の七(電子情報処理組織による申告)及び別表第二を除く。)の規定を適用する。

第二章 納税義務者

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合、第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等に属する場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

第五条 公共法人は、前項の規定にかかるわらず、法人税を納める義務がない。

外國法人は、第百三十八条第一項(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するとき(人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するとき)に限る。

額の計算)に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

4 個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

第二章の二 法人課税信託

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第二条第二十九号の一(定義)、前条及び第十二条(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)並びに第六章(納税地)並びに第五編(罰則)を除く。以下この章において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

(受託法人等に関するこの法律の適用)

第四条の三 受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人)について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。)又は法人課税信託の受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの(次号において「営業所」という。)が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人(会社でないものに限る。)は、会社とみなす。

四 信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託法人は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託法人は合併法人に含まれるものとする。

五 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託法者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託は被合併法人に含まれるものとす

る。

六 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

七 受託法人は、当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日(一の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなつた場合にはその該当することとなつた日とする。)に設立されたものとする。

八 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託(第二条第二十九号の二(定義)に掲げる信託に限る。)に第十二条第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号において「受益者等」という。)が存することとなつた場合(第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。)には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

九 法人課税信託(第二条第二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。)の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

十 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受益者についてのこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(受託者が二以上ある法人課税信託)

第四条の四 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、一の者の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合には、同項の各受託者は、同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者を納稅義務者として当該法人課税信託に係る法人税を納めるものとする。

第三章 課税所得等の範囲等

第一節 課税所得等の範囲

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第六条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

(内国法人の国際最低課税額の課税)

第六条の二 第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対するは、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二条の二第一項(国際最低課税額)に規定する国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。

(退職年金業務等を行ふ内国法人の退職年金等積立金の課税)

第七条 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行ふ内国外国法人に対するは、第五条(内国法人の課税所得の範囲)及び前条の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(外国法人の課税所得の範囲)

第八条 外国法人に対しては、第一百四十一条各号(課税標準)に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

2 外国法人(人格のない社団等に限る。)の前項に規定する国内源泉所得に係る所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同項の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

(退職年金業務等を行ふ外国法人の退職年金等積立金の課税)

第九条 第百四十五条の三(内国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行ふ外國法人に対しては、前条第一項の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(第二節 課税所得の範囲の変更等)

普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該普通法人又は協同組合等が解散したものとみなして、第八十条第四項(次損金の繰戻しによる還付)の規定その他政令で定める規定を適用する。

2	普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。
1	第一五十七条第一項（欠損金の繰越し）
2	第二五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）
3	第三第八十条（恒久的施設を有する外國法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外國法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、その有しないこととなる日に当該外國法人が解散したものとみなして、第一百四十四条の十三第九項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定その他政令で定める規定を適用する。）
4	恒久的施設を有しない外國法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいづれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有することとなつた日に当該外國法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定（以下この項において「対象規定」という。）を適用する。ただし、当該外國法人を合併法人とする適格合併による当該適格合併に係る被合併法人である他の外國法人には、その有することとなつた日に当該外國法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める事由による事業の移転を受けてしたことにより恒久的施設を有することとなつた場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業（その移転を受けた事業に限る。）に係る第一百四十二条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するときの対象規定の適用については、この限りでない。）
5	第一四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定
5	第二百四十二条第二項の規定により第五十九条の規定に準じて計算する場合における同条の規定
3	第三百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）の規定
4	第四百四十二条の二第二項、第三項及び第八項（外國法人に係る外国税額の控除）の規定
5	第五百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第十一項の規定
5	普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 所得の帰属に関する通則

（実質所得者課税の原則）

第十二条 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

第十三条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 退職年金等信託 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、労働者財産形成給付契約若しくは労働者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。

二 特定公益信託等 第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託をいう。受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 事業年度等

（事業年度の意義）

第十三条 この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下この章において「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納稅地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第三項の規定により納稅地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

法令及び定款等に会計期間の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日以後二月以内に、会計期間を定めてこれを納稅地の所轄税務署長に届け出なければならない。

つた日

一 内国法人 設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）

イ 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

ロ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ハ 公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

二 外国法人 恒久的施設を有する外國法人になつた日又は恒久的施設を有しないで第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第三百四十二条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（人格のない社団等については、同条各号に掲げる外國法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日）

前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合は、納稅地の所轄税務署長は、その会計期間を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の会計期間は、その年の一月一日（同項第一号イに定める日又は同項第二号に規定する国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日の属する年については、これらのこと）から十二月三十一日までの期間とする。

(外国法人の納税地)

第十七条 外国法人の法人税の納税地は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 恒久的施設を有する外国法人 その外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）

二 恒久的施設を有しない外国法人で、第百三十八条第一項第五号（国内源泉所得）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受けるもの所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

三 前二号に該当しない外国法人 政令で定める場所

（法人課税信託の受託者である個人の納税地）

第十七条の二 法人課税信託の受託者である個人の当該法人課税信託に係る法人税の納税地は、当該個人が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十五条各号（納税地）に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所（当該個人が同法第十六条第一項又は第二項（納税地の特例）の規定の適用を受けている場合にあってはこれらの規定により所得税の納税地とされて指定されている場合にあつてはその指定された場所とする。）とする。

該個人が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十五条各号（納税地）に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所（当該個人が同法第十六条第一項又は第二項（納税地の特例）の規定の適用を受けている場合にあってはこれらの規定により所得税の納税地とされて指定されている場合にあつてはその指定された場所とする。）とする。

第十八条 前三条の規定による納税地が法人（法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）の事業又は資産の状況からみて法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。以下この条において同じ。）は、これらの規定にかかるわらず、その法人税の納税地を指定することができます。

2 国税局長は、前項の規定により法人税の納税地を指定したときは、同項の法人に対し、書面によりその旨を通知する。

（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

第十九条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となる納税地をその処分に係る法人の法人税の納税地としてその法人税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官・国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（納税地の異動の届出）

第二十条 法人は、その法人税の納税地に異動があつた場合（第十八条第一項（納税地の指定）の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。）には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

（各事業年度の所得の金額の課税標準）

第二十一条 内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則

（各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）

第二十二条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償

による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引並びに法人が行う利益又は剩余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五条规定による取引）に規定する金額の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剩余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五条规定による取引）に規定する金額の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

第三款 益金の額の計算

第一目 収益の額

第二十二条の二 内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかるわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 内国法人が資産の販売等を行つた場合（当該資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて第一項に規定する日又は前項に規定する近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、当該資産の販売等に係る同項に規定する近接する日の属する事業年度の確定した決算申告書に当該資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につき当該事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、同項の規定により当該事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

4 内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

5 前項の引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、同項の資産の販売等につき次に掲げる実事が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

一 当該資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ

二 当該資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し

6 前各項及び前条第二項の場合には、無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むものとする。

7 前二項に定めるもののほか、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理その他の第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一目の二 受取配当等

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 内国法人が次に掲げる金額（第一号に掲げる金額にあつては、外國法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるもの及び適格現物分配に係るもの）を除く。以下この条に

において「配当等の額」という。)を受けるときは、その配当等の額(関連法人株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額から当該配当等の額に係る利息の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、完全子法人株式等・関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の五十に相当する金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の二十に相当する金額とする。)は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 剩余金の配当(株式等に係るものに限るものとし、資本剩余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割によるもの及び株式分配を除く。)若しくは利益の配当(分割型分割によるもの及び株式分配を除く。)又は剩余金の分配(出資に係るものに限る。)の額

二 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条(金銭の分配)の金銭の分配(出資総額等との減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの)(第二十四条第一項第四号(配当等の額とみなす金額)において「出資等減少分配」という。)を除く。)の額

三 資産の流動化に関する法律第百十五条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配の額

2 前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額(第二十四条第一項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。)の元本である株式等をその配当等の額に係る基準日等(次の各号に掲げる配当等の額の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項において同じ。)以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日等後二月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

一 株式会社がする前項第一号に規定する剩余金の配当で当該剩余金の配当を受ける者を定めるための会社法第二百二十四条第一項(基準日)に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)の定めがあるものの額

2 株式会社以外の法人がする前項第一号に規定する剩余金の配当若しくは利益の配当若しくは剩余金の分配、同項第二号に規定する金銭の分配(以下この号及び次号において「配当等」という。)で、当該配当等を受ける者を定めるための基準日に準ずる日の定めがあるものの額

3 第一項の規定は、内国法人がその受けける配当等の額(第二十四条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。)において同じ。)の元本である株式等でその配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得(適格合併又は他の法人を含む。)が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。)の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等

5 第一項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)の株式等として政令で定めるものと/orをいう。

6 第一項に規定する非支配目的株式等とは、内国法人(当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。)が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)の発行済株式

又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。)の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等(前項に規定する完全子法人株式等を除く。)をいう。

第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

8 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により株式等の移転が行われた場合における第一項及び第二項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国子会社から受けける配当等の益金不算入)

第二十三条の二 内国法人が外国子会社(当該内国法人が保有しているその株式又は出資の数又は金額がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額となつていてことその他の政令で定める要件を備えている外國法人をいう。以下この条において同じ。)から受けける前条第一項第一号に掲げる金額(以下この条において「剩余金の配当等の額」という。)がある場合には、「当該剩余金の配当等の額から当該剩余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 前項の規定は、次に掲げる剩余金の配当等の額について、適用しない。

一 内国法人が外国子会社から受ける剩余金の配当等の額で、その剩余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令において当該外國子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剩余金の配当等の額に該当する場合におけるその剩余金の配当等の額

二 内国法人が外国子会社の規定により、その内国法人が受ける剩余金の配当等の額とみなされる金額(以下この号において同じ。)の元本である株式又は出資で、その剩余金の配当等の額の生ずる基因となる同項第五号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得(適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。)をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剩余金の配当等の額(その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。)

3

内国法人が外国子会社から受ける剩余金の配当等の額で、その剩余金の配当等の額の一部が該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるわらず、その受ける剩余金の配当等の額のうちその損金の額に算入された部分の金額として政令で定める金額(次項及び第七項において「損金算入対応受取配当等の額」という。)をもって、同号に掲げる剩余金の配当等の額とすることができる。

4 内国法人が外国子会社から受けた剩余金の配当等の額につき前項の規定の適用を受けた場合には、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるわらず、その受ける剩余金の配当等の額のうちその損金の額に算入された部分の金額(以下この号において「増額された後の損金算入対応受取配当等の額」という。)をもつて、同号に掲げる剩余金の配当等の額とすることができる。

5 内国法人が外國子会社から受けた剩余金の配当等の額につき前項の規定の適用を受けた場合において、当該剩余金の配当等の額を受けた日の属する事業年度後(各事業年度において損金算入対応受取配当等の額が増額されたときは、第二項第一号に掲げる剩余金の配当等の額は、同項(同号に係る部分に限る。)及び前項の規定にかかるわらず、その増額された後の損金算入対応受取配当等の額として政令で定める金額とする。

第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に益金の額に算入されない剩余金の額を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつ

たことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき

7 第一項の規定を適用することができる。

第三項の規定は、同項の剩余金の配当等の額を受ける日の属する事業年度に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受けようとする旨並びに損金算入対応受取配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、外國子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された剩余金の配当等の額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

8 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により外国法人の株式又は出資の移転が行われた場合における第一項の規定の適用その他同項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額)

第二十四条 法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額(適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額)の合計額が当該法人の資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第二十三条第一項第一号又は第二号(受取配当等の益金不算入)に掲げる金額とみなす。

一 合併(適格合併を除く。)

二 分割型分割(適格分割型分割を除く。)

三 株式分配(適格株式分配を除く。)

四 資本の払戻し(剩余金の配当(資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。)のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに出資等減少分配をいう。)又は解散による残余財産の分配

五 自己の株式又は出資の取得(金融商品取引法第二条第十六条(定義)に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得及び第六十一条の二第二十四項第一号から第三号まで(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。)、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。

六 組織変更(当該組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。)

七 合併法人が抱合株式(当該合併法人が合併の直前に有していた被合併法人の株式(出資を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は被合併法人が当該合併の直前に有していた他の被合併法人の株式をいう。)に対し当該合併による株式その他の資産の交付をしなかつた場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人が当該株式その他の資産の交付を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

八 合併法人又は分割法人が被合併法人の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式その他の資産の交付をしなかつた場合においても、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、第一項の規定を適用する。

九 第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二日 資産の評価益

第二十五条 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 内国法人がその有する資産につき更生計画認可の決定があつたことにより会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第五十号)の規定に従つて行う評価換えその他の政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 内国法人について再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産(評価益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。)の評価益額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 前二項の内国法人が通算法人である場合におけるこれらの内国法人が有する他の通算法人(第六十四条の五(損益通算)の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。)の株式又は出資について、前二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用があつた場合において、同項の評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その増額がされなかつたものとみなす。

6 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額(益金算入に関する明細(次項において「評価益明細」という。)の記載があり、かつ、財務省令で定める書類(次項において「評価益関係書類」という。)の添付がある場合(第三十三条第四項(資産の評価損)に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合(次項において「評価損がある場合」という。)には、同条第七項に規定する評価損明細(次項において「評価損明細」という。)の記載及び同条第七項に規定する評価損関係書類(次項において「評価損関係書類」という。)の添付がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、評価益明細(評価損がある場合には、評価益明細又は評価損明細)の記載又は評価益関係書類(評価損がある場合には、評価益関係書類又は評価損関係書類)の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

8 前三项に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三日 受贈益

第二十五条の二 内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係(法人による完全支配関係に限る。)がある他の内国法人から受けた受贈益の額(第三十七条(寄附金の損金不算入)の規定の適用がないものとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第七項に規定する寄附金の額に對応するものに限る。)は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 前項に規定する受贈益の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他の名義をもつてされるかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。)を受けた場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産の贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

3 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与を受けた場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与を受けたと認められる金額は、前項の受贈益の額に含まれるものとする。

第四目 還付金等

(還付金等の益金不算入)
第二十六条 内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 第三十八条第一項又は第二項(法人税額等の損金不算入)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

二 第五十五条第四項(不正行為等に係る費用等)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

三 第七十八条(所得税額等の還付)若しくは第一百三十三条(更正等による所得税額等の還付)又は地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第二十二条(外国税額の還付)若しくは第二十七条の二(更正等による外国税額の還付)の規定による還付金

四 第八十一条(欠損金の繰戻しによる還付)又は地方法人税法第二十三条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定による還付金

2 内国法人が第三十九条の二(外国子会社から受けける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない同条に規定する外国源泉税等の額が減額された場合には、その減額された金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

3 内国法人が納付することとなつた外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)の額につき同条第一項から第三項まで又は第十八項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合(当該内国法人が同条第九項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基づいて納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)には、その減額された金額のうち同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額(益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。)は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 内国法人が他の内国法人から当該他の内国法人の通算税効果額(第六十四条の五第一項(損益通算)又は第六十四条の七(欠損金の通算)の規定その他通算法人(通算法人であつた内国法人を含む。以下この項において同じ。)のみに適用される規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額(利子税の額を除く。)に相当する金額として通算法人と他の通算法人との間で授受される金額をいう。)を受け取る場合には、その受け取る金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入)

第二十七条 内国法人の第八十条第五項(欠損金の繰戻しによる還付)に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額(以下この項において「災害損失欠損金額」という。)について当該内国法人(当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。)が第八十条の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額(当該内国法人が通算法人である場合には、同条第十三項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされた金額)

に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十八条 削除

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費

(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)

第二十九条 内国法人の棚卸資産につき第二十二条第三項(各事業年度の損金の額に算入する金額)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産(以下この項において「期末棚卸資産」という。)の価額は、棚卸資産の取得価額の平均額をもつて事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその内国法人が当該期末棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額(評価の方法を選定しなかつた場合には、評価の方法により評価した金額)とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の特例、評価の方法の選定の手続、棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額その他棚卸資産の評価に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

第三十条 削除

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第三十一条 内国法人の各事業年度終了の時において有する減価償却資産につきその償却費として第二十二条第三項(各事業年度の所得の金額の計算の通則)の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(以下この項において「損金経理額」という。)のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で遞減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法(償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法)に基づき政令で定めるところにより計算した金額(次項において「償却限度額」という。)に達するまでの金額とする。

2 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下第四項までにおいて「適格分割等」という。)により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に減価償却資産を移転する場合において、当該減価償却資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額(次項及び第四項において「期中損金経理額」という。)のうち、当該減価償却資産につき当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される償却限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度(第四項において「分割等事業年度」という。)の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に期中損金経理額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 損金経理額には、第一項の減価償却資産につき同項の内国法人が償却費として損金経理をした事業年度(以下この項において「償却事業年度」という。)前の各事業年度における当該減価償却資産に係る損金経理額(当該減価償却資産が適格合併又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に限る。)により被合併法人又は現物分配法人(以下この項において「被合併法人等」という。)から移転を受けたものである場合にあつては当該被合併法人等の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を、当該減価償却資産が適格分割等により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下この項において「分割法人等」という。)から移転を受けたものである場合にあつては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額

として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含む。(以下この項において同じ。)のうち当該償却事業年度前の各事業年度の所得の金額には、第二項の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における同項の減価償却資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとする。

前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産(適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十二条の九第一項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)の規定の適用を受けた同項に規定する時価評価資産に該当する減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載された金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第一項の選定ができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条 内国法人の各事業年度終了時の繰延資産につきその償却費として第二十二条第三項(各事業年度の所得の金額の計算の通則)の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(以下この条において「損金経理額」という。)により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この条において「分割承継法人等」という。)に繰延資産(当該適格分割等により当該分割承継法人等に移転する資産、負債又は契約(第四項において「資産等」という。)と関連を有するものに限る。)を引き継ぐ場合において、当該繰延資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額(次項及び第六項において「期中損金経理額」という。)のうち、当該繰延資産に前項の規定により計算される償却限度額に相当する金額は、当該適格分割等の日の所属する事業年度(第六項において「分割等事業年度」という。)の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に期中損金経理額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格組織再編成」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める繰延資産は、当該適格組織再編成の直前の帳簿価額により当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に限る。)当該適格合併の直前又は当該二項の規定の適用を受けたもの(イに掲げるものを除く。)

イ 当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等と密接な関連を有する繰延資産として政令で定めるもの

ロ 当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等と関連を有する繰延資産のうち第二項の規定の適用を受けたもの(イに掲げるものを除く。)

ハ 当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等と関連を有する繰延資産(イ及びロに掲げるものを除く。)

5 前項(第二号ハに係る部分に限る。)の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号ハに掲げる繰延資産の帳簿価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

損金経理額には、第一項の繰延資産につき同項の内国法人が償却費として損金経理をした事業年度(以下この項において「償却事業年度」という。)前の各事業年度における当該繰延資産に係る損金経理額(当該繰延資産が適格合併又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に限る。)により被合併法人又は現物分配法人(以下この項において「被合併法人等」という。)から引継ぎを受けたものである場合にあつては当該被合併法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を、当該繰延資産が適格分割等により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下この項において「分割法人等」という。)から引継ぎを受けたものである場合にあつては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含む。以下この項において同じ。)のうち当該償却事業年度の損金経理額には、第二項の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における同項の繰延資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとする。

6 前項の場合において、内国法人の繰延資産(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた繰延資産、第六十二条の九第一項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)の規定の適用を受けた同項に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載された金額とその他の政令で定める金額が当該引継ぎの直前に当該被合併法人の帳簿に記載された金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 前項の場合において、内国法人の繰延資産(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた繰延資産、第六十二条の九第一項(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)の規定の適用を受けた同項に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載された金額とその他の政令で定める金額が当該引継ぎの直前に当該被合併法人の帳簿に記載された金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十三条 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時ににおける当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 内国法人について再生計画認可の決定があつたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産につき再生計画認可の決定があつたことにより会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従つて行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、第一項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 内国法人について再生計画認可の決定があつたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産につき政令で定める評定を行つているときは、その資産(評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。)の評価損の

額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前三項の内国法人がこれらの中間で完全支配関係がある他の内国法人との間に完全支配関係あるものの株式又は出資を有する場合における当該株式又は出資及びこれらの規定の内国法人が通常法である場合におけるこれらの中間で完全支配関係ある他の内国法人が有する他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資については、前三項の規定は、適用しない。

6 第一項の規定の適用があつた場合において、同項の評価換算により減額された金額を損金の額に算入されなかつた資産については、その評価換算をした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その減額がされなかつたものとみなす。

7 第四項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第六項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第六項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。）に限り、適用する。

8 税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めたときは、第四項の規定を適用することができる。

9 前三項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三回 役員の給与等

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないものの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

二 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号イにおいて「定期給与」といいう。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（同号において「定期同額給与」という。）

二 その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金額又は確定した数の株式（出資を含む。以下この項及び第五項において同じ。）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金額債権に係る第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの（当該株式若しくは当該特定譲渡制限付株式に係る第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式又は当該新株予約権若しくは当該特定新株予約権による給与を含むものとし、次に掲げる場合に該当する場合にはそれぞれ次に定める要件を満たすものに限る。）

イ その給与が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給する給与で金額によるものに限る。）以外の給与（株式又は新株予約権による給与で、将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものを除く。）である場合 政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること。

ロ 株式を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格株式」といいう。）であること。

ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限る。次号において「適格新株予約権」という。）であること。

三 内国法人（同族会社にあつては、同族会社以外の法人との間に当該法人による完全支配関係があるものに限る。）がその業務執行役員（業務を執行する役員として政令で定めるもの）をいる。以下この号において同じ。）に対して支給する業績連動給与（金額以外の資産が交付されるものにあつては、適格株式又は適格新株予約権が交付されるものに限る。）で、次に掲げる要件を満たすもの（他の業務執行役員の全てに対して次に掲げる要件を満たす業績連動給与を支給する場合に限る。）

イ 交付される金額の額若しくは株式若しくは新株予約権の数又は交付される新株予約権の数のうち無償で取得され、若しくは消滅する数の算定方法が、その給与に係る職務を執行する期間の開始の日（イにおいて「職務執行期間開始日」という。）以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標（利益の額に有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）に規定する有価証券報告書をいう。イにおいて同じ。）に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。イにおいて同じ。）、職務執行期間開始日の属する事業年度開始の日以後の所定の期間若しくは職務執行期間開始日以後の所定の日ににおける株式の市場価格の状況を示す指標（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人の株式の市場価格又はその平均値その他の株式の市場価格に関する指標として政令で定めるものに限る。イにおいて同じ。）又は職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の売上高の状況を示す指標（売上高に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の売上高に関する指標として政令で定めるもののうち、利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）であること。

（1）金額による給与にあつては確定した額を、株式又は新株予約権による給与にあつては確定した数を、それぞれ限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する業績連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

（2）政令で定める日までに、会社法第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会（その委員の過半数が当該内国法人の同法第二条第十五号（定義）に規定する社外取締役のうちの職務の独立性が確保された者として政令で定める者（二）において「独立社外取締役」という。）であるものに限るものとし、当該内国法人の業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員であるものを除く。）が決定（当該報酬委員会の委員である独立社外取締役の全員が当該決定に係る当該報酬委員会の決議に賛成している場合における当該決定に限る。）をしていることその他の政令で定める適正な手続を経ていること。

（3）その内容が、（2）の政令で定める適正な手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他の財務省令で定める方法により開示されていること。

内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相當に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

ロ その他政令で定める要件

内国法人が、事實を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

三 前三項に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。

第一項に規定する業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の同項の内国法人又は当該内国法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基

基礎として算定される額又は数の金銭又は株式若しくは新株予約権による給与及び第五十四条第二項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与で無償で取得され、又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するものをいう。

（常時使用人としての職務に従事するもの）をいう。

第一項第二号ロ及びハに規定する関係法人とは、同項の内国法人との間に支配関係がある法人

として政令で定める法人をいう。

第一功が第二功の規定の適用に關し必要が無い項は、政令で定める。

第三十五条 削除
(過大な使用者給与の損金不算入)

第三十六条 内国法人がその役員と政令で定める特殊の関係のある使用人に対して支給する給与

(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む)の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入し

この日本銀行の行員の金客の言ふ一括全の客いはるべくない。

(寄付金) 第四目 寄附金

(寄附金の損金不算入)

金の額を除く。) の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本

準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定める二千五百七十算の金額を超える部分の金額は、当該内国法入の各事業年度の所得の金額の

三 評内国法人の各事業年度の所得の全額に
るところにより計算した金額を起終石勘定の金額に
計算上、損金の額に算入しない。

内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係

に限る。」がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額（第二十五条の二（受贈益）の規定の適用がなしたものとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に

算入される同条第一項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。)は、当該内国法人の各事

業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、次の方号に掲げる寄附金の額があるときは、当該方号に掲げる寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入

しない。

一
国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）の規定による港務局を含む。）に付する寄附金（その寄附を受ける者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用

（いわゆる寄附金、その寄附をしておられた者の方の寄附金について、お話しらわれた請負を専属的にお利用する）ことその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）の額

二 公益社団法人、公益財團法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附

金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金）で政令で定めるものを含む。」のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で

定めるところにより財務大臣が指定したものの額

イ
広く一般に募集される」と。

教育又は科学の振興 文化の向上 社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等（別表第

二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。」その他の特別の法津により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、

社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかな

5 もの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

6 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額(公益社団法人又は公益財團法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するものために支出した金額)は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。ただし、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額については、この限りでない。

7 内国法人が特定公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号))第一条(公益信託)に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることにについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。)の信託財産とするために支出した金錢の額は、寄附金の額とみなして第一項、第四項、第九項及び第十項の規定を適用する。この場合において、第四項中「二の額」とあるのは、二の額(第六項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金錢の額を含む。)とす

8 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いづれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金錢その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。)をした場合における当該金錢の額若しくは金錢以外の資産の贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

9 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の贈与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたものと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。

10 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

11 税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

12 財務大臣は、第三項第二号の指定をしたときは、これを告示する。

13 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- (政令で定める方法を含む。)により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度においてその固定資産の価額により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(政令で定める方法を含む。)により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。
- 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。
- 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この条において「適格分割等」という。)により当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした固定資産(当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該直前の時までの期間内に交付を受けた国庫補助金等の交付の目的に適合したものに限る。)を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(次項において「分割承継法人等」という。)に移転する場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが当該直前の時までに確定した場合に限る。)において、当該固定資産につき、当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額に相当する金額の範団内でその帳簿価額を減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 内国法人が、適格分割等により第二項に規定する固定資産(当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に取得したものに限る。)を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該事業年度において当該固定資産の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は現物分配法人において物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- (国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入)
- 内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、各事業年度(被合併法人の合併(適格合併を除く。次項及び第三項において「非適格合併」という。)の日の前日までの事業年度を除く。)において固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等の交付を受ける場合(その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定していない場合に限る。)において、その国庫補助金等の額に相当する金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 前項の特別勘定を設けている内国法人は、国庫補助金等について返還すべきこと又は返還を要しないことが確定した場合、当該内国法人が非適格合併により解散した場合その他の政令で定める場合には、その国庫補助金等に係る特別勘定の金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を取り崩さなければならない。

- 前項の規定により取り崩すこととなつた第一項の特別勘定の金額又は前項の規定に該当しないで取り崩した当該特別勘定の金額(第八項の規定により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第八項及び第十項において「合併法人等」という。)に引き継ぐことされたものを除く。)は、それぞれその取り崩すべきこととなつた日(前項に規定する内国法人が非適格合併により解散した場合には、当該非適格合併の日の前日)又は取り崩した日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。
- 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。
- 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この条において「適格分割等」という。)を行い、かつ、当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等(その返還を要しないことが当該直前の時までに確定していないものに限る。以下この項において同じ。)の交付を受けている場合(次に掲げる要件のいずれかを満たす場合に限る。)において、その取得又は改良に充てるための国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの(以下この条において「期中特別勘定」という。)を設けたときは、その設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 当該内国法人が当該国庫補助金等をもつてその取得又は改良をした固定資産(当該国庫補助金等の交付の目的に適合するものに限る。)を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第八項第二号イ及び第九項において「分割承継法人等」という。)に移転すること。
- 当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をすることが見込まれること。
- 前項の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格組織再編成」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人等に引き継ぐものとする。
- 一 適格合併 当該適格合併の直前に有する国庫補助金等(その返還を要しないことが当該適格組織再編成の直前までに確定していないものに限る。次号において同じ。)に係る第一項の特別勘定の金額
- 二 適格分割等 当該適格分割等の直前に有する国庫補助金等に係る第一項の特別勘定の金額のうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの及び当該適格分割等に際して設けた国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額
- イ 当該内国法人が当該国庫補助金等をもつてその取得又は改良をした固定資産(当該国庫補助金等の交付の目的に適合するものに限る。)を当該適格分割等により分割承継法人等に移転した場合、当該固定資産の取得又は改良に充てた当該国庫補助金等に係る特別勘定の金額口 当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合するものに限る。)を当該適格分割等により分割承継法人等に移転した場合、当該固定資産の取得又は改良に充てた当該国庫補助金等に係る特別勘定の金額に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。)にあつては、当該特別勘定を設けてい

内国法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第十一項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は其中半別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

いう)が行われた場合における前各項の規定の適用に関する必要な事項は政令で定める。(特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

る内国法人が国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良（同条第八項の規定により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び第六項において「被合併法人等」という。）から当該特別勘定の金額の引継ぎを受けている場合（以

下この項において「引継ぎがある場合」という。には、当該被合併法人等が国庫補助金等をもつて行つたその取得又は改良を含む。以下この項及び第四項において同じ。)をし、かつ、その取得又は改良をした日(引継ぎがある場合には、同条第八項に規定する適格組織再編成(第六項

において、「適格組織再編成」という。の日)の属する事業年度以後の事業年度においてその取得又は改良に充てた国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合において、その固定資産につき、その確定した日における該特別勘定の金額のうちその返還を要しない

いことが確定した国庫補助金等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下の項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積

2 み立てる方法（政令で定める方法を含む）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

第一項の特別勘定の金額を有する内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「この項及び次項について「箇名分割等」という。）を行ふに當つて、当該内国法人が当該箇名分割等

この段階で改めて、(通称分割等)といふことを行なうが、(三語の日本語が三語の通称分割等)の直前までに国庫補助金等をもつてその年度に適合した固定資産の取得又は改良をした場合、当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分割等の直前までの期間内に当該又は支拂いに(同上)軍事力等の全部又は一部の返還を要しないこと(准定額)、小

内に当該取得又は改良に充てた固定資本等の全額又は一部の返還を要しないことが確定したが故に、当該取得又は改良をした固定資産を当該適格分割等により分割承認後法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する場合に於て、当該固定資産につき、圧縮限度額に当該固定資産の価額の範囲内で二つ（算定五箇月）に成る、当該成員（二箇月以内）より、当該成員（二箇月以内）による

5 する金額の範囲内でその削減価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額に事業年度の所得の金額の計算上、損金法人の額に算入する。

6 合併法人・分割承継法人・被現物出資法人又は被現物分配法人が適格組織再編成により被合併した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

法人等において第一項又は第四項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」といふ。）

者」という。から金銭又は資材の交付を受けた場合において、当該事業年度終了の時までに取得したその施設を構成する固定資産につき、当該事業年度においてその交付を受けた金銭の額若しくは資材の価額のうちその固定資産の取得に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業又は同項第十四号に規定する発電事業

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一条）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業

三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項（用語の定義）に規定する水道事業

四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項（定義）に規定する鉄道事業

五 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行う運輸事業

六 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

3 前項の内国法人が、各事業年度において同項各号に掲げる事業に係る受益者から当該事業に必要な施設を構成する固定資産の交付を受けた場合において、その固定資産につき、当該事業年度においてその固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

5 第一項の内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により当該適格分割等の直前の時までに取得した固定資産（当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該直前の時までの期間内に同項各号に掲げる事業に必要な施設を設けるため当該事業に係る受益者から金銭又は資材の交付を受けた場合におけるその施設を構成するものに限る。）を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（次項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該固定資産について、当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第一項の内国法人が、適格分割等により同項各号に掲げる事業に必要な施設を構成する固定資産（当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に当該事業に係る受益者から交付を受けたものに限る。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該事業年度において当該固定資産の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第四十六条 協同組合等のうち出資を有しないものが、各事業年度においてその組合員又は会員に対しその事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てるための費用を賦課した場合において、当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその事業の用に供する固定資産につき、当該事業年度においてその賦課に基づいて納付された金額のうちその固定資産の取得若しくは改良に要した金額に達するまでの金額(その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において「圧縮限度額」という)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができ

4 第一項の規定を受けた固定資産の取得価額その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第四十七条 内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、各事業年度においてその有する固定資産(当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第八項において「合併法人等」という。)とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項及び第八項において「適格組織再編成」という。)が行われている場合には、当該適格組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(第八項において「被合併法人等」という。)の有していたものを含む。以下この条において「所有固定資産」という。)の減少又は損壊により保険金、共済金又は損害賠償金で政令で定めるもの(以下第四十九条までにおいて「保険金等」という。)の支払を受けた場合において、当該事業年度終了の時までに取得(第六十四条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものによる取得を除く。第五項において同一。)をした代替資産(その所有固定資産に代替する同一種類の固定資産をいう。)又は当該事業年度終了の時までに前条第一項に規定する取得をすることが困難である場合には、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長が指定した日(第六項及び第八項において「指定日」とする。)までの期間内にその保険金等をもつて同条第一項に規定する取得又は改良をしようとする場合(当該内国法人が被合併法人となる適格合併を行い、かつ、当該適格合併に係る合併法人が当該取得又は改良をしようとする場合その他の政令で定める場合を含む。)において、当該取得又は改良をようとする保険金等に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を当該事業年度においてその支払を受けた保険金等に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(政令で定める方法を含む。)により経理したときは、その減額し又は経理した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、各事業年度において所有固定資産の減少又は損壊による保険金等の支払に代わるべきものとして代替資産の交付を受けた場合において、その代替資産につき、当該事業年度においてその代替資産に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項

において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその

圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(政令で定める方法を含む。)により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

5 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この条において「適格分割等」という。)により当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした固定資産(当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該直前の時までの期間内に所有固定資産の減少又は損壊により保険金等の支払を受けた場合におけるその減少又は損壊に係る代替資産又は損壊資産等に限る。)を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(次項において「分割承継法人等」という。)に移転する場合において、当該固定資産につき、当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 内国法人が、適格分割等により代替資産(当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に所有固定資産の減少又は損壊による保険金等の支払に代わるべきものとして交付を受けたものに限る。)を分割承継法人等に移転する場合において、当該代替資産につき、当該事業年度において第二項に規定する圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、その減額した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 合併法人等が適格組織再編成により被合併法人等において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)

第四十八条 保険金等の支払を受ける内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、その支払を受けた事業年度(被合併法人の合併(適格合併を除く。次項及び第三項において「非適格合併」という。)の日の前日の属する事業年度を除く。)終了の日の翌日から二年を経過した日の前日(災害その他やむを得ない事由により同日までに前条第一項に規定する代替資産の同項に規定する取得をすることが困難である場合には、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長が指定した日(第六項及び第八項において「指定日」とする。)までの期間内にその保険金等をもつて同条第一項に規定する取得又は改良をしようとする場合(当該内国法人が被合併法人となる適格合併を行い、かつ、当該適格合併に係る合併法人が当該取得又は改良をしようとする場合その他の政令で定める場合を含む。)において、当該取得又は改良をようとする保険金等に係る差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(政令で定める方法を含む。)により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特別勘定を設けている内国法人は、前条第一項に規定する代替資産の同項に規定する取得をした場合、当該内国法人が非適格合併により解散した場合その他の政令で定める場合には、その保険金等に係る特別勘定の金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を取り崩さなければならぬ。

前項の規定により取扱すべき二種につき第一項の特別勘定の金額又は前項の規定に該当する

（第八項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（第八項及び第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐこととされたものを除く。）は、それぞれその取り崩すべきこととなつた日（前項に規定する内国法人が非適格合併により解散した場合は、当該非適格合併の日の前日）又は取り崩した日の属する事業年度の所

得の金額の計算上、益金の額に算入する第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する経理した金額に相当する金額の損金算入に関する

る明細の記載がある場合に限り、適用する。
税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができ
る。

6 内国法人が、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。）を行
い、かつ、当該箇箇分割等の日の属する事業年度開始の時から当該箇箇分割等の直前の時までの

期間内に保険金等の支払を受けている場合（当該適格分割等の日から当該事業年度終了日の翌日以後二年を過満）にこの日の前日（旨定日）がある場合は、当該旨定日（までの期間内に当該各

日以後二年を経過し法人の前日（扶養日が法人の場合には三箇扶養日）の期間内に三箇扶養日を超過する分割等による分割承継法人又は被現物出資法人（第八項第一号及び第九項において「分割承継法人」といふ場合を除く）の場合は、第一項第二号の規定によつて、

（人等）といふ）が當該保険金等をもつて前条第一項に規定する取得又は改良をすることが見込まれる場合に限る。）において、その取得又は改良に充てようとする保険金等に係る第一項に規定

定する計算した金額に相当する金額の範囲内で同項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中特別勘定の金額に相当する金

額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

る金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄稅務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 内国法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」とい
う。）を行った場合には、次の各号に掲げる商格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘

定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人等に引き継ぐものとする。
一 (箇名合併) 当該箇名合併の直前に有する保険金等に係る第一項の特別勘定の金額

当該過格分割等に係る分書有給法人等が取得改良其間（当該過格分割等の日から当該過格分割等に係る分割法人又は現物出資者の当該保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日以

後一年を経過した日の前日（指定日がある場合には、当該指定日）までの期間をいう）内に
行うことが見込まれる前条第一項に規定する取得又は改良に充てようとする当該保険金等に係

9 るもの及び当該適格分割等に際して設けた保険金等に係る期中特別勘定の額
前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている内国法人で適格分割等を行つたもの（当該特別

勘定及び期中特別勘定の双方を設けていた内国法人であつて、適格分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐもの(除く)。)にあつては、当該特別勘定を設けてい

る内国法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額等の他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に呈示する。又、直近の

10 提出した場合に限り適用する
第八項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の

金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

いう。」が行われた場合における前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第四十九条 前条第一項の特別勘定の金額（既に取り崩すべきこととなつたものを除く。）を有する内国法人が、同項に規定する期間（当該特別勘定の金額が同条第八項の規定により被合併法人

（引継ぎを受けたものである場合）その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。第四項において、「取得指定期間」という。）内に同条第一項に規定する取得又は改良をした日における当該特別勘定の金額のうちその取得又は改良に係る固定資産につき、その取得又は改良をして改めた金額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3 稅務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の特別勘定の金額を有する内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）を行い、かつ、当該内国法人が当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に第一項に規定する取得又は改良をした場合（当該取得又は改良をして改めた固定資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する場合に限る。）において、当該固定資産につき、圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において第一項又は第四項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他の前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）

第五十条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において、一年以上有していた固定資産（当該内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項及び第七項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び第七項において「被合併法人等」という。）人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び第七項において「被合併法人等」という。）から移転を受けたもので、当該被合併法人等と当該内国法人の有していた期間の合計が一年以上であるものを含む。）で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が一年以上有していた固定資産（当該他の者が適格組織再編成により被合併法人等から移転を受けたもので、当該被合併法人等と当該他の者の有していた期間の合計が一年以上であるものを含む。）で当該各号に掲げるもの（交換のために取得したと認められるものを除く。）と交換し、その交換により取得した当該各号に掲げる資産（以下この条において「取得資産」という。）をその交換により譲渡した当該各号に掲げる資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合において、その取得資産につき、その交換により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに農地法（昭和二十七年法

する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)の上に存する耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)に関する権利を含む。)

二 建物(これに附属する設備及び構築物を含む。)

三 機械及び装置

四 船舶

五 鉱業権(租鉱権及び採石権その他の土石を採掘し、又は採取する権利を含む。)

六 前項及び第五項の規定は、これらの規定の交換の時における取得資産の価額と譲渡資産の価額との差額がこれらの価額のうちいすれか多い価額の百分の二十に相当する金額を超える場合に是、適用しない。

三 第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

四 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができ

5 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項及び次項において「適格分割等」という。)により取得資産(当該適格分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適

6 前項の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が適格組織再編成により被合併法人等において第一項又は第五項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十一条 削除

第七日 貸倒引当金

第五十二条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権(債券に表示されるべきものを除く。以

下この項及び次項において同じ。)のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又

は賦与により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき

貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの(当該金銭債権に係る債務者に対する

他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。)のその損失の見込額として、各事業年度(被合併法人の適格合併に該当しない

合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定(その残余財産の分配が適格現物分配に該

当しないものに限る。次項において同じ。)の日の属する事業年度を除く。)において損金経理に

より貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時において当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第五項において「個別貸倒引当金繫入限度額」という。)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の��において次に掲げる法人に該当する内国法人

イ 普通法人(投資法人及び特定目的会社を除く。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(第六十六条第五項第二号又は第三号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人に該当するもの及び同条第六項に規定する大通算法人を除く。)又は資本若しくは出資を有しないもの(同項に規定する大通算法人を除く。)

口 公益法人等又は協同組合等
ハ 人格のない社団等
二 次に掲げる内国法人
ロ 保険業法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する保険会社
ハ イ 又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

三 第六十四条の二第一項(リース取引に係る所得の金額の計算)の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人(前二号に掲げる内国法人を除く。)

四 前項各号に掲げる内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権(個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。)の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度(被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて損金経理により貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(第六項において「一括貸倒引当金繫入限度額」という。)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

五 前二項の規定は、確定申告書にこれららの規定に規定する貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

六 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

七 内国法人が、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。)により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に個別評価金銭債権を移転する場合(当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繫入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

八 内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合(当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。)において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの(以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。)を設けたときは、その設けた期中個別貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繫入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

九 内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合(当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。)において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの(以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。)を設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金繫入限度額に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される一括貸倒引当金繫入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

十 前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分割等の日以後二月以内に期中個別

貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

十一 内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項及び第十一項において「適格組織再編成」という。)を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の

- 区分に応じ当該各号に定める貸倒り当金勘定の金額又は期中個別貸倒り当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒り当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第十一項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。
- 一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒り当金勘定の金額
- 二　適格分割等 第五項又は第六項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中個別貸倒り当金勘定の金額又は期中一括貸倒り当金勘定の金額
- 9 第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、次に掲げる金銭債権を含まないものとする。
- 一　第一項第三号に掲げる内国法人（第五項又は第六項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる内国法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの
- 10 二　内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれら
- 11 第一項又は第二項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれら金勘定の金額若しくは期中一括貸倒り当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 12 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合の当該普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項及び第一項の規定は、適用しない。
- 13 第三項、第四項及び第七項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第五十三条 削除
- 第七日の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等
(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)
- 第五十四条 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用額につき譲渡制限付株式（譲渡についての制限その他の条件が付されている新株予約権として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて次に掲げる要件に該当するもの（以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。）が交付されたとき（合併、分割、株式交換又は株式移転（以下この項において「合併等」という。）に際し当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の当該特定新株予約権を有する者に対し交付される当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の譲渡制限付新株予約権（第三項及び第四項において「承継新株予約権」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。
- 一　当該譲渡制限付新株予約権と引換えにする払込みに代えて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権をもつて相殺されること。
- 二　前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付新株予約権が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。
- 2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受けられたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 3 前項に規定する場合において、特定新株予約権（承継新株予約権を含む。）が消滅をしたときは、当該消滅による利益の額は、これらの新株予約権を発行した法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- 4 第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定新株予約権の一個当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において行使された数その他当該特定新株予約権又は承継新株予約権の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。
- 5 内国法人が新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）を発行する場合において、その新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額（金銭の払込みに代えて給付される金銭以外の資産の価額及び相殺される債権の額を含む。以下この項において同じ。）がその新株予約権のその発行の時の価額に満たないとき（その新株予約権を無償で発行したときを含む。）、又はその新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額がその新株予約権のその発行の時の価額を超えるときは、その満たない部分の金額（その新株予約権を無償で発行した場合には、その発行の時の価額）又はその超える部分の金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入しない。
- 6 第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税額が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国法人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額

又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定譲渡制限付株式の一つ当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において給与等課税額が生ずること又は生じないことが確定した数その他当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。
前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）

- 第五十四条の二 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につき譲渡制限付新株予約権（譲渡についての制限その他の条件が付されている新株予約権として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「特定新株予約権」という。）が交付されたとき（合併、分割、株式交換又は株式移転（以下この項において「合併等」という。）に際し当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の当該特定新株予約権を有する者に対し交付される当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の譲渡制限付新株予約権（第三項及び第四項において「承継新株予約権」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。
- 一　当該譲渡制限付新株予約権と引換えにする払込みに代えて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権をもつて相殺されること。
- 二　前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付新株予約権が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。
- 2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受けられたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 3 前項に規定する場合において、特定新株予約権（承継新株予約権を含む。）が消滅をしたときは、当該消滅による利益の額は、これらの新株予約権を発行した法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- 4 第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定新株予約権の一個当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において行使された数その他当該特定新株予約権又は承継新株予約権の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。
- 5 内国法人が新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）を発行する場合において、その新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額がその新株予約権のその発行の時の価額を超えるときは、その満たない部分の金額（その新株予約権を無償で発行した場合には、その発行の時の価額）又はその超える部分の金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入しない。
- 6 第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七日の三 不正行為等に係る費用等

第五十五条 内国法人が、その所得の金額若しくは欠損金額又は法人税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装すること（以下この項において「隠蔽仮装行為」といふ。）によりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合には、当該隠蔽仮装行為に要する費用の額又は当該隠蔽仮装行為により生ずる損失の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の規定は、内国法人が隠蔽仮装行為によりその納付すべき法人税以外の租税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合について準用する。

3 内国法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかつた場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の第二十二条第三項第一号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる原価の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として政令で定める額を除く。）、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額（その内国法人が当該事業年度の確定申告書を提出していなかった場合には、これらの額のうち、その提出した当該確定申告書に記載した第七十四条第一項第一号（確定申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る修正申告書（その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について更正があるべきことを予知した後に提出された修正申告書を除く。）に記載した同法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、次に掲げる場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額については、この限りでない。

4 一 前号イ又はロに掲げるものにより、当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（同号に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に對する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

二 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 国税に係る延滞税、過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税並びに印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定による過怠税

二 地方税法の規定による延滞金（同法第六十五条（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）の規定により徵收されるものを除く。）、過少申告加算金（不申告加算金及び重加算金）

三 前号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

5 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 罰金及び科料（通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものを含む。）並びに過料

二 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二十一号）の規定による課徴金及び延滞金

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金（外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ぜるこれらに類するものを含む。）

四 金融商品取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金

五 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による課徴金及び延滞金

六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）の規定による課徴金及び延滞金

八 内国法人が供与をする刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百九十八条（贈賄）に規定する賄賂又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する費用又は損失の額（その供与に要する費用の額又はその供与により生ずる損失の額を含む。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十六条 削除

第八目 繰越欠損金

（欠損金の繰越し）

第五十七条 内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が損金算入限度額（本文の規定を適用せず、かつ、第五十九条第三項及び第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額をいう。）から当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の關係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した各事業年度（以下この項、次項及び第七項第一号において「前十年内事業年度」という。）において生じた欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定によりないものとされたものを除く。次項において同じ。）の生じた前十年内事業年度について確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「未処理欠損金額」という。）があるときは、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」とい

う。以後の各事業年度における前項の規定については、当該前十年内事業年度において生じた未処理欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前十年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前十年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあっては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた欠損金額とみなす。

前項の適格合併に係る被合併法人（同項の内国法人（当該内国法人が当該適格合併により設立された法人である場合にあっては、当該適格合併に係る他の被合併法人。以下この項において同じ。）との間に支配関係があるものに限る。）又は前項の残余財産が確定した他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の前項に規定する未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を行うための合併として政令で定めるものに該当する場合又は当該被合併法人等と同項の内国法人との間に当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日）の五年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

二 当該被合併法人等の支配関係事業年度（当該被合併法人等が当該内国法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額（当該被合併法人等において第一項の規定により前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二 当該被合併法人等の支配関係事業年度以前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額（当該被合併法人等において第一項の規定により前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

4

第一項の内国法人と支配関係法人（当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。以下この項において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十一第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該内国法人の当該適格組織再編成等の日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（以下この項において「組織再編成事業年度」という。）開始の日の五年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行った場合の適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該組織再編成事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損金額（第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）のうち次に掲げる欠損金額はないものとする。

一 当該内国法人の支配関係事業年度（当該内国法人が当該支配関係法人との間に最後に支配関係を有したこととなつた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前十年内事業年度（当該組織再編成事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度をい

う。以下この項において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第一項の規定により前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）に該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

二 当該内国法人が第五十九条第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度後（当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

六通算法人が第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人（次項第一号及び第八項において「時価評価除外法人」という。）に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、当該通算法人について第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十五項又は第六項（通算制度の取りやめ等）の規定により当該通算法人について第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた日以後に開始する各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額（同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

七 通算法人を合併法人とする合併で当該通算法人との間に通算完全支配関係（これに準ずる関係として政令で定める関係を含む。以下この項において同じ。）がある他の内国法人を被合併法人とするものが行われた場合又は通算法人との間に通算完全支配関係（当該通算法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合には、次に掲げる欠損金額については、第二項の規定は、適用しない。

一 これらの他の内国法人が時価評価除外法人に該当しない場合（当該合併（適格合併に限る。）の日の前日又は当該残余財産の確定した日がこれらの他の内国法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日の前日から当該有することとなつた日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日であることをその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるこれらの他の内国法人の前十年内事業年度において生じた欠損金額（第二項の規定によりこれらの他の内国法人の前十年内事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）

二 これらの他の内国法人の第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用がある欠損金額

八 通算法人で時価評価除外法人に該当するものが通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日（うちいちずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、同日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項の規定により当該通算承認が効力を失つたとき（当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。）を

除く。)で、かつ、当該通算法人について通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行ふ場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日(当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。第一号において「支配関係発生日」という。)以後に新たな事業を開始したときは、当該通算法人(当該通算法人であつた内国法人を含む。)の当該通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度(同日の属する事業年度終了の日後に当該事業を開始した場合には、その開始した日以後に終了する各事業年度)における第一項の規定の適用については、次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

二、当該通算法人の支配関係事業年度（支配関係発生日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で通算前十年内事業年度（当該通算承認の効力が生じた日前十年以内に開始した各事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含み、第一項の規定により通算前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの、第四項から第六項まで、この項若しくは次項又は第五十八条第一項の規定によりないものとされたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の十四第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損益不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

みがされたものと同一のものとし、その他のものにおいて確定申告書を提出したが、その他のものにおいて確定申告書を提出している場合(第二項の規定により当該国内法人の欠損金額とみなされたものにつき第一項の規定を適用する場合)にあつては、第二項の合併等事業年度について確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合(であつて欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する)。

11 次の各号に掲げる内国法人の当該各号に定める各事業年度の所得に係る第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」ととする。

第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人 当該各事業年度
イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。（第六十一条において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第五項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの及び同条第六項に規定する大通算法人を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び同項に規定する大通算法人を除く。）
公益法人等又は協同組合等

第一項の各事業年度が内国法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

イ 更生手続開始の決定があつたこと 当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過するまでの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定の日の翌日から当該更生手続開始の決定の日までの期間を除く。）

口 該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間) 内の日の属する事業年度
　再生手続開始の決定があつたこと 当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の
決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間(同日前において当該
再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当
該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間) 内の日の属する事業年度
ハ 第五十九条第二項に規定する政令で定める事実(口に掲げるものを除く) 当該事実が生
じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度
二 イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実 当該事実が生じた日か
ら同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度
第一項の翌日まで七日を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第五項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに株式移転完全親法人を除く。）当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として改めて定める日（最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

日として政令で定めた日のうち最も早い日以後に納入する場合は月を除く。
前項（第二号に係る部分に限る）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号
に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。
税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた
場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第
十一項（第二号に係る部分に限る）の規定を適用することができる。
第二項の合併法人が適格合併により設立された法人である場合における第一項の規定の適用そ
の他同項から第九項まで及び第十一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
寺尾朱左等によつて支記されて貯金の裏返し不適用

五十七条の二 内国法人他の者の間に当該他の者による特定支配関係（当該他の者が当該内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他政令で定める関係をいい、政令で定める事由によって生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有することとなつたもののうち、当該特定支配関係を有することとなつた日（以下この項及び次項第一号において「支配日」という。）の属する事業年度（以下この項において「特定支配事業年度」という。）において当該特定支配事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（前条第一項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項の規定の適用があるものと見る。以下この条において同じ。）又は平西員資産（当該内国法人が当該特定支配事業年度の末期に残る資産の額と該年度の収益額の合計額を算定して得た額とし、当該内国法人の資本又は積立金の額と該年度の収益額の合計額を算定して得た額とのうち、前者の額が後者の額を超過する場合は、後者の額とする。）のうち、当該内国法人の資本又は積立金の額と該年度の収益額の合計額を算定して得た額とのうち、前者の額が後者の額を超過する場合は、後者の額とする。

ものとして政令で定めるものをいう。)を有するもの(以下この条において「欠損等法人」といいう。)が、当該支配日以後五年を経過した日の前日まで(当該特定支配関係を有しなくなつた場合として政令で定める場合に該当したこと、当該欠損等法人の債務につき政令で定める債務の免除その他の行為(第三号において「債務免除等」という。)があつたことその他政令で定める事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日まで)に次に掲げる事由に該当する場合には、その該当することとなつた日(第四号に掲げる事由(同号に規定する適格合併に係る部分に限る。)に該当する場合にあつては、当該適格合併の日の前日。次項及び第三項において「該当日」という。)の属する事業年度(以下この条において「適用事業年度」という。)以後の各事業年度においては、当該適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、前条第一項の規定は、適用しない。

一 当該欠損等法人が当該支配日の直前において事業を営んでいない場合(清算中の場合を含む。)において、当該支配日以後に事業を開始すること(清算中の当該欠損等法人が継続することを含む。)

二 当該欠損等法人が当該支配日の直前において営む事業(以下この項において「旧事業」という。)の全てを当該支配日以後に廃止し、又は廃止することが見込まれている場合において、当該旧事業の当該支配日の直前における事業規模(売上金額、収入金額その他の事業の種類に応じて政令で定めるものをいう。次号及び第五号において同じ。)のおおむね五倍を超える資金の借入れ又は出資による金銭その他の資産の受入れ(合併又は分割による資産の受入れを含む。次号において「資金借入れ等」という。)を行うこと。

三 当該他の者又は当該他の者との間に政令で定める関係がある者(以下この号において「関連者」という。)が当該他の者及び関連者以外の者から当該欠損等法人に対する債権で政令で定めるもの(以下この号において「特定債権」という。)を取得している場合(当該支配日前に特定債権を取得している場合を含むものとし、当該特定債権につき当該支配日以後に債務免除等を行うことが見込まれている場合その他の政令で定める場合を除く。次号において「特定債権が取得されている場合」という。)において、当該欠損等法人が旧事業の当該支配日の直前における事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行うこと。

四 第一号若しくは第二号に規定する場合又は前号の特定債権が取得されている場合において、当該欠損等法人(他の内国法人との間に当該他の内国法人による完全支配関係があるものに限る。)の残余財産が確定すること。

五 当該欠損等法人が当該特定支配関係を有することとなつたことに基因して、当該欠損等法人の当該支配日の直前の役員(社長その他政令で定めるものに限る。)の全てが退任(業務を執行しないものとなることを含む。)をし、かつ、当該支配日の直前において当該欠損等法人の業務に従事する使用人(以下この号において「旧使用人」という。)の総数のおおむね百分の二十以上に相当する数の者が当該欠損等法人の使用人でなくなつた場合において、当該欠損等法人の非従事事業(当該旧使用人が当該支配日以後その業務に実質的に従事しない事業をいう。)の事業規模が旧事業の当該支配日の直前における事業規模のおおむね五倍を超えることとなること(政令で定める場合を除く。)。

六 前各号に掲げる事由に類するものとして政令で定める事由

2 欠損等法人との間で当該欠損等法人の該当日以後に合併、分割、現物出資又は第二条第十二号の五の二(定義)に規定する現物分配が行われる場合には、次の各号に掲げる欠損金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 欠損等法人を合併法人とする適格合併が行われる場合における当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額(当該適格合併が当該欠損等法人の適用事業年度開始の日以後三年を経過する日(その経過する日が支配日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、同日。次項において「三年経過日」という。)後に行われるものである場合には、当該欠損金額のうちその生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度開始の日前であるものに限る。)前条第二項及び第三項

二 欠損等法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする前条第四項に規定する適格組織再編成等が行われる場合における当該欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額 同項

内国法人で当該欠損等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額(当該残余財産の確定の日が当該欠損等法人の三年経過日以後である場合には、当該欠損金額のうちその生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度開始の日前であるものに限る。)については、同項及び同条第三項の規定は、当該欠損等法人については、適用しない。

三 内国法人と欠損等法人との間で当該内国法人を合併法人とする適格合併が行われる場合又は内国法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある他の内国法人である欠損等法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

4 内国法人と欠損等法人との間で当該内国法人を合併法人とする適格合併が行われる場合又は内国法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある他の内国法人である欠損等法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例)

第五十八条 内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項(欠損金の繰越し)の規定の適用については、当該欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について震災、風水害、火災その他政令で定める灾害により生じた損失の額で政令で定めるもの(次項及び第三項において「災害損失金額」という。)を超える部分の金額は、ないものとする。

内国法人の各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出する事業年度でない事業年度において生じた欠損金額に係る第五十七条第一項の規定の適用については、当該欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額については、同条第三項及び第四項並びに前条の規定は、適用しない。

欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に災害損失金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がない場合には、当該事業年度の災害損失金額はないものとして、前二項の規定を適用する。

4 前三项の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)

第五十九条 内国法人について更生手続開始の決定があつた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度(以下この項において「適用年度」という。)前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該更生手続開始の決定があつた時ににおいてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者(当該内国法人が通算法人である場合(当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。)には、他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。)から当該債権につき債務の免除を受けた場合(当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。)その債務の免除を受けた金額(当該利益の額を含む。)

二 当該更生手続開始の決定があつたことに伴いその内国法人の役員等(役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人が通算法人である場合(当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。)には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。)から金銭その他の資産の贈与を受けた場合 その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

三 第二十五条第二項（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（資産の評価益）に規定する評価換えをした場合 同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（第三十三条第三項（資産の評価損）の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控除した金額） 内国法人について再生手続開始の決定があり、又は内国法人に第二十五条第三項若しくは第三

三項又は第三十三条第四項の規定の適用を受けるときは、その適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち次に掲げる金額の合計額（当該合計額が第五十七条第一項（欠損金の繰越し）、この項及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二　当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が生じた時ににおいてその内国外人に對し政令で定める債権を有する者（当該国内法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該国内法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他者の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）におけるその債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

当該再生手続開始の決定があつたこと又は当該政令で定める事実が生じたことに伴いその内国外去の役員等（役員告げは未主等）がちらう者又はこれららの者をいい、当該国内法人へば

國法人の役員等（役員若しくは社員等である者又はこれにてあつた者をいふ。但説内國法人が當該年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）に他の通算法人である場合（当該適用年度終了の日が當該適用年度終了の日の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合におけるその贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

て、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額（当該合計額がこの項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が生じた時においてその内国

二 法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人が通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、他に該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から当該債権が債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）その債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

通算法人である場合（当該適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人的事業年度終了の日である場合に限る。）には他の通算法人で当該適用年度終了の日にその事業年度が終了するものを除く。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額。

内国法では解釈上に場合によつて、幾つかあるときは、その清算中二冬は十

内定額)が解消した場合において残余賃金がないと見込まれるときは、その清算時に繰り戻す。
る事業年度(前三項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)前の各事業年度において生じた欠損金額を基礎として政令で定めるところにより計算し

が金額に相当する金額（当該相当する金額がこの項及び第六十一条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二項の内国法人が通算法人である場合（同項に規定する適用年度終了日の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「この項及び」とあるのは「この項」と、「の規定」とあるのは「」、第六十四条の五（損益通算）及び第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定」と、「所得の金額を」とあるのは「所得の金額と当該内国法人の適用年度及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との

間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の調整前所得金額（第五十七条第一項、この項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五及び第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。）の合計額から同日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において生じた調整前欠損金額（第五十七条第一項、この項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五及び第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。）の合計額を控除した金額（これらの他の通算法人のうちにこの項の規定の適用を受ける法人がある場合には、当該控除した金額のうち当該内国法人に帰せられ

る金額として政令で定める金額)とのうちいづれか少ない金額を」とする。
第一項から第四項までの規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により損金の額に算入される金額の計算に関する明細を記載した書類及び更生手続開始の決定があつたこと若しくは再生手続開始の決定があつたこと若しくは第二項若しくは第三項に規定する政令で定める事実が生じたことを証する書類又は残余財産がないと見込まれることを説明する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
税務署長は、前項に規定する財務省令で定める書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

第六十条 保険業法に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

明細を記載した書類を添付しなければならない。
(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)
第六十条の二 協同組合等が各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨を決議する次に掲げる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
一 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱つた物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額
二 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

第十目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額

第六十条の三 第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人（以下この項及び次項において「欠損等法人」という。）の同条第一項に規定する適用事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日から同日以後三年を経過する日（その経過する日が同条第一項に規定する支配日以後五年を経過する日後となる場合には、同日）までの期間（当該期間に終了する各事業年度において、第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受ける場合には、当該適用事業年度開始の日からその適用を受ける事業年度終了の日までの期間。以下この項及び次項において「適用期間」という。）において生ずる特定資産（当該欠損等法人が当該支配日の属する事業年度開始の日において有する資産及び当該欠損等法人が当該適用事業年度開始の日以後に行われる第五十七条の二第一項に規定する他の者を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は同項第三号に規定する関連者を被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人とする適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十一第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下この条において同じ。）により移転を受けた資産のうち、政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由（以下この項において「譲渡等特定事由」という。）による損失の額として政令で定める金額（当該譲渡等特定事由が生じた日の属する事業年度の適用期間において生ずる特定資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第三項において「譲渡等損失額」という。）は、当該欠損等法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 欠損等法人がその適用期間内に自己を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする適格組織再編成等によりその有する特定資産（第五十七条の二第一項に規定する評価損資産に該当するものに限る。）を当該適格組織再編成等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出资法人又は被現物分配法人（以下この条において「合併法人等」という。）に移転した場合には、当該合併法人等を前項の規定の適用を受ける欠損等法人とみなして、この条の規定を適用する。前項の合併法人等が適格組織再編成等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出资法人の其他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款 利益の額又は損失の額の計算

第一目 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益

第六十一条 内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産（以下この条において「暗号資産」という。）をいう。）において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡の規定がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剩余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剩余金の配当の効力が生ずる日その他財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。）その短期売買商品等の譲渡の時における有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額

二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額（その短期売買商品等についてその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法を選定しなかつて

た場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額をいう。）

内国法人が事業年度終了の時（以下この項及び次項において「期末時」という。）において有する短期売買商品等については、次の各号に掲げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定めた方法（第二号に掲げる短期売買商品等にあつては、同号に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法（その方法を選定しなかつた場合には、同号ロに掲げる方法）とする。）により評価損益をもつて、当該期末時における評価額とする。

一 短期売買商品等（暗号資産にあつては、市場暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産とし政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に限るものとし、次に掲げるものを除く。）

時価法（期末時において有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この号において「種類等」という。）の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、当該期末時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。次号及び次項において同じ。）

ロ 特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産（次号において「自己発行暗号資産」という。）であつてその時から継続して譲渡についてその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われているものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）

イ 特定譲渡制限付暗号資産（譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）

二 市場暗号資産に該当する特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産を除く。）イ又はロに掲げる方法

ロ 原価法（期末時において有する短期売買商品等について、当該期末時における帳簿価額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。次号において同じ。）

三 前二号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等 原価法

内国法人が期末時において短期売買商品等（時価法により評価した金額（以下この項において「時価評価金額」という。）をもつてその期末時における評価額とするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を有する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等に係る評価益（当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその期末時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益）又は第三十三条第一項（資産の評価損）の規定にかかわらず、その期末時の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出资法人又は被現物分配法人に短期売買商品等を移転する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する暗号資産を移転する場合に限る。）には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品等に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5 内国法人が、短期売買商品等（暗号資産を除く。以下この項において同じ。）を有する場合において、第一項に規定する目的で短期売買商品等の売買を行う業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、その短期売買商品等をその時における価額により譲渡し、かつ、短期売

- 買商品等以外の資産をその価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。
- 内国法人が暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたことその他の政令で定める事実が生じたときは、政令で定めるところにより、その暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。
- 内国法人が暗号資産信用取引（他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該暗号資産信用取引のうち事業年度終了の時点において決済されていないものがあるときは、その時において当該暗号資産信用取引を決済したものとのみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 内国法人が適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により暗号資産信用取引に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該暗号資産信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 内国法人が暗号資産信用取引に係る契約に基づき暗号資産を取得した場合（第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延）の規定の適用を受ける暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該暗号資産を取得した場合を除く。）には、その取得の時に当該暗号資産の取得の基準となつた暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該暗号資産の上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、その算出の方法の選定の手続、第二項第二号に掲げる短期売買商品等の評価の方法の選定の手続、第三項に規定する評価益又は評価損の翌事業年度における処理、第七項に規定するみなし決済損益額の翌事業年度における処理その他各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
- 第一目的二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益**
- （有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）**
- 第六十一条の二 内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剩余金の配当の他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剩余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。**
- （第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条规定第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）
- 二 その有価証券の譲渡に係る原価の額（その有価証券についてその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法のうち政令で定める方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額をいう。内国法人が、旧株（当該内国法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を発行した法人の合併（当該法人の株主等に合併法人又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額を、当該分割承継親法人の株式）

- 合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自分が有する自己の株式を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式以外の資産（当該株主等に対する第二条第十二号の人（定義）に規定する剰余金の配当等として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。以下この項及び第六項において「金銭等不交付合併」という。）により当該株式の交付を受けた場合又は旧株を発行した法人の特定無対価合併（当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつた合併で、当該法人の株主等に対する合併法人の株式の交付が省略されたと認められる合併として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により当該旧株を有しないこととなつた場合における前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、これらの旧株の当該金銭等不交付合併又は特定無対価合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。
- 合併法人の第二十四条第二項に規定する抱合株式（前項の規定の適用があるものを除く。）に係る第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該抱合株式の合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。
- 内国法人が所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。以下この項において同じ。）を発行した法人の行つた分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、当該所有株式のうち当該分割型分割により当該分割承継法人に移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行つものとみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、その分割型分割（第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として分割承継法人又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。以下この項において「金銭等不交付分割型分割」という。）を除く。）により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その所有株式の当該分割型分割の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「分割純資産対応帳簿価額」という。）とし、その分割型分割（金銭等不交付分割型分割に限る。）により分割承継法人又は親法人の株式の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれもその所有株式の当該分割型分割の直前の分割純資産対応帳簿価額とする。
- 内国法人が自己を分割法人とする適格分割型分割により当該適格分割型分割に係る分割承継法人又は第二条第十二号の十一に規定する分割承継親法人（第七項において「分割承継親法人」という。）の株式を当該内国法人の株主等に交付した場合における第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれも第六十二条の二第三項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する政令で定める金額に相当する金額とする。
- 内国法人が自己を合併法人とする適格合併（金銭等不交付合併に限る。）により第二条第十二号の八に規定する合併親法人の株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該合併親法人の株式の当該適格合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。
- 内国法人が自己を分割承継法人とする適格分割により分割承継親法人の株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該分割承継親法人の株式）

り承継信託の受益権の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いすれもその旧受益権の当該信託の分割の直前の分割純資産対応帳簿価額とする。

内国法人が、所有株式（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）の第二十四条第一項各号に掲げる事由（第二項の規定の適用がある合併、第四項に規定する金銭等不交付分割型分配及び第八項に規定する金銭等不交付株式分配を除く。）により金銭その他の資産の交付を受けた場合（当該他の内国法人の同一項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配、同項第四号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあつては、その交付を受けた時において当該所有株式を有する場合に限る。）又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額（第四項、第八項、次項又は第十九項の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）に相当する金額とする。

内国法人が所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。）を発行した法人の第二十四条第一項第四号に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配（以下この項において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該所有株式の払戻し等の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

内国法人がその出資（口数の定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。）を有する法人の出資の払戻し（以下この項において「払戻し」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額のうち当該払戻しの直前の当該所有出資の金額のうへん（内国法人が、有価証券を有しないでその売付けをし、その後にその有価証券と銘柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をする取引その他財務省令で定める取引をいい、次項に規定する信用取引及び発行日取引に該当するものを除く。）の方法により、有価証券の売付けをし、その後にその有価証券と銘柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日とする。

内国法人が、金融商品取引法第一百五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後にその株式と銘柄を同じくする株式の買付け又は売付けをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日とする。

二 その売付けをした株式のその売付けに係る対価の額

内国法人が次条第一項第一号に規定する売買目的有価証券、社債、株式等の振替に関する法律第九十条第一項（定義）に規定する分離適格振替国債である有価証券その他の政令で定める有価証券等不交付分割型分配を除く。）により分割承継法人、被現物法人又は被現物分配法人に売買目的有価証券を移転する場合には、当該適格分割等の日の前

17 17
り承継信託の受益権の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いすれもその旧受益権の当該信託の分割の直前の分割純資産対応帳簿価額とする。

内国法人が、所有株式（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）の第二十四条第一項各号に掲げる事由（第二項の規定の適用がある合併、第四項に規定する金銭等不交付分割型分配及び第八項に規定する金銭等不交付株式分配を除く。）により金銭その他の資産の交付を受けた場合（当該他の内国法人の同一項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配、同項第四号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあつては、その交付を受けた時において当該所有株式を有する場合に限る。）又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額（第四項、第八項、次項又は第十九項の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）に相当する金額とする。

20 20
内国法人が所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。）を発行した法人の第二十四条第一項第四号に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配（以下この項において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該所有株式の払戻し等の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

内国法人がその出資（口数の定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。）を有する法人の出資の払戻し（以下この項において「払戻し」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額のうち当該払戻しの直前の当該所有出資の金額のうへん（内国法人が、有価証券を有しないでその売付けをし、その後にその有価証券と銘柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をする取引その他財務省令で定める取引をいい、次項に規定する信用取引及び発行日取引に該当するものを除く。）の方法により、有価証券の売付けをし、その後にその有価証券と銘柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日とする。

二 その買付けをした株式のその買付けに係る対価の額

内国法人が所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。）を発行した法人の第二十四条第一項第四号に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配（以下この項において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該所有株式の払戻し等の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

内国法人がその出資（口数の定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。）を有する法人の出資の払戻し（以下この項において「払戻し」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額のうち当該払戻しの直前の当該所有出資の金額のうへん（内国法人が、有価証券を有しないでその売付けをし、その後にその有価証券と銘柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をする取引その他財務省令で定める取引をいい、次項に規定する信用取引及び発行日取引に該当するものを除く。）の方法により、有価証券の売付けをし、その後にその有価証券と銘柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日とする。

23 23
内国法人が、自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人とする合併、分割又は株式交換（以下この項において「合併等」という。）により親法人株式（その内国法人との間に当該内国法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人に該当することが当該合併等に係る契約をする日（以下この項において「契約日」という。）において見込まれる法人の株式をいう。以下この項において同じ。）を交付しようとする場合において、契約日に親法人株式を有していたとき、又は契約日後に当該内国法人を合併法人とする適格合併その他政令で定める事由により親法人株式の移転を受けたときは、当該契約日又は当該移転を受けた日（以下この項において「契約日等」という。）において、これらの親法人株式（その交付しようとすることが見込まれる数として政令で定める数に相当するもの）を除く。以下この項において同じ。）を当該契約日等における価額により譲渡し、かつ、これらの親法人株式をその価額により取得したものとみなして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

24 24
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、その算出の方法の選定の手続その他の前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)
第六十一条の三 内国法人が事業年度終了の時において有する有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、その時における評価額とする。

一 売買目的有価証券（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令で定めるもの）をいう。以下第三項までにおいて同じ。）当該売買目的有価証券を時価法（事業年度終了の時において有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）

二 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいう。）当該売買目的外有価証券を原価法（事業年度終了の時において有する有価証券（以下この号において「期末保有有価証券」という。）について、その時における帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券については、政令で定めるところにより当該帳簿価額と当該償還金額との差額のうち当該事業年度に配分すべき金額を加算し、又は減算した金額）をもつて当該期末保有有価証券の時ににおける評価額とする方法をいう。）により評価した金額

2 2
内国法人が事業年度終了の時において有する有価証券（以下この号において「期末保有有価証券」という。）について、その時における帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券については、政令で定めるところにより当該帳簿価額と当該償還金額との差額のうち当該事業年度に配分すべき金額を加算し、又は減算した金額）をもつて当該期末保有有価証券の時ににおける評価額とする方法をいう。）により評価した金額

3 3
内国法人が適格分割（適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物法人又は被現物分配法人に売買目的有価証券を移転する場合には、当該適格分割等の日の前

日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的有価証券に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 第二項に規定する評価益又は評価損の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第六十一条の四 内国法人が第六十一条の二第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入等）（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

内国法人が第六十一条の二第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入等）に規定する有価証券の空売り（次項において「有価証券の空売り」という。）、同条第二十一項に規定する信用取引（次項及び第三項において「信用取引」という。）、同条第二十一項に規定する発行日取引（次項及び第三項において「発行日取引」という。）又は有価証券の引受け（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘に際し、これらの有価証券を取得させることを目的としてこれららの有価証券の全部若しくは一部を取得すること又はこれらの有価証券の引受けにつき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすることをいい、前条第一項第二号に規定する売買目的外有価証券の取得を目的とするものを除く。次項において同じ。）を行つた場合において、これらの取引のうち事業年度終了の時において決済されていなものがあるときは、その時においてこれらの取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 内国法人が適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により空売り等（有価証券の空売り、信用取引、発行日取引及び有価証券の引受けをいう。以下この項において同じ。）に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該空売り等に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 内国法人が信用取引等（信用取引（買付けに限る。）及び発行日取引（買付けに限る。）をいふ。以下この項において同じ。）に係る契約に基づき有価証券を取得した場合（第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延））により算出される数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値とをあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金額の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該デリバティブル取引のうち事業年度終了の時において決済されていないもの（第六十一条の八第二項（先物外國為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受ける場合においては、当該同項に規定する先物外國為替契約等に基づくもののその他財務省令で定める取引（次項において「為替予約取引等」という。）を除く。以下この項において「未決済デリバティブル取引」という。）があるときは、その時において当該未決済デリバティブル取引を決済したものとみなして財務省令

（デリバティブル取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

第六十一条の五 内国法人がデリバティブル取引（金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金額の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該デリバティブル取引のうち事業年度終了の時において決済されていないもの（第六十一条の八第二項（先物外

で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人にデリバティブル取引（為替予約取引等を除く。）に係る契約を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該デリバティブル取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の額又は損金の額に算入する。

3 内国法人がデリバティブル取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合（次条第一項の規定の適用を受けるデリバティブル取引に係る契約に基づき当該資産を取得した場合を除く。）には、その取得の時における当該資産の価額とその取得の基因となつたデリバティブル取引に係る契約に基づき当該資産の取得の対価として支払った金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 第一条に規定するみなし決済損益額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第三回 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等

（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延）

第六十一条の六 内国法人が次に掲げる損失の額（以下この条において「ヘッジ対象資産等損失額」という。）を減少させるためにデリバティブル取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額がある場合を除くものとし、当該デリバティブル取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨その他財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。次項において同じ。において、当該デリバティブル取引等を行つた時から事業年度終了の時までの間ににおいて当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、当該デリバティブル取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該デリバティブル取引等に係る利益額又は損失額（当該デリバティブル取引等の決済によつて生じた利益の額又は損失の額（第五項において「決済損益額」という。）、第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定するみなし決済損益額、第六十一条の四第一項（有価証券の空売却等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するみなし決済損益額、前条第一項に規定するみなし決済損益額及び第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）に規定する為替換算差額をいう。）のうち当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「有効決済損益額」という。）は、第六十一条第七項、第六十一条の四第一項、前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

一 資産（第六十一条第三項に規定する短期売買商品等及び第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券を除く。次号において同じ。）又は負債の価額の変動（第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法により第六十一条の八第一項（外貨建取引の換算）に規定する円換算額への換算をする第六十一条の九第一項各号に掲げる資産又は負債（次号において「期末時換算資産等」という。）の価額の外國為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）に伴つて生ずるおそれのある損失

二 資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものに係る決済により受け取ることとなり、又は支払うこととなる金銭の額の変動

(期末時換算資産等に係る外國為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)に伴つて生ずる
おそれのある損失
内國法人が、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合に
おいて、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格分割等」という。)により分割
承継法人又は被現物出資法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)に当該デリバ
ティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により前項第一号に規定する資産若し
くは負債(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに
限る。)の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対
象資産等損失額を減少させようとするものに限る。)を当該分割承継法人等が受け取り、若しく
は支払うこととなるとき(当該内國法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済
をしていた場合には、当該適格分割等により同項第一号に規定する資産若しくは負債(当該デリ
バティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。)の移転
をし、又は同項第二号に規定する金銭(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額
を減少させようとしていたものに限る。)を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこと
となるとき)は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に同項の規定によ
り計算される当該デリバティブ取引等による有効決済損益額に相当する金額は、第六十一条第八
項、第六十一条の四第二項、前条第二項及び第六十一条の九第三項の規定にかかわらず、当該適
格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

内國法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下第六十一条の八までにおいて「適格
合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人(以下第六十一条の八までに
おいて「被合併法人等」という。)からヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたデリ
バティブ取引等に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格合併等により第一項第一号に規定する
資産若しくは負債(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとす
るものに限る。)の移転を受け、又は同項第二号に規定する金銭(当該デリバティブ取引等によ
りヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。)を受け取り、若しくは支払うこ
ととなつた場合(同項又は前項の規定の適用を受けた当該適格合併等に係る被合併法人等が当該
適格合併等前にヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたデリバティブ取引等の決済を
してい場合には、当該適格合併等により当該被合併法人等から第一項第一号に規定する資産若
しくは負債(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたもの
に限る。)の移転を受け、又は同項第二号に規定する金銭(当該デリバティブ取引等により
ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。)を受け取り、若しくは支払う
こととなつた場合)において、当該被合併法人等が当該契約の移転をしたデリバティブ取引等
(当該決済をしていた場合には、当該決済をしたデリバティブ取引等。以下この項において同じ
。)につき第一項に規定する旨その他同項に規定する事項を同項に規定する財務省令で定めると
ころにより帳簿書類に記載していたときは、当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業
年度におけるこの条の規定の適用については、当該内國法人が当該適格合併等により移転を受け
た同項第一号に規定する資産若しくは負債又は当該適格合併等により受け取り、若しくは支払う
こととなつた同項第二号に規定する金銭に係るヘッジ対象資産等損失額を減少させるために当該
デリバティブ取引等を行い、かつ、当該記載をしていたもののみなす。)

前項に規定するデリバティブ取引等は、次に掲げる取引(第六十一条の八第二項の規定の
適用を受ける場合における同項に規定する先物外國為替契約等に基づくもの及び前条第一項に規
定する財務省令で定める取引を除く。)をいう。

一 前条第一項に規定するデリバティブ取引
二 第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引
三 第六十一条の二第二十項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する有
価証券の空売り並びに同条第二十一項に規定する信用取引及び発行日取引

四 第六十一条の九第二項に規定する外貨建資産等を取得し、又は発生させる取引

5 決済損益額のうち第一項に規定する有効決済損益額の翌事業年度以後の各事業年度における処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上)

第六十一条の七 内國法人がその有する売買目的外有価証券(第六十一条の三第一項第二号(売買
目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)に規定する売買目的外有価証券をい
う。以下この項において同じ。)の価額の変動(第六十一条の九第一項第一号(外貨建資産等
の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)に規定する期末時換算法により次条第
一項に規定する円換算額(以下この項において「円換算額」という。)への換算をする第六十一
条の九第一項第二号ロに掲げる有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除
く。)により生ずるおそれのある損失の額(以下この項において「ヘッジ対象有価証券損失額」と
いう。)を減少させるためにデリバティブ取引等(前条第四項に規定するデリバティブ取引等
をいう。以下この項において同じ。)を行つた場合(当該売買目的外有価証券を政令で定めると
ころにより評価し、又は円換算額に換算する旨その他財務省令で定める事項を財務省令で定める
ところにより帳簿書類に記載した場合に限る。次項において同じ。)において、当該デリバティ
ブ取引等を行つた時から事業年度終了の時までの間に当該売買目的外有価証券の譲渡がなく、か
つ、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると
認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該売買目的外有価証券の価額と帳
簿価額との差額のうち当該デリバティブ取引等に係る前条第一項に規定する利益額又は損失額に
対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「ヘッジ対象
有価証券評価差額」という。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額
に算入する。

2 内國法人が、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合
において、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格分割等」という。)により分
割承継法人又は被現物出資法人に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格
分割等により売買目的外有価証券(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を
減少させようとするものに限る。)を移転するとき(当該内國法人が当該適格分割等の前に当該
デリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格分割等により売買目的外有価証券(当
該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとしていたものに限る。)
を移転するとき)は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定に
より計算される当該売買目的外有価証券に係るヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額は、
当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入す
る。

3 内國法人が、適格合併等により被合併法人等からヘッジ対象有価証券損失額を減少させるため
に行つたデリバティブ取引等に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格合併等により売買目的外
有価証券(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとするもの
に限る。)の移転を受けた場合(第一項又は前項の規定の適用を受けた当該適格合併等に係る被
合併法人等が当該適格合併等前にヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために行つたデリバ
ティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格合併等により当該被合併法人等から売買目的外
有価証券(当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとしていた
ものに限る。)の移転を受けた場合)において、当該被合併法人等が当該契約の移転をしたデリバ
ティブ取引等(当該決済をしたデリバティブ取引等。以下この項において同じ。)につき第一項に規定
する旨その他同項に規定する事項を同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記
載していたときは、当該被合併法人等が当該契約の移転をしたデリバティブ取引等。以下この
項において同じ。)に規定する旨その他同項に規定する事項を同項に規定する財務
省令で定めるところにより帳簿書類に記載していたときは、当該被合併法人等が当該適格合併等の
日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの条の規定の適用については、当該決済をした
デリバティブ取引等(当該決済をしたデリバティブ取引等。以下この項において同じ。)に規定する
旨その他同項に規定する事項を同項に規定する財務省令で定めるところにより移転を受けた
売買目的外有価証券に係るヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために当該記載をしていた
ものとみなす。

4 第一項に規定するヘッジ対象有価証券評価差額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第四目 外貨建取引の換算等

第六十一条の八 内国法人が外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。以下この目において同じ。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下の目において同じ。）は、当該外貨建取引を行った時に

おける外貨為替の売買相場により換算した金額とする。

2 内国法人が先物外貨為替契約等（外貨建取引によって取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるもの）をいう。以下の目において同じ。）により外貨建取引（第六十一条第三項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等又は第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券の取得及び譲渡を除く。次項において同じ。）によつて取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外貨為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもつて、前項の規定により換算した金額とする。

3 内国法人が、適格合併等により被合併法人等から外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させるために当該被合併法人等が行つた先物外貨為替契約等によりその移転を受け、かつ、当該適格合併等により当該外貨建取引（当該先物外貨為替契約等によりその金額の円換算額を確定させようとする当該資産又は負債の取得又は発生の基因となるものに限る。）を当該内国法人が行うこととなつた場合において、当該被合併法人等が当該先物外貨為替契約等につきその締結の日において前項に規定する旨を同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載していたときは、当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの条の規定の適用については、当該内国法人が当該資産又は負債の金額の円換算額を確定させるために当該先物外貨為替契約等を締結し、かつ、当該記載をしていたものとみなす。

4 前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）

第六十一条の九 内国法人が事業年度終了の時において次に掲げる資産及び負債（以下の目において「外貨建資産等」という。）を有する場合には、その時ににおける当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法（第一号、第二号口及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）により換算した金額とする。

一 外貨建債権（外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）及び外貨建債務（外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。）イ又はロに掲げる方法イ発生時換算法（事業年度終了の時（以下この号において「期末時」という。）において有する外貨建資産等について、前条第一項の規定により当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に用いた外貨為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて同条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外貨為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をい。次号及び第三号において同じ。）

ロ 期末時換算法（期末時において有する外貨建資産等について、当該期末時における外貨為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて前条第二項の規定の適用の適用を受けたものについては、先物外貨為替

については、先物外貨為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をい。以下この目において同じ。）

二 外貨建有価証券（償還、払戻しその他これらに準ずるもののが外国通貨で行われる有価証券として財務省令で定めるものをいう。）次に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券（期末時換算法）

ロ 第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券（償還期限及び償還金額の定めのあるものに限る。）発生時換算法又は期末時換算法

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券（期末時換算法）

三 外貨預金 発生時換算法又は期末時換算法

四 外貨通貨 期末時換算法

3 内国法人が事業年度終了の時において外貨建資産等（期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をするものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該外貨建資産等の金額を期末時換算法により換算した金額と当該外貨建資産等のその時の帳簿価額との差額に相当する金額（次項において「為替換算差額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に外貨建資産等（当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をすることとなるものに限る。以下の項において同じ。）を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該外貨建資産等に係る為替換算差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に外貨建資産等（当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をすることとなるものに限る。以下の項において同じ。）を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該外貨建資産等に係る為替換算差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 外國為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の金額の円換算額への換算、外貨建資産等の金額を円換算額に換算する方法の選定の手続、第二項に規定する為替換算差額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（為替予約差額の配分）

第六十一条の十 内国法人が事業年度終了の時において有する外貨建資産等（第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券を除く。第四項までにおいて同じ。）について、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて第六十一条の八第二項（先物外貨為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受けたときは、当該外貨建資産等に係る先物外貨為替契約等の締結の日（その日が当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引を行つた日前である場合には、当該外貨建取引を行つた日の属する事業年度から当該外貨建資産等の決済による本邦通貨の受取又は支払をする日の属する事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、為替予約差額（当該外貨建資産等の金額を先物外貨為替契約等により確定させた円換算額と当該金額を当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引を行つた時における外貨為替の売買相場により換算した金額との差額をいう。）のうち当該各事業年度に配分すべき金額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「為替予約差額」という。）は、益金の額又は損金の額に算入する。

2 内国法人が、適格分割又は適格現物出資（以下この項及び次項において「適格分割等」とい

う。）により分割承継法人又は被現物出資法人（次項において「分割承継法人等」という。）に外貨建資産等（その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて第六十一条の八第二項の規定の適用の適用を受けたものに限る。以下この項において同じ。）及び当該外貨建資産等の金額の円換算額を確定させた先物外貨為替契約等を移転する場合には、当該適格

分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該先物外貨替契約等に係る為替予約差額配分額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 外貨建資産等が短期外貨建資産等（当該外貨建資産等が適格分割等により分割承継法人等又は支払の期限が当該事業年度終了の日（当該外貨建資産等が適格分割等により分割承継法人等に移転するものである場合にあつては、当該適格分割等の日の前日）の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいう。）である場合には、第一項に規定する為替予約差額は、同項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することができる。

4 内国法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」といいう。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」といいう。）から外貨建資産等（その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて当該被合併法人等が第六十一条の八第二項の規定の適用を受けたものに限る。）及び当該外貨建資産等の金額の円換算額を確定させた先物外貨替契約等の移転を受けた場合は、当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの項の規定の適用については、当該内国法人が当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて同項の規定の適用を受けたものとみなす。但し、第三項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益

第六十一条の十一 内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）がその有する譲渡損益調整資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産等）で政令で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（その譲渡に係る収益の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。以下この条において同じ。）又は譲渡損失額（その譲渡に係る原価の額が収益の額を超過する場合におけるその超える部分の金額をいう。以下この条において同じ。）に相当する金額は、その譲渡した事業年度（その譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合には、次条第二項に規定する最後事業年度）の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき前項の規定の適用を受けた場合において、その譲渡を受けた法人（以下この条において「譲受法人」という。）において当該譲渡損益調整資産の譲渡、償却、評価換算、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生じたときは、当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との他の政令で定める事由が生じるところにより、当該内国法人の各事業年度（当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき次項又は第四項の規定の適用を受ける事業年度以後の事業年度を除く。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合（当該譲渡損益調整資産の適格合併に該当しない合併による合併法人への移転により同項の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該内国法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなつたとき（次に掲げる事由に基くして完全支配関係を有しないこととなつた場合を除く。）は、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（その有しないこととなつた日の前日の属する事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。）は、当該内国法人の当該前日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 当該内国法人の適格合併（合併法人が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人の全て。次号において同じ。）が当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

二 当該譲受法人の適格合併（合併法人が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

4 第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人、人又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人が時価評価事業年度（第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度をいう。以下この項において同じ。）以前の各事業年度において譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた法人である場合は、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（当該時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。以下この項において「譲渡損益調整額」という。）は、譲渡損益調整資産のうち譲渡損益調整額が少額であるものその他の政令で定めるものに係る譲渡損益調整額（同条第一項に規定する通算法人のうち同項第二号に掲げる要件に該当するものにあっては、当該政令で定めるものに係る譲渡損益調整額及び次に掲げる要件のいずれかに該当しない譲渡損益調整額）を除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 譲渡損失額を超えること。

二 譲渡損失額に係るものであること。

三 当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人において当該譲渡損益調整資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生ずることが見込まれていること又は当該通算法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなること（前項各号に掲げる事由に基くして完全支配関係を有しないこととなることを除く。）が見込まれていること。

5 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該内国法人が適格合併（合併法人（法人を設立する適格合併にあっては、他の被合併法人の全て）が当該内国法人との間に完全支配関係が有する。）により解散したときは、当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該合併法人を当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき同項の規定の適用を受けた法人とみなして、この条の規定を適用する。

6 内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（法人を設立する適格合併、適格分割又は適格現物出資にあつては、他の被合併法人、他の分割法人又は他の現物出資法人の全て）が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に当該譲渡損益調整資産を移転したときは、その移転した日以後に終了する当該内国法人の各事業年度においては、当該合併法人等を当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人とみなして、この条の規定を適用する。

7 適格合併に該当しない合併に係る被合併法人が当該合併による譲渡損益調整資産の移転につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額に相当する金額は当該合併に係る合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入しないものとし、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡損失額に相当する金額は当該合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入するものとする。

8 通算法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産の譲渡が他の通算法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資

三 当該分割により交付を受けた分割対価資産の一部のみをその株主等に交付した法人 分割型

分割及び分社型分割の双方

前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条の七 内国法人と支配関係法人（当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。）

との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする特

定適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十一第一項

（完全支配関係がある法人との間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出

資又は適格現物分配のうち、第五十七条第四項（欠損金の繰越し）に規定する共同事業を行う

ための適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないものをいう。以下この条において

同じ。）が行われた場合（当該内国法人の当該特定適格組織再編成等の日（当該特定適格組織再

編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定日の翌日）の属する事業

年度（以下この項において「特定組織再編成事業年度」という。）開始日の五年前の日、当該

内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日（うち最も遅い日から継続して当該内国法

人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）には、当

該内国法人の当該特定組織再編成事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日（その経過す

る日が当該内国法人が当該支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日以後五

年を経過する日後となる場合にあつては、その五年を経過する日）までの期間（当該期間に終了

する各事業年度において第六十二条の九第一項（非適格株式交換等による株式交換完全子法人等

の有する資産の時価評価損益）、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評

価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十

四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損

益）の規定の適用を受ける場合には、当該特定組織再編成等後に欠損等法人となり、かつ、第六十条の三第一項

の有する資産の時価評価損益）、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評

価損失額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 前項の内国法人が同項の支配関係法人から特定適格組織再編成等により移転を受けた資産

（棚卸資産） 当該特定適格組織再編成等の日における帳簿価額が少額であるものの他の政令

で定めるものを除く。）で当該支配関係法人が当該内国法人との間に最後に支配関係を有する

こととなつた日（次号において「支配関係発生日」という。）の属する事業年度開始の日前か

ら有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において

「特定引継資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額とし

て政令で定める金額の合計額から特定引継資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額とし

て政令で定める金額の合計額を控除した金額

二 前項の内国法人が有する資産（棚卸資産、特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始

における帳簿価額が少額であるものの他の政令で定めるものを除く。）で支配関係発生

日の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるも

のを含む。以下この号において「特定保有資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却

その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額から特定保有資産の譲渡、評価

換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

三 前二項の規定は、支配関係ある被合併法人等（被合併法人、分割法人及び現物出資法人をい

う。以下この項において同じ。）と他の被合併法人等との間で法人を設立する特定適格組織再編

成等が行われた場合（当該特定適格組織再編成等の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の

日又は当該他の被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該被合併法人等と当該

他の被合併法人等との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）について準用

する。この場合において、第一項中「には、当該内国法人」とあるのは「には、当該特定適格組

織再編成等により設立された内国法人」と、「当該内国法人が当該支配関係法人」とあるのは「第

三項に規定する被合併法人等が他の被合併法人等」と、前項第一号中「同項の支配関係法人から特定適格組織再編成等」とあるのは「特定適格組織再編成等に係る次項に規定する被合併法人等（次号に規定する他の被合併法人等を除く。）から当該特定適格組織再編成等」と、「当該支配関係法人が当該内国法人」とあるのは「当該被合併法人等が当該他の被合併法人等」と、同項第二号中「有する資産（棚卸資産）」とあるのは「特定適格組織再編成等に係る次項に規定する他の被合併法人等から当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（棚卸資産、当該）と、「の属する事業年度開始の日における」とあるのは「における」と、「支配関係発生日」とあるのは「当該他の被合併法人等が支配関係発生日」と読み替えるものとする。

「第一項に規定する支配関係法人又は前項に規定する被合併法人等が特定適格組織再編成等の直前ににおいて第六十条の三第一項（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）に規定する欠損等法人（次項及び第六項において「欠損等法人」という。）であり、かつ、当該特定適格組織再編成等が同条第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、第一項の内国法人が当該支配関係法人又は当該被合併法人等から当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産については、当該特定適格組織再編成等に係る同項（前項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定は、適用しない。

「第一項の内国法人が欠損等法人であり、かつ、特定適格組織再編成等が第六十条の三第二項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、当該内国法人が有する資産については、当該特定適格組織再編成等に係る第一項の規定は、適用しない。

「第一項の内国法人が特定適格組織再編成等後に欠損等法人となり、かつ、第六十条の三第一項に規定する適用期間が開始したときは、対象期間は、同項に規定する適用期間開始の日前日に終了するものとする。

「第一項の内国法人について特定適格組織再編成等後に第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じ、かつ、第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する適用期間が開始したときは、当該適用期間開始の日以後に開始する事業年度においては、当該特定適格組織再編成等に係る第一項第二号に掲げる金額は、ないものとする。

「第一項に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金不算入等）

第六十二条の八 内国法人が非適格合併等（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない合併）又は適格現物出資に該当しない現物出資若しくは事業の譲受けのうち、政令で定めるものをい

う。以下この条において同じ。）により当該非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出

資法人その他の政令で定める法人（以下この条において「被合併法人等」という。）から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産（適格合併に該当しない合併にあっては、第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する新株等）の価額の合計額（当該非適格合併等において当該被合併法人等から支出を受けた第三十七条第七項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に相当する金額を含み、当該被合併法人等に対しても支出をした同項に規定する寄附金の額に相当する金額を除く。第三項において「非適格合併等対価額」という。）が当該移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額（当該資産（営業権にあつては、政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額（第六十一条の十一第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用がある場合には、当該規定の適用がないものとした場合の取得価額）以下この項において同じ。）の合計額から当該負債の額（次項に規定する負債調整勘定の金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額を控除した金額をい。第三項において同じ。）を超えるときは、その超える部分の金額（当該資産の取得価額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額）のうち政令で定める部分の金額は、資産調整勘定の金額とする。

規定により減額すべき金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益
第六十二条の九 内国法人が自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法

第六十二条の九 内国法人が自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換等又は株式移転（適格株式交換等及び適格株式移転並びに株式交換又は株式移転の直前に当該内国法人と当該株式交換に係る株式交換完全親法人又は当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式交換及び株式移転を除く。以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合には、当該内国法人が当該非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のもとのをいう。）の評価益の額（当該非適格株式交換等の直前の時の価額がその時の帳簿額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（当該非適格株式交換等の直前の時の帳簿額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該非適格株式交換等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業

第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例

第六十三条 内国法人が、第六十四条の二第三項（リース取引に関する所得の金額の計算）に規定す

当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合における当該リース譲渡日の属する事業年度以後の各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該リース譲渡による収益の額及び費用の額につき、当該リース譲渡日の属する事業年度後のはずれかの事業年度において次項又は第四項の規定の適用を受けた場合は、これらの規定の適用を受けた事業年度後の一事業年度について

3 てはこの限りでない。
4 前条第一項の内國法人が同項に規定する非適格株式交換等の日の属する事業年度（以下この項において「非適格株式交換等事業年度」という。）において前二項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けているリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該非適格株式交換等事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに前二項の規定により当該非適格株式交換等事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものと定め、当該非適格株式交換等事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

5 第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の持価評価損益）に規定する内國法人、

4 第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国外人、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国外人又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）が時価評価事業年度（第六十四条

の十一 第一項に規定する通算開始直前事業年度、第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度（これらの事業年度のうち前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。（以下この項において同じ。）において第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けているリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに第一項又は第二項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

第二項の規定は、リース譲渡の日の属する事業年度の確定申告書に、同項に規定する収益の額及び費用の額として政令で定める金額の益金算入及び損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）

第六十四条 内国法人が、長期大規模工事（工事（製造及びソフトウエアの開発を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が一年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する事業年度からその目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

2 内国法人が、工事（その着手の日の属する事業年度（以下この項において「着工事業年度」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした場合において、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度からその工事の目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定した決算において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のはずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

3 適格合併、適格分割又は適格現物出資を行われた場合における長期大規模工事又は工事の請負に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八款 リース取引

(リース取引に係る所得の金額の計算)
第六十四条の二 内国法人がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の貸貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該貸貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するもののをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第六十四条の三 第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分配利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人課税信託に係る受託法人（第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 法人課税信託（第二条第二十九号の二ロに掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第一項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算箇中における受益者を除く。）が存することとなつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合は（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、当該法人課税信託に係る受託法人は当該受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の場合において、同項の受益者が内国法人であるときは、当該受益者である内国法人は、同項の資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

4 法人課税信託に係る受託法人が当該法人課税信託の受託者の変更により当該法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、当該変更後の受託者に当該移転をした資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 前項の規定により同項の変更後の受託者が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他の受託法人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に關する事項は、政令で定める。

第十款 公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 公共法人又は公益法人等である内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業（公益法人等が行うものに限る。以下この項及び次項にお

して同じ。）以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積所得金額」という。）又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 公益法人等を被合併法人とし、普通法人又は協同組合等である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積所得の金額」という。）又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項若しくは第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれらの規定に規定する公認認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の三第一項（実施計画）に規定する実施計画に係る同項の認定を受けた医療法人である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的又は同条第一項に規定する救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施のために支出される金額として政令で定める金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積欠損金額に加算若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。

4 前項の規定は、確定申告書に、同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6 前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度における処理その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一款 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

（損益通算）

第六十四条の五 通算法人の所得事業年度（通算前所得金額（第五十七条第一項（欠損金の繰越し）、第五十九条第三項及び第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）、この条並びに第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の生ずる事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。（以下この条において同じ。）終了の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において通算前欠損金額（第五十九条第三項及び第四項、第六十二条の五第五項、この条並びに第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。以下この条において同じ。）が生ずる場合には、当該通算法人の当該所得事業年度の通算対象欠損金額は、当該所得事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する通算対象欠損金額とは、第一号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちにおける割合を乗じて計算した金額をいう。

一 前項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額（当該合計額が第三号に掲げる金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 前項の通算法人の所得事業年度の通算前所得金額

三 前項の通算法人の所得事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額

四 前項に規定する他の通算法人の所得事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日（以上、益金の額に算入する。

五 前項に規定する通算対象所得金額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一 前項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額（当該合計額が第三号に掲げる金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 前項の通算法人の欠損事業年度において生ずる通算前欠損金額

三 前項の通算法人の欠損事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

四 前項又は第三項の規定を適用する場合において、第一項の通算法人の所得事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度又は第三項の通算法人の欠損事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度（以下第七項までにおいて「通算事業年度」という。）の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当該通算事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額（以下この項においてそれぞれ「当初申告通算前所得金額」とは、「当初申告通算前欠損金額」という。）と異なるときは、当初申告通算前所得金額を通算前欠損金額と、それぞれみなす。

五 第一項又は第三項の規定を適用する場合において、第一項の通算法人の所得事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度又は第三項の通算法人の欠損事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度（以下第七項までにおいて「通算事業年度」という。）の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当該通算事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額（以下この項においてそれぞれ「当初申告通算前所得金額」とは、「当初申告通算前欠損金額」という。）と異なるときは、当初申告通算前所得金額を通算前欠損金額と、それぞれみなす。

六 通算事業年度（第七十四条第一項の規定による申告書を提出した事業年度に限る。以下この項及び次項において同じ。）のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次に掲げる要件の全てに該当するときは、第一項の通算法人の所得事業年度又は第三項の通算法人の欠損事業年度については、前項の規定は、適用しない。

一 通算事業年度の全てについて、第七十四条第一項の規定による申告書に当該通算事業年度の所得の金額として記載された金額が零であること又は同項の規定による申告書に当該通算事業年度の欠損金額として記載された金額があること。

二 通算事業年度のいずれかについて、第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該通算事業年度の通算前欠損金額として記載された金額が過大であること。

三 通算事業年度のいずれかについて、この項及び第六十四条の七第八項の規定その他政令で定める規定を適用しないものとして計算した場合における当該通算事業年度の所得の金額が零を超えること。

七 通算事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における前二項の規定の適用については、当該修正申告書若しくは当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又はこれらの書類に添付された書類に次の各号に掲げる金額として記載された金額を第七十四条第一項の規定による申告書又は当該申告書に添付された書類に当該各号に掲げる金額として記載された金額とみなす。

一 当該通算事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額

二 当該通算事業年度の所得の金額又は欠損金額

三 第五項、第六十四条の七第四項から第七項まで又は第六十九条第十五項若しくは第二十項（外国税額の控除）の規定その他政令で定める規定を適用したならば次に掲げる事実その他の事実が生じ、当該通算法人又は他の通算法人の当該各事業年度終了の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、当該各事業年度及び他の通算法人の当該各事業年度終了の日以後に終了する事業年度については、第五項の規定を適用しないことができる。

一 当該通算法人が当該各事業年度前十年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（第五項、第六十四条の七第四項の規定を適用したならば当該各事業年度において第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されるものに限る。）を有する場合において、当該各事業年度において生じた欠損金額が生ずること。

二 当該通算法人又は当該他の通算法人のうちに第六十四条の十第六項（通算制度の取りやめ等）の規定により第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この目において「通算承認」という。）の効力を失うことが見込まれるものがある場合において、当該通算法人又は当該他の通算法人に第五十七条第一項の規定の適用がある欠損金額があること。

三 第五項から前項までに定めるものほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（損益通算の対象となる欠損金額の特例）

第六十四条の六 通算法人（第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人に限る。以下この項において同じ。）が、通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しないときは、当該通算法人の当該事業年度（第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある事業年度を除く。）において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額（第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりないものとされる金額を控除した金額）のうち当該事業年度の適用期間（当該通算承認の効力が生じた日から同日以後三年を経過する日と当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。次項第一号において「支配関係発生日」という。）以後五年を経過する日とのうちいずれか早い日までの期間をいう。）において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額は、同条の規定の適用については、ないものとする。

四 前項に規定する特定資産譲渡等損失額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。

一 通算法人が有する資産（棚卸資産、帳簿価額が少額であるもののその他の政令で定めるものを除く。）で支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。次号において「特定資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額

二 特定資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額

三 第一项の通算法人の多額の償却費の額が生ずる事業年度として政令で定める事業年度における同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度（第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある事業年度を除く。）において生ずる前条第一

項に規定する通算前欠損金額（第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりないものとされる金額を控除した金額）のうち当該事業年度の適用期間」とあるいは「適用期間」と、「において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額」とあるのは「内の日の属する第三項に規定する政令で定める事業年度において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額」とする。

4 通算法人の各事業年度において第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により損金の額に算入される金額がある場合において、同条の他の内国法人の同条の規定の適用がある欠損金額の生じた事業年度につきこの条の規定を適用したならばないものとされる金額（当該他の内国法人が残余財産が確定した内国法人である場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、当該ないものとされる金額に相当する金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該通算法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額。以下この項において「制限対象額」という。）があるときは、当該通算法人の当該各事業年度において生ずる前条第一項に規定する通算前欠損金額のうち制限対象額に達するまでの金額は、同条の規定の適用については、ないものとする。

5 第一項に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（欠損金の通算）

第六十四条の七 通算法人及び通算法人であつた内国法人に係る第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定の適用については、次の各号（通算法人であつた内国法人にあつては、第四号）に定めるところによる。

一 通算子法人の第五十七条第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）開始の日前十年以内に開始した各事業年度の開始の日又は終了の日のいづれかが当該適用事業年度終了の日に終了する当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の日（以下第三号までにおいて「開始日」という。）前十年以内に開始した当該通算親法人の各事業年度（当該通算親法人が開始日から起算して十年前の日以後に設立された法人である場合は、当該各事業年度に相当する期間として政令で定める期間。以下この号において「親法人十年内事業年度等」という。）の開始の日又は終了の日と異なる場合には、親法人十年内事業年度等の期間を当該通算子法人の適用事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度とする。

二 通算法人の適用事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した各事業年度（当該通算法人が前号の規定の適用がある通算子法人である場合には、同号の規定を適用した場合における開始日前十年以内に開始した各事業年度。以下この条において「十年内事業年度」という。）において生じた欠損金額は、イ及びロに掲げる金額の合計額（ハに掲げる金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、ニに掲げる金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）とする。

(1) 第五十七条第一項の規定により適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該各事業年度においてこの条の規定の適用を受けた場合には、第四号の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額とさる金額）の合計額

(2) 第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定によりないものとされたもの第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）の規定により第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

(3) 第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの

(4) 口 定欠損金額以外の金額

ハ (1) に掲げる金額に(2)に掲げる金額が(2)及び(3)に掲げる金額の合計額(ハ及びニにおいて「所得合計額」という。)のうちに占める割合を乗じて計算した金額(ニに乗じて計算した金額。以下この項において「非特定欠損金配賦額」という。)が口に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額(所得合計額が零である場合には、零)

(1) 口 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるもので、同日にその事業年度が終了するものに限る。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）の事業年度（前号の規定の適用がある場合には、その適用がないものとした場合における事業年度。(1)において同じ。）で当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた欠損金額のうち特定欠損金額以外の金額

(2) 口 当該通算法人の適用事業年度の損金算入限度額（第五十七条第一項ただし書（同条第十ー項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額をいう。以下この条において同じ。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

(i) この号の規定により当該十年内事業年度前の各十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

(ii) 当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた特定欠損金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

(3) 口 当該通算法人の適用事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の損金算入限度額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額の合計額

(i) この号の規定により当該十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

(ii) 当該十年内事業年度の期間内にその開始の日がある当該他の通算法人の事業年度（当該十年内事業年度終了の日の翌日が開始日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。）において生じた特定欠損金額で第五十七条第一項の規定により適用事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額

二 非特定欠損金配賦額が口に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

(所得合計額が零である場合には、零)
前号の規定により通算法人の十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額のうち第五十七条第一項ただし書に規定する超える部分の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 くは非特定損金算入限度額が当初申告特定損金算入限度額若しくは当初申告非特定損金算入限度額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額又は非特定損金算入限度額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

二 当該適用事業年度の当初申告損金算入限度額を当該適用事業年度の損金算入限度額とみなしつつ、かつ、当該適用事業年度に係る各対応事業年度の当初申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びに当該適用事業年度に係る各十年内事業年度に係る当初申告特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額をそれぞれ当該各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びに当該各十年内事業年度に係る特定損金算入限度額及び非特定損金算入限度額額とみなした場合における各十年内事業年度に係る被配賦欠損金控除額（第一項第二号ハに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額をいう。）の合計額

入限度額とし、かつ、第一項第二号及び第三号の規定を適用しないものとした場合に第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額イ 当該適用事業年度に係る各対応事業年度において生じた欠損金額のうち、当該適用事業年度の当初申告損金算入限度額を当該適用事業年度の損金算入限度額とみなし、かつ、当該各

対応事業年度の当初申告欠損金額及び当初申告特定欠損金額並びに当該適用事業年度に係る各十年内事業年度に係る当初申告特定損金算入限度額及び当初申告非特定損金算入限度額をそれぞれ当該各対応事業年度において生じた欠損金額及び特定欠損金額並びに当該各十年内事業年度に係る特定員金算入限度額又は非特定員金算入限度額とみなして場合に係る当該

（四）該通算法人の当該適用事業年度の損金算入限度額（（一）に掲げる金額がある場合には、雪崩全年度に係る特定損金算入限度額と非特定損金算入限度額とのうち、該年度に係る当該各対応事業年度に係る配賦欠損金控除額（第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額をいう。）

当該金額を加算した金額とし、(2)に掲げる金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。」から前号に掲げる金額を控除した金額とする。

(1) 当初損金算入超過額(—i)に掲げる金額が(—i)に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とする。

(i) 当該申告書に添付された書類に第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額として記載された金額
（ii）当該通算法人の当該適用事業年度の当初申告員資金算入限度額

(2) (i) 並請述算法人の並請適用事業年度の当初預け金算入開始月額
当初損金算入不足額 (1) (i) に掲げる金額が (1) (i-i) に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。(2)において同じ。) に損金算入不足割合 (他の当初損金算入超過額 (他の通常法人の (i) に掲げる金額が当該他の通常法人の

(i) に掲げる金額を満たない場合におけるその満たない部分の金額を「(i-i)」に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。)の合計額が当初損金算入不足額及び他の当初損金算入不足額(他の通算法人の(i)に掲げる金額が当該他の通算法人の(i-i)に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額を除く)の合計額を「(i-ii)」とする。

をいう)の合計額のうちに出める割合(当該合計額が零である場合には零)をいう)を乗じて計算した金額

(ii) 他の事業年度の損金算入限度額（前項の規定により損金算入限度額とみなされる金額は、そのみなされる金額）

通算法人の適用事業年度に係る各十年内事業年度のいずれかについて、当該十年内事業年度に係る当該通算法人の対応事業年度において生じた損益金額のうち特定差損金額以外の金額が当該

7 十年内事業年度に係る前項第二号イに掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分の金額に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

る場合における当該通算法人の当該各号に定める事業年度を除く。)において前項の規定の適用がある場合における第五項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定の適用については、損金算入限度額は、次に掲げる金額の合計額とする。

二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用事業年度の所得の金額（次号において「益金算入後所得金額」という。）のうち前項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に達するまでの金額

8
二
益金算入後得を金額から前項の規定により当該通事業年度の所得の金額の計算上益金の額
に算入する金額を控除した金額の百分の五に相当する金額
通算法による事業年度又は他の事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がさ

れる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第四項から前項までの規定は、適用しない。

第六十四条の五第六項（損益通算）の規定の適用がある場合
二 第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合
一 通算法による事業年度又は他の事業年度について前項（第一号に係る部分に限る。）の規定

を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第四項から第七項までの規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十一条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正申告書に添付された金額として記載された金額を第一次課税する場合に、次に各号に掲げる金額として記載された金額を第

七十四条第一項の規定による申告書に添
金額とみなす。

二 当該他の事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額及び特
定欠損金額

算上損金の額に算入される金額
四 当該他の事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度に係る他の欠損控除前所得金額
五 当該他の事業年度損失金額
六 当該他の事業年度損失金額

第一項の規定は、同項の適用法人が適用事業年度の第七十四項第一項の規定による申告書を提出した場合限り、適用する。ただし、第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第四項から第七項までの規定が適用されない場合、この限りでない。

1 前項に定めるものには、第五項の規定の適用がかかる
他の前各項の規定の適用に關係する必要な事項は、金算入
(通算法による合併等)があつた場合の欠損金算入の損金算入
第六十四号を参照。合併等で当該合併等

に連する關係として政令で定める關係を有する場合に於ては、(二)の条において同じくかかる他の内閣の命令によつて、被合併法人とするものが行われた場合(当該合併の日が当該通算法人に係る通算親法人のものと同一の年度開始の日又は当該他の内國法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支取の方法によつて、

を有することとなつた日である場合を除く。) 又は通算法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合(当該残余財産の確定の日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合を除く。)において、これらの他の内国法人の当該合併の日の前日又は当該残余財

産の確定の日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額（当該残余財産が確定した他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額に相当する金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は金額を乗じて計算した金額）は、これらの通算法人の当該合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（その終了の日がこれらの通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であることその他の政令で定める要件に該当する事業年度に限る。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二回 損益通算及び欠損金の通算のための承認

（通算承認）

第六十四条の九 内国法人が前項の規定の適用を受けようとする場合には、当該内国法人及び当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の全て（親法人（内国法人である普通法人又は協同組合等のうち、第一号から第七号までに掲げる法人及び第六号又は第七号に掲げる法人に類する法人として政令で定める法人のいずれにも該当しない法人をいう。以下この項において同じ。）及び当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係（第三号から第十号までに掲げる法人及び外国法人が介在しないものとして政令で定める関係に限る。以下この目において同じ。）がある他の内国法人（第三号から第十号までに掲げる法人を除く。次項において同じ。）に限る。が、国税庁長官の承認を受けなければならない。

一 清算中の法人

二 普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間に当該普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人

三 次条第一項の承認を受けた法人でその承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

四 第百二十七条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けた法人でその通知を受けた日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

五 第百二十八条（青色申告の取りやめ）に規定する届出書の提出をした法人でその届出書を提出した日から同日以後一年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

六 特定目的会社

七 普通法人以外の法人

八 破産手続開始の決定を受けた法人

九 その他政令で定める法人

内国法人（前項に規定する親法人及び当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係がある他の内国法人に限る。）は、同項の規定による承認（以下この目及び次目において「通算承認」という。）を受けようとする場合には、当該親法人の前項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の三月前までの期間に、当該親法人及び他の内国法人の全ての連名で、当該開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該親法人の納稅地の所轄稅務署長を經由して、国税庁長官に提出しなければならない。

一 通算予定法人（第一項に規定する親法人又は前項に規定する他の内国法人をいう。以下この実があるときは、その申請を却下することができる。）のいすれかがその申請を行つていなければならぬ。

二 その申請を行つてある通算予定法人以外の法人が含まれていること。

三 その申請を行つてある通算予定法人につき次のいすれかに該当する事実があること。

イ 所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ロ 前項の規定の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百二十六条第一項（青色申告法人の帳簿書類）に規定する財務省令で定めるところに従つて行われることが見込まれないこと。

ハ その備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

二 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

ハ 第二項の申請につき第一項に規定する親法人に対して通算承認の処分があつた場合には、第二項に規定する他の内国法人（同項に規定する最初の事業年度開始の日から、その効力を生ずる。支配関係があるものに限る。次項及び第六項において同じ。）の全てにつき、その通算承認があつたものとみなす。

二 第二項の申請書の提出があつた場合（第七項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があつた場合を除く。）において、第二項に規定する最初の事業年度開始の日の前日までにその申請につき通算承認又は却下の処分がなかつたときは、第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人の全てにつき、その開始の日においてその通算承認があつたものとみなす。

ハ 第二項の申請につき第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人の全てにつき、同項に規定する最初の事業年度開始の日から、その効力を生ずる。

二 第一項に規定する親法人の前項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度が設立事業年度（設立日の属する事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）である場合にあつては第二項に規定する三月前の日を当該親法人の設立事業年度開始の日から一月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から二月前日の日とのいすれか早い日（次項において「設立年度申請期限」という。）とし、第一項に規定する親法人（設立事業年度終了の時に第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものを有するもの（同項第一号に掲げるものを除く。）の同目の規定の適用を受けようとする最初の事業年度が設立事業年度の翌事業年度である場合（当該設立事業年度が三月に満たない場合に限る。）にあつては第二項に規定する三月前の日を当該親法人の設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から二月前日の日とのいすれか早い日（次項において「設立翌年度申請期限」という。）として、第二項の規定を適用する。

二 前項の規定は、第一項に規定する親法人が、設立年度申請期限又は設立翌年度申請期限までに前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該親法人の納稅地の所轄稅務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

二 第七項の規定の適用を受けて第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から二月を経過する日までにその申請につき通算承認又は却下の処分がなかつたときは、第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人（当該申請に係る申請特例年度（第七項の規定の適用を受けて通算承認を受けて前項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度をいう。以下この目において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）の全てにつき、当該二月を経過する日（当該親法人の設立事業年度の翌事業年度が当該申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該二月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその通算承認があつたものとみなす。

二 第七項の規定の適用を受けて行つた第二項の申請につき通算承認を受けた場合には、その通算承認は、第六項の規定に規定する他の政令で定めるものとみなす。

二 申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に第六十四条の十一第一項に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものを有する第二項に規定する他の内国法人（同項第一項第二号に掲げるものを除く。以下この号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第二項に規定する他の内国法人

ハ 第二項に規定する他の内国法人（同項に規定する最初の事業年度開始の日から、その効力を生ずる。）のいすれかがその申請を行つていなければならぬ。

二 その申請を行つてある通算予定法人以外の法人が含まれていること。

三 その申請を行つてある通算予定法人につき次のいすれかに該当する事実があること。

イ 所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

二 第一項に規定する親法人及び第二項に規定する他の内国法人のうち、前号に掲げる法人以外の法人申請特例年度開始の日

11 第二項に規定する他の内國法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなつた場合(第十四条第八項(第二号に係る部分に限る)。(事業年度の特例))の規定の適用を受ける場合を除く。には、当該他の内國法人についてには、当該完全支配関係を有することとなつた日(同一条第八項(第一号に係る部分に限る。次項各号において同じ。)の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同一条第八項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日。以下この項において同じ。)において通算承認があつたものとみなす。この場合において、その通算承認は、当該完全支配関係を有することとなつた日から、その効力を生ずるものとする。

2 第二項に規定する他の内國法人が申請寺列年度において第七項の規定の適用を受けて通算承認

第一項に規定する親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつたを受ける第一項に規定する親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合（第十四条第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合を除く。）には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日においてその通算承認があつたものとみなす。この場合において、その通算承認は、当該各号に定める日から、その効力を生ずる。

一ら
その努力を生ずるものとする
当該完全支配関係を有したこととなつた日の前日の属する事業年度終了の時に第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産その他の政令で定めるものを有する当該他の内国法人（同項各号に掲げるものを除く。以下この号において「時価評価法人」という。）及び当該時価評価法人又は第十項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する第二項に規定する他の内国法人 当該申請特例年度終了の日の翌日（第十四条第八項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該翌日と当該前日の属する同項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日とのうちいずれか遅い日）二 第二項に規定する他の内国法人のうち、前号に掲げる法人以外の法人 当該完全支配関係を有することとなつた日（第十四条第八項の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同項第一号に規定する特例決算期間の末日の翌日）
第二項の申請につき通算承認又は却下の処分をする場合の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は 政令で定める。

第六十四条の十一
通算法人人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて前目の

規定の適用を受けることをやめることができる。
通算法人は、前項の承認を受けようとするときは、通算法人の全ての連名で、その理由その他

財務省令で定める事項を記載した申請書を通算親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、前項の規定の適用を受けることをやめることにつきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。

は、当該通算法人については、通算承認は、その通知を受けた日から、その効力を失うものとす

6 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、通算法人（第一号から第四号までにあつてはこれら
の号に規定する通算親法人及び他の通算法人の全てとし、第五号及び第六号にあつてはこれらの

号に規定する通算子法人とし、第七号にあつては同号に規定する通算親法人とする。)について
は、通算承認は、当該各号に定める日から、その効力を失うものとする。
一 通算親法人の解散 その解散の日の翌日(合併による解散の場合には、その合併の日)
二 通算親法人が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

三 通算親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたこと
四 通常親法人と内国法人（公益法人又は公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じた日

五 全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなること、その該当することとなつたこと、通算子法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）又はその残余財産の確定の日の翌日

の日の翌日
六　通算子法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなつたこと（前各号に掲げる事実に基づくものを除く。）による有しなくなつた日
二　前二号に掲げる事実を去つてこの二つより前項の規定にこゝに通算子法人の二つ

七
前二号では算盤の事実又は運算手筋のみにして前項の規則によれば算盤用語が交換力をもつたこと
に基づいて計算する事が運算手筋のものにして前項の規則によれば算盤用語が交換力をもつたこと
に基づくのであるから手壳そのもので各貢り見官の適用をすることそののなつた日
第一貢の承認の手壳そのもので各貢り見官の適用をすることそののなつた日
第一貢の承認の手壳そのもので各貢り見官の適用をすることそののなつた日

第一項の方誌の三編の他前各項の規定の
第三目 資産の時価評価等

第六十四条の十一 通算承認を受ける国内法人（第六十四条の九第一項（通算承認）に規定する親法人（以下この項及び次項において「親法人」という。）及び当該親法人の最初通算事業年度（当

該通算承認の効力が生ずる日以後最初に終了する事業年度をいう。(以下この項において同じ。)開始の時に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係(同条第一項に規定する政令で定

める関係に限る。以下この項及び次条において同じ。)があるものに限るものとし、次に掲げるものを除く。)が通常開始直前事業年度(当該最初通常事業年度開始日の前日(当該国内法人

が第六十一条の九第十項第一号に規定する時価評価法人である場合には、当該最初通算事業年度終了の日)の属する当該内国法人の事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)終了

の時に有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうち評価損益の計上に適するもの）。

筆価額の五倍貰ふ場合の金額をう。又は評価の額が、自らの清算用台帳に直行する手帳簿価額がその超えるところを部外に記入する。

時に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係があるものに限る。)のいれかとの間に完全支配関係が継続するところを見込まれてゐる場合として政令で定める場合に該当する場合

二　当該親法人と第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人との間に当該親法人による完全合における当該親法人

支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当する場合における当該他の内国法人

² 前項に規定する内国法人（第六十四条の五（損益通算）の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び親会法人を除く。）の通算開始直前事業年度終了の時において当該内国法人の

株式又は出資を有する内国法人（以下この項において「株式等保有法人」という。）の当該株式又は出資（当該株式等保有法人について前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する時価

評価資産に該当するものを除く。」の評価益の額（その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損の額（その時の帳簿価額がその時の価額を超えて

る場合のその超える部分の金額をいう。」は、当該通算開始直前事業年度終了日の属する当該株式等保有法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)

第六十四条の十二 第六十四条の九第十一項又は第十二項(通算承認)の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人(次に掲げるものを除く。)が通算加入直前事業年度(当該他の内国法人について通算承認の効力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。以下この項において同じ。)終了の時に有する時価評価資産(固定資産、土地(土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産(これらの資産のうち評価損益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)の評価益の額(その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)又は評価損の額(その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)又は、当該通算加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 通算法人が当該通算法人に係る通算親法人による完全支配関係がある法人を設立した場合における当該法人
二 通算法人を株式交換等完全親法人とする適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人
三 通算親法人が法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなつた場合(その有することとなつた時の直前において当該通算親法人と当該法人との間に当該通算親法人による支配関係がある場合に限る。)で、かつ、次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該法人(当該通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当するものに限るものとし、第二条第十二号の十七イからハまで(定義)のいずれにも該当しない株式交換等により完全支配関係を有することとなつた当該株式交換等に係る株式交換等完全子法人を除く。)
イ 当該法人の当該完全支配関係を有することとなる時の直前の従業者のうち、その総数のおむね百分の八十以上に相当する者が当該法人の業務(当該法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。)に引き続き従事することが見込まれること。
ロ 当該法人の当該完全支配関係を有することとなる前に行う主要な事業が当該法人との間に完全支配関係がある法人を含む。)において引き続き行われることが見込まれること。

四 通算親法人が法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなつた場合で、かつ、当該通算親法人又は他の通算法人と当該法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当する場合における当該法人(当該通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当するもの及び第六十四条の五(損益通算)の規定の適用を受けない法人として政令で定める場合に該当するものとの間に完全支配関係を有することとなつた当該株式交換等に係る株式交換等完全子法人を除く。)において完全支配関係を有することとなつた当該株式交換等に係る株式交換等完全子法人を除く。)
前項に規定する他の内国法人(通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合として政令で定める場合に該当するもの及び第六十四条の五(損益通算)の規定の適用を受けない法人として政令で定める場合に該当するものとの間に完全支配関係を有することとなつた当該株式又は出資(同日の前日の属する当該株式等保有法人の事業年度において前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する時価評価資産に該当するものの金額をいう。)の評価益の額(その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)又は評価損の額(その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の益金の額又は損金の額に算入する。

3 前二項の規定によりこれららの規定に規定する評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他のこれららの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)
第六十四条の十三 通算法人(第六十四条の十第四項から第六項まで(通算制度の取りやめ等)の規定により通算承認の効力を失うもの(当該通算法人が通算子法人である場合には、第六十四条

の五(損益通算)の規定の適用を受けない法人として政令で定める法人及び他の通算法人を合併法人とする合併が行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該通算承認の効力を失うもの(以下この項において同じ。)に該当する場合には、当該通算法人の通算終了直前事業年度(その効力を失う日の前日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。)終了の時に有する時価評価資産(次の各号に掲げる要件のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める資産をいう。)の評価益の額(その時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)又は評価損の額(その時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。)は、当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 当該通算法人の当該通算終了直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が当該通算法人であつた内国法人(当該内国法人との間に完全支配関係がある法人並びにその時後に行われる適格合併又は当該内国法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資(以下この号において「適格合併等」という。)により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(以下この号において「合併法人等」という。)に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人を含む。)において引き続き行われることが見込まれていないこと(その時に有する資産の価額がその時に有する資産の帳簿価額を超える場合として政令で定める場合を除く。)固定資産、土地(土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産(これらの資産のうち評価損益の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。)
二 当該通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において当該通算終了直前事業年度終了の時後に当該株式又は出資の譲渡又は評価換えによる損失の額として政令で定める金額が生ずることが見込まれること(前号に掲げる要件に該当する場合を除く。)当該通算法人が当該通算終了直前事業年度終了の時に有する同号に定める資産(その時における帳簿価額として政令で定める金額が十億円を超えるものに限る。)のうちその時後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生ずること(その事由が生ずることにより損金の額に算入される金額がない場合又はその事由が生ずることにより損金の額に算入される金額以下である場合を除く。)が見込まれているものととして政令で定めるものを除く。)
三 前項の規定により同項に規定する評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他の同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算是)

第六十四条の十四 通算法人(第六十四条の十一第一項各号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)又は第六十四条の十二第一項各号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に掲げる法人に限る。以下この項において同じ。)が通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人(当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか)との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合(当該通算法人が通算子法人である場合において、当該通算法人について通算承認の効力が生じた日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項(通算制度の取りやめ等)の規定により当該通算承認が効力を失ったとき(当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。)を除く。)で、かつ、当該通算法人について通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日(当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。以下この項及び次項第一号におい

て「支配関係発生日」という。以後に新たな事業を開始したときは、当該通算法人の適用期間（当該通算承認の効力が生じた日と当該事業を開始した日の属する事業年度開始の日とのうち、それか遅い日からその効力が生じた日以後三年を経過する日と当該支配関係発生日以後五年を経過する日とのうちいずれか早い日までの期間をいう。）において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項に規定する特定資産譲渡等損失額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。

一 通算法人が有する資産（棚卸資産、帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたもの（これに準ずるものとして政令で定めるもの）を含む。次号において「特定資産」という。の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由による損失の額として政令で定める金額の合計額

二 特定資産の譲渡、評価換えその他の事由による利益の額として政令で定める金額の合計額

3 第一項に規定する通算法人が第六十条の三第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）に規定する欠損等法人（次項において「欠損等法人」という。）であり、かつ、同条第一項に規定する適用期間内に通算承認の効力が生じたときは、当該通算法人が有する資産については、当該通算承認に係る第一項の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する通算法人が通算承認の効力が生じた日以後に欠損等法人となり、かつ、第六十条の三第一項に規定する適用期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する適用期間開始の日の前日に終了するものとする。

5 第一項に規定する通算法人について通算承認の効力が生じた日以後に当該通算法人と支配関係法人（当該通算法人との間に支配関係がある法人をいう。）との間で当該通算法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする第六十二条の七第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定適格組織再編成等が行われ、かつ、同項に規定する対象期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する対象期間開始の日の前日に終了するものとする。

6 第一項に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

（各事業年度の所得の金額の計算の細目）

第六十五条 第二款から前款まで（所得の金額の計算）に定めるもののほか、各事業年度の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

第一款 税率

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財團法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三、二の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人（通算法人を除く。）若しくは一般社団法人等のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかるらず、百分の十九の税率による。

3 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。

4 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5 内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一 保険業法に規定する相互会社（次号ロにおいて「相互会社」という。）

二 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ 相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ハ 第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第六号において「受託法人」という。）

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合において当該いずれかの法人と当該普通法人との間に当該いずれかの法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（前号に掲げる法人を除く。）

四 投資法人

五 特定目的会社

六 受託法人

7 第一項の場合において、中小通算法人（大通算法人（通算法人である普通法人又は当該普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該普通法人をいう。）以外の普通法人である通算法人をいう。以下この条において同じ。）の当該各事業年度の所得の金額のうち軽減対象所得金額以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

一 当該各事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 当該各事業年度終了の時ににおいて前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる法人に該当する法人

8 第一項に規定する軽減対象所得金額とは、八百万円に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（同項の中小通算法人が通算子法人である場合において、同項の各事業年度終了の日が当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日でないときは、八百万円を十二で除し、これに当該中小通算法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額）をいう。

一 当該中小通算法人の当該各事業年度の所得の金額との間に通算完全支配関係がある他の中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額

二 当該中小通算法人の当該各事業年度及び当該各事業年度終了の日において当該中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額との間に通算完全支配関係がある他の中小通算法人の同日に終了する事業年度の所得の金額の合計額

9 通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第七項の中小通算法人の同項第一号の各事業年度について申告書に当該通算事業年度の所得の金額として記載された金額（以下この項及び第十項において「当初申告所得金額」という。）と異なるときは、当初申告所得金額を当該各号の所得の金額とみなす。

一 前項の規定を適用しないものとした場合における第七項第二号に掲げる金額が八百万円以下である場合

二 第六十四条の五第六項（損益通算）の規定の適用がある場合

三 第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合

通算法人の当該通算事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額並びに当該通算事業年次終了の日において当該通算法人との間に通算完全

（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額を
いう。次項から第二十二項までにおいて同じ。）を加算した金額とする。
前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は

支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各事業年度の所得の金額につき同条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

事業年度（当該通算法人に係る通算新法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし
被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益
法人等に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下第十七項までにおいて「
（前項を除き三月、六月、九月、十二月）」とある旨の日を「四月三十日」と読み替へて見

（適用事業年度）として、）の税額控除額（当該適用事業年度における第一項から第三項までの規定による税率を適用するべき金額をいう。以下申告の条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第百四十四条第一項の規定による申告書に添付された税額控除額（用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下二つ頭及び第十一項にあって同じ。）

月事業年度の利害取扱額として記載された金額をもしてこの項目及び第十七項において同じ」と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

支配關係人又は当該通算法人の適用事業年度終了の日ににおいて当該通算法人との間に通算完全支配又は一部を有する他の法人又は反表一従業員全員年度における賃料額の計算に際しては、その計算の結果よりその法人宛ての負担額を

二 第四条の二第一項(扶助金等)の規定の適用がある場合
二 適用事業については前項(第一号)に係る部分に限る。この規定を適用して修正申告書の提出
又は提出後二ヶ月以内に後づけする第二項(見三)の届出を行つて、当該

又は更正がされた後における第十五項の規定の適用については、前項の規定にいかがわらず、当該申告書又は当該ニ係る各項通算額法第二十九条第二項（更正又は決定の手續）に規定する

更正通知額に沿うる。書類に当該通常事業年度の移行控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

を含む。以下第二十一項までにおいて同じ。)の各事業年度(以下第二十二項までにおいて「対象事業年度」という)において、過去適用事業年度(当該対象事業年度開始の日前に開始した

各事業年度で第十五項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以トこの項及び第二十一項において同じ。)における税額控除額(当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度(以下この項において「対象前各事業年度」という。)において当該過去適用事業年度に係る税額控除額に

つきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。(以下この項及び次項において「調整

後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの

規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用事業年度

の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額)をいう。以下この項及び次項において同じ)を超える場合には、税額控除不足額相当額(当該調整後過去

19 税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第二十項から第二十二項までにおいて同じ。)を当該対象事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。
通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場

合には、当該対象事業年度の所得に対する法人税の額は、第六十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、税額控除超過額相当額

第十九項		第十項	
税額控除額（当該対象事業年度）	税額控除額（当該最終事業年度）	税額控除額（当該対象事業年度）	税額控除額（当該最終事業年度）
の場合には、当該対象事業年度 度を超える場合には	ときは、最終事業年度 度を超えるときは	を当該対象事業年度 の対象事業年度において	事業年度をいう。（以下この項及び次項において同じ。）
の場合には、当該対象事業年度 度を超える場合には	ときは、最終事業年度 度を超えるときは	を当該最終事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
第十八項及び第十九項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十八項及び第十九項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に

算」と、第一節第三款、第四款、第七款及び第十款（課税標準及びその計算）（第五十七条第二項及び第十項（欠損金の繰越し）並びに第五十八条第三項（青色申告書を提出しなかつた事業度の欠損金の特例）を除く。）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第五十五条第三項（不正行為等による費用等）中「第七十四条第一項第一号（確定申告）とあるのは「第七十二条第一項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」と、第六十四条の五第五項（損益通算）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第六項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあるのは「（中間申告書）と、同項第一号及び第二号中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、及び「同項の規定による申告書」とあり、同条第七項中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、第六十八条第四項中「確定申告書」とあり、第六十九条第二项（分配時調整外国税相当額の控除）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあり、同条第五项、第九项及び第十项中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、第六十六条第八项（各事業年度の所得に対する法人税の税率）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあり、第六十八条第四項中「確定申告書」とあり、第六十九条第二项（分配時調整外国税相当額の控除）中「第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書」とあり、同条第二十项及び第二十一项第三号中「第七十四条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第二十五项中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第二十六项中「各事業年度の申告書等」とあるのは「各事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書」と、第六十九条の二第三项（分配時調整外国税相当額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

4 災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）により、内国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額（当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。第一号において同じ。）がある場合における同項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

5 第一項の規定による控除をされべき金額及び第六十八条第一項に規定する所得税の額で同条の規定により控除されるべき金額をこれら順に控除するものとしてこれらの規定を適用するものとした場合に同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

二 第一項の普通法人が通算法人在場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該普通法人が通算子法人である場合には、第一項に規定する期間は、同項の事業年度開始の日から第七十二条第一項に規定する六月経過日（次号において「六月経過日」という。）の前日までの期間とする。

二 当該普通法人及び他の通算法人との間に通算完全支配關係がある他の通算法人（以下この号及び第四号において「他の通算法人」という。）の全てが第七十二条第一項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該普通法人又は他の通算法人のいずれかについて当該六月経過日の属する事業年度開始の日から当該六月経過日の前日までの期間（第四号において「中間期間」という。）において生じた前項に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は当該普通法人及び他の通算法人の第一項第二号に掲げる金額の合計額が当該普通法人及び他の通算法人の第七十二条の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額の合計額を超える場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

三 第一項ただし書の規定は、適用しない。

四 当該普通法人が第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書をその提出期限までに提出した場合において、他の通算法人のいずれかが中間期間につき同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 当該普通法人が中間申告書を提出すべき内国法人である場合 当該普通法人が提出した中間申告書には、第七十二条第一項各号に掲げる事項の記載があつたものとみなす。

ロ 当該普通法人が中間申告書を提出すべき内国法人でない場合 当該普通法人は、当該中間申告書を提出しなかつたものとみなす。

五 第二款 確定申告

（確定申告）

第六十条（中間申告書の提出期限の延長）の規定により通算法人の第七十条第一項（中間申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十二条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

（中間申告書の提出がない場合の特例）

第七十三条 中間申告書を提出すべき内国法人がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その提出期限において、税務署長に対し第七十二条第一項各号（前期の実績による中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第六十一条（中間申告書を提出すべき内国法人がその中間申告書をその提出期限までに提出しなければならない）

一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三 第六十八条（所得税額の控除）及び第六十九条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）に係る前項の規定の適用については、同項中二月以内とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

三 第一項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（確定申告書の提出期限の延長）

第七十五条 前条第一項の規定による申告書を提出すべき内国法人が、災害その他やむを得ない理由（次条第一項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため、当該申告書を前条第一項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合は、国税通則法第十二条（災害等による期限の延長）の規定によりその提出期限が延長された場

合を除き、納税地の所轄税務署長は、当該内国法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了日の翌日から四十五日以内、即ちで定める事項を記載した申告書をもつてしなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出が確定しない理由、その指定を受けようとする期日その他財務省認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、第一項の提出期限の延長又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、第一項に規定する申告書に係る事業年度終了日の翌日から二月以内に同項の提出期限の延長又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

6 第一項の規定の適用を受ける内国法人が同項に規定する申告書を同項の規定により指定された期日前に税務署長に提出した場合には、その提出があつた日をもつて同項の期日とされたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける内国法人は、同項に規定する申告書に係る事業年度の所得に対する法人税の額に、当該事業年度終了日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により指定された期日までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる法人税に併せて納付しなければならない。

8 通算法人に係る前各項の規定の適用については、次に定めるところによる。

1 第一項中、「内国法人」とあるのは「通算法人」と、「決算」とあるのは「当該通算法人若しくは他の通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了すことができないため」と、第二項中「理由」とあるのは「理由又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了すことができない理由」と、第六項中「内国法人」とあるのは「通算法人及び他の通算法人の全て」と、「あつた日」とあるのは「あつた日のうち最も遅い日」とする。

2 通算親法人に対し第一項の提出期限の延長の処分があつた場合には、他の通算法人の全てにつきその処分により指定された期日（第五項の規定により提出期限の延長がされたものとみなされた場合には、その申請に係る期日）を第一項の期日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

3 通算子法人は、第二項の申請書を提出することができない。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）

第七十五条の二 第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出すべき内国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この条において「定款等」という。）の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定期総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、当該内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）の当該申告書の提出期限を一月間（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める期間）延長することができる。

1 当該内国法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定期総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。）当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定期総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 税務署長が指定する月数の期間の定め若しくは同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情に変更が生じたと認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、当該内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について、同項各号の指定をし、同項各号の指定を取り消し、又は同項各号の指定に係る月数の変更をすることができる。

3 前項の申請は、第一項に規定する申告書に係る事業年度終了日のまでに、定款等の定め又は同項の特別の事情の内容、同項各号の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数（同項第二号のやむを得ない事情があることにより同号の指定を受けようとする場合には、当該事情の内容を含む。）同項各号の指定に係る月数の変更をすることができる。

4 前項の申請書には、第一項又は第二項の申請をする内国法人が定款等の定めにより各事業年度終了日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定期総会が招集されない常況にあることを当該申請の理由とする場合にあつては、当該定款等の写しを添付しなければならない。

5 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、定款等の定めに変更が生じ、若しくは同項の特別の事情がないこととなつたと認める場合、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認める場合には、同項の提出期限の延長の処分を取り消し、同項各号の指定を取り消し、又は同項各号の指定に係る月数を変更することができる。この場合において、これらの取消し又は変更の処分があつたときは、その処分があつた日の属する事業年度以後の各事業年度につき、その処分の効果が生ずるものとする。

6 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

7 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該事業年度終了の日までに、当該事業年度開始の日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度について、同項の提出期限の延長の処分は、その效力を失うものとする。

8 前項第三項から第五項までの規定は第三項の申請書の提出があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定の適用を受ける内国法人の同項に規定する申告書に係る事業年度の所得に対する法人税について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第五項中「二月以内に同項」とあるのは「十五日以内に次条第一項」と、「その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日として同項」とあるのは「一月間（同条第一項各号の指定を受けようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る指定を受けようとする月数の期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。）同条第一項」と、同条第七項中「同項の規定により指定された期日」とあるのは「次条第一項の規定により延長された提出期限」と読み替えるものとする。

9 第一項の規定の適用を受けている内国法人について当該事業年度終了日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定を適用することができる。

前条の規定は、第一項の規定の適用を受けている内国法人が、当該事業年度（前項の規定の適用に係る事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「申告書に係る事業年度終了日の翌日から四十五日以内」とあるのは「申告書の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、同条第五項中「申告書に係る事業年度終了日の翌日から二月以内」とあるのは「申告書の提出期限まで」と、同条第七項中「同項に」とあるのは「次条第八項において準用するこの項の規定による利子税のほか、第一項に」と、「当該事業年度終了日の翌日以後二月を経過した日から同項」とあるのは「同条第一項の規定により延長された当該申告書の提出期限の翌日から第一項」と読み替えるものとする。

11 通算法人に係る前各項の規定の適用について

第一項中「内国法人が」とあるのは「通算法人又は他の通算法人が」と、「又は当該内国法人」とあるのは「若しくは当該通算法人若しくは他の通算法人」と、「あると認められる場合には」とあるのは「あり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定その他の通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないために当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書を同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には」と、「内国法人の申請に基づき」とあるのは「通算法人の申請に基づき」とあるのは「事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）を」と、「当該申告書」とあるのは「第七十四条第一項の規定による申告書」と、「二月」とあるのは「二月」と、同項第一号中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、「三月」とあるのは「四月」と、同項第二号中「三月」とあるのは「四月」と、「その他」とあるのは「当該通算法人又は他の通算法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から四月以内に第一節第十一款第一目の規定その他の通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他」と、第二項中「内国法人が」とあるのは「通算法人又は他の通算法人が」と、「内国法人の」とあるのは「通算法人の」と、第三項中「終了の日まで」とあるのは「終了の日の翌日から四十五日以内」と、「又は同項の特別の事情の内容」とあるのは「若しくは同項の特別の事情の内容又は第一節第十一款第一目の規定その他の通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、第四項中「又は」とあるのは「通算法人」と、第三項中「内国法人」とあるのは「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第五項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第八項中「二月以内に同項」とあるのは「十五日以内に次条第一項」とあるのは「に同項」とあるのは「に次条第一項」と、「二月」とあるのは「二月」と、第九項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、前項中「内国法人」とあるのは「通算法人が」と、「決算」とあるのは「当該通算法人若しくは他の通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目の規定その他の通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」とする。

二 通算親法人に對して第一項の提出期限の延長又は同項各号の指定の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつき当該提出期限の延長又は指定がされたものとみなし、内国法人が同項の規定の適用を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合に当該内国法人につき同項の提出期限の延長（当該通算親法人が同項各号の指定を受けた法人である場合には、当該指定を含む。）がされたものとみなし、通算親法人に對して第五項の規定により第一項の提出期限の延長の取消し、同項各号の指定の取消し又は同項各号の指定に係る月数の変更の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつきこれらの取消し又は変更がされたものとみなす。

三 通算子法人は、第三項の申請書及び第七項の届出書を提出することができない。

四 通算親法人が第七項の届出書を提出した場合には、他の通算法人の全てが当該届出書を提出したものとみなす。

五 内国法人が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この号及び次号において「通算承認」という。）を受けた場合には、当該通算承認の効力が生じた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認の効力が生ずる前に受けた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

六 内国法人について、第六十四条の十第四項から第六項まで（通算制度の取りやめ等）の規定により通算承認が効力を失つた場合には、その効力を失つた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失つた前に受けた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

（通算法人の災害等による確定申告書の提出期限の延長）

第七十五条の三 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により通算法人の第七十七条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても 同法第十二条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第七十五条の四 特定法人である内国法人は、第七十一条（中間申告）、第七十二条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第七十四条（確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかるわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならぬ。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

三 保険業法に規定する相互会社（前号に掲げる法人を除く。）

四 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

五 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなし、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）を除く。）の規定その他の法令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））

第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の内国法人は、國税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十五条の五

前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。

2

前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4

税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の处分をするときは、その申請を却下することができる。

5

第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それのみなす。

6

税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

7

税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8

第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第三款 納付

（中間申告による納付）

第七十六条

中間申告書を提出した内国法人である普通法人は、当該申告書に記載した第七十一条第一項第一号（前期の実績による中間申告書の記載事項）に掲げる金額（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合に、同項第一号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。（確定申告による納付）

第四款 還付
(所得税額等の還付)

第七十八条 中間申告書（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）の提出があつた場合又は確定申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に同条第四項第一号又は第七十四条第一項第三号（確定申告）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2

前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項の中間申告書又は確定申告書の提出期限（当該確定申告書が期限後申告書である場合には、当該確定申告書を提出した日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3

第一項の規定による還付金を同項の中間申告書に係る事業年度又は同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4

前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（中間納付額の還付）

第七十九条 中間申告書を提出した内国法人である普通法人からその中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出があつた場合において、その確定申告書に第七十四条第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2

税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3

第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の規定により還付をすべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、同項の確定申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4

第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充當する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充當される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5

第二項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充當をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる還付）

第八十条 内国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合（第四項の規定に該当する場合を除く。）には、その内国法人は、当該確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る事業年度（以下この項及び第三項において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいづれかの事業年度の所

得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第六十八条（所得税額の控除）、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第十八項（外国税額の控除）又は第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、第六十九条第十九項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この条において「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める欠損事業年度の欠損金額（第五項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及びこの条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。第四項において同じ。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

前項の場合において、既に当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

4
ある確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む)に限り適用する。
第一項及び第二項の規定は、内国法人につき解散(適格合併による解散を除くものとし、当該内国法人が通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限る)、事業の全部の譲渡(当該内国法人が通算法人である場合における事業の全部の譲渡を除く)、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額(第五十七条第一項(欠損金の繰越し)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び同条第四項又は第五項の規定によりないものとされたものを除く)があるときにについて準用する。この場合において、第一項中「確定申告書の提出と同時に」とあるのは「事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができない」とある。ただし、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

第一項から第三項までの規定は、災害（震災、風水害、火災その他の政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）により、内国法人の当該災害のあつた日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する中間期間（第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）に係る同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この条において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間をいう。以下この条において同じ。）において生じた災害損失欠損金額（事業年度又は中間期間において生じた第七十四条第一項第一号（確定申告）又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。第八項及び第十三項において同じ。）がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間（第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る仮決算の中間申告書（第五項に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下

この項及び第三項において同じ。)」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額(第五項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)」に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年(当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書が青色申告書である場合には、前二年)」と、「欠損金額(第五項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及び)」とあるのは「災害損失欠損金額(一)と、第三項中連続して青色申告書である」とあるのは「連続して」と、「青色申告書である確定申告書(期限後申告書を除く。)」をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)」とあるのは「確定申告書を提出した場合(中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合)」と読み替えるものとする。

第六十四条の人(通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入)の規定の適用がある欠損金額については、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

通算法人の第一項に規定する欠損事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。)に係る第一項(第四

項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該通算法人の第一項(第四項において準用する場合を含む。)に規定する欠損事業年度の欠損金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額に第三号に掲げる金額が同号及び第四号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額との合計額(この条(第五項に係る部分を除く。)の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。)とする。

一 当該通算法人の欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の六(損益通算の対象となる欠損金額の特例)の規定によりないものとされる金額(以下この条において「通算対象外欠損金額」という。)から当該通算対象外欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを控除した金額

二 当該通算法人の欠損事業年度及び当該欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に

通算完全支配関係がある他の通算法人（同日の属する当該通算法人の事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに当該申告書を提出したものに限る。第四号において同じ。）の同日に終了する事業年度において生じた欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額から当該金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを控除した金額の合計額

三 一、当該通算法人の欠損事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（第六十四条の九第

一項（通算承認）の規定による承認の效力が生じた日前に終了した事業年度を除く（以下この号及び次号において同じ。）の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額

四 当該通算法人の欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があ

8 通算法人の第五項において準用する第一項に規定する欠損事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。）に係る第五項において準用する第一項の規定の適用については、当該通算法

イ 会社等（導管会社等を除く。）次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域

(1) 国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該国又は地域にこれらに類する場所を有することにより、法人税又は法人税に相当する税を課すこととされる会社等。当該国又は地域

(2) (1) に掲げる会社等以外の会社等 導管会社等（最終親会社等であるもの又は国若しくは地域の租税に関する法令において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされる会社等）の設立国

ハ 恒久的施設等 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域

(1) 前号イに掲げる恒久的施設等に該当する場合 同号イの他方の国

(2) 前号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合 同号ロの他方の国

(3) 前号ハに掲げる恒久的施設等に該当する場合 同号ハの他方の国

八 所有持分 連結等財務諸表の作成に用いる会計処理の基準によつて会社等の純資産の部に計上される当該会社等に対する持分のうち利益の配当を受ける権利又はこれに準ずるものとして政令で定める権利が付されたものをいい、会社等の恒久的施設等がある場合においては、当該会社等は当該恒久的施設等に対する所有持分を有するものとみなす。

九 支配持分 第二号イ（1）又は（2）に掲げる会社等は当該恒久的施設等に対する支配持分を有するものとみなす。

十 最終親会社等 次に掲げるものをいう。

イ 第二号イに規定する最終親会社

ロ 第二号ロに掲げる会社等

十一 中間親会社等 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等に該当するもののを除く。）のうち、当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（最終親会社等、被部分保有親会社等、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（最終親会社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

十二 被部分保有親会社等 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（最終親会社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

イ 当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有すること。

ロ 当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等以外の者が、その有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利（利益の配当を受ける権利に限る。ロにおいて同じ。）に基づき受けうることができる金額及び他の会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に基づき受けうることができる金額の合計額が、当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けうることができる金額の総額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十以上であるもの（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他の政令で定めるものを除く。）

ハ イ又はロに掲げる会社等の恒久的施設等

十六 各種投資会社等 次に掲げるものをいう。

イ 投資会社等（複数の者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を運用することを目的とする会社等として政令で定める会社等をいう。ハ及びニにおいて同じ。）

ロ 不動産投資会社等（複数の者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を主として不動産に対する投資として運用することを目的とする会社等として政令で定める会社等をいう。ハ及びニにおいて同じ。）

ハ 投資会社等又は不動産投資会社等が直接又は間接に有する会社等として政令で定める会社等その他これに類するものとして政令で定める会社等

二 保険投資会社等（投資会社等又は不動産投資会社等に類するもののうち、その所在地国において保険業を行う会社等がその持分の全てを有することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）

十七 無国籍会社等 会社等又は恒久的施設等のうち所在地国がないものをいう。

十八 無国籍構成会社等 構成会社等のうち無国籍会社等に該当するものをいう。

十九 被少数保有構成会社等 構成会社等のうち、最終親会社等が、その有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けうることができる金額及び他の会社等を通じて間接に

十四 除外会社等 次に掲げる会社等をいう。

十五 ロ 第二号ロに掲げる会社等（除外会社等を除く。）

十六 ハ ハに掲げる会社等の恒久的施設等

十七 ハ 二に掲げる会社等の恒久的施設等

十八 ハ 二に掲げる会社等の恒久的施設等

十九 ハ 二に掲げる会社等の恒久的施設等

イ 政府関係会社等（国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体（イにおいて「国等」という。）がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であつて、国等が本来果たすべき役割を担うこと又は国等の資産を運用することを主たる目的とすることその他の政令で定める要件を満たすものという。）

ハ 国際機関関係会社等（国際機関のみによって保有される会社等をいう。）

非営利会社等（専ら宗教、慈善、学術、芸術、教育その他の公益を目的とする活動から生ずる所つてその設立国における租税に関する法令において当該公益を目的とする活動から生ずる所得（収益事業から生ずる所得以外の所得に限る。）に対して法人税又は法人税に相当する税を課すこととされないことその他の政令で定める要件を満たすものその他これに類する会社等として政令で定めるものをいう。）

二 年金基金（次に掲げる会社等をいう。）

(1) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されることその他の政令で定める要件を満たす会社等

(2) (1) に掲げる会社等のために事業を行うものとして政令で定める会社等

ホ 最終親会社等である第十六号イに規定する投資会社等又は最終親会社等である同号ロに規定する不動産投資会社等 次に掲げるものをいう。

ヘ 一又は二以上のイからホまでに掲げる会社等その他の政令で定めるもの（ニ（2）に掲げる会社等を除く。）において「保有会社等」という。）との間に当該保有会社等による持分の所の他の事由を通じた密接な関係があるものとして財務省令で定める会社等

イ 最終親会社等の連続等財務諸表において会社等が有する持分に応じた金額を連続等財務諸表に反映させる方法として財務省令で定める方法が適用され、又は適用されることとなる会社等で、当該最終親会社等が、その有する当該会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けうことができる金額及び他の会社等を通じて間接に有する当該会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けうことができる金額の合計額が、当該会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けうことができる金額の総額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十以上であるもの（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他の政令で定めるものを除く。）

ロ イに掲げる会社等の連続等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等（除外会社等を除く。）

ハ イ又はロに掲げる会社等の恒久的施設等

十七 無国籍会社等 会社等又は恒久的施設等のうち所在地国がないものをいう。

十八 無国籍構成会社等 構成会社等のうち無国籍会社等に該当するものをいう。

十九 被少数保有構成会社等 構成会社等のうち、最終親会社等が、その有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けうることができる金額及び他の会社等を通じて間接に

二 当該内国法人がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等の恒久的施設等（当該他の構成会社等（当該構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における。）が当該恒久的施設等に限るものとし、ハに掲げるものを除く。）当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三 共同支配会社等（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ 当該内国法人（当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等（当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の政令で定めるものを除く。ロ及び次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等を除く。ロ及び同号において同じ。）に限りのものとし、その所在地国が我が国でないものを除く。以下この号及び次号において同じ。）がその所有持分を直接又は間接に有する共同支配会社等（ロに掲げるものを除く。）当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ロ 当該内国法人がその所有持分を構成会社等を通じて間接に有する共同支配会社等（当該構成会社等（当該共同支配会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該共同支配会社等に限る。）当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 共同支配会社等（前条第十五号ハに掲げるものに限る。）次に掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ 当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する共同支配会社等の恒久的施設等（ロに掲げるものを除く。）当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ロ 当該内国法人がその所有持分を構成会社等を通じて間接に有する共同支配会社等（当該構成会社等（当該恒久的施設等に限る。）が当該恒久的施設等に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（無国籍構成会社等を除く。以下第三号までにおいて同じ。）の所在地国におけるイ（3）に規定する国別実効税率が基準税率（百分比の十五をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等のイ（1）に規定する国別グレープ純所得の金額がある場合、イからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げられた金額を控除した残額

二 二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等の国別グレープ純所得の金額がない場合、イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

二 三 各対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

イ ロ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額の額

ハ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

三 一 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在国における国別グレープ純所得の金額がある場合、イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

二 二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等の国別グレープ純所得の金額がない場合、イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

二 三 各対象会計年度に係る地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額

イ 当該所在地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額をいう。以下第三号までにおいて同じ。）

（1）国別グレープ純所得の金額（（i）に掲げる金額から（i-i）に掲げる金額を控除した残額をいう。以下第三号までにおいて同じ。）

（i）当該所在地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額

（ii）当該所在地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額

（2）次に掲げる金額の合計額

（i）当該所在地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る有形固定資産その他の資産の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

（ii）当該所在地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る国別実効税率（（i）に掲げる金額から当該対象会計年度に係る（i）に掲げる金額が零を超える場合において、ロに規定する過去対象会計年度のうちに当該所在地国に係る（i）に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る（i）に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る（i）に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。）が（i）に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。）を控除した割合

（i）国別調整後対象租税額（当該所在地国を所在国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。）

（ii）国別グレープ純所得の金額

（3）当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額（過去対象会計年度に係る金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）

ハ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）

（4）当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額（当該構成会社等（各種投資会社等に限る。）に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）

（5）当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額

（6）当該対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等の国別グレープ純所得の金額がある場合、イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

- の合計額から二に掲げる金額を控除した残額（当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては、イからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額）
- イ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額
- ロ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額
- ハ 当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度に係る特定国別調整後対象租税額（（1）に掲げる金額から（2）に掲げる金額を控除した残額）
- イ 当該対象会計年度に係る再計算国別国際最低課税額
- ロ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額
- ハ 当該対象会計年度に係る特定調整後対象租税額（当該対象会計年度に係る個対象会計年度の当該所在地国に係る特定国別調整後対象租税額を乗じて計算した金額をいう。）を控除した残額
- イ 当該対象会計年度に係る再計算国別国際最低課税額
- ロ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額
- ハ 当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度に係る個対象会計年度の当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額
- イ 当該所在国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額
- ロ 当該対象会計年度に係る個別計算損失金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。）を控除した残額
- 二 当該所在国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額
- 三 当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額
- 四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の無国籍構成会社等実効税率（当該対象会計年度に係る調整後対象租税額（当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超えるか、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合は、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該対象会計年度に係る個別計算所得金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。）が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合をいう。（イ（2）及び次号において同じ。）が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合は、当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額（（1）に掲げる金額に（2）に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。）
- （1）当該対象会計年度に係る個別計算所得金額
- （2）基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍構成会社等実効税率を控除した割合
- ロ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額（過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額）
- イ 当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額（（1）に掲げる金額に（2）に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）
- （1）当該対象会計年度に係る個別計算所得金額
- （2）基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍構成会社等実効税率を控除した割合
- ロ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額（過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額）
- イ 当該対象会計年度に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。）
- ハ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額（当該無国籍構成会社等（各種投資会社等に限る。）の個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）
- 二 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額
- 五 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の無国籍構成会社等実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合は、当該無国籍構成会社等のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額
- イ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額
- ロ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額
- ハ 当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の個別計算所得金額がない場合、当該無国籍構成会社等のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

- 三 各種投資会社等
- 4 第一項の「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とは、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を合計した金額の合計額をいう。
- 一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（無国籍共同支配会社等を除く。以下第三号までにおいて同じ。）の所在地国におけるイ（3）に規定する国別実効税率が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係るイ（1）に規定する国別グループ純所得の金額がある場合、イからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額
- イ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る当期国別国際最低課税額（（1）に掲げる金額から（2）に掲げる金額を控除した残額に（3）に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。）
- （1）国別グループ純所得の金額（（i）に掲げる金額から（i-i）に掲げる金額を控除した残額をいう。以下第三号までにおいて同じ。）
- （i）当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額
- （ii）当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額
- （2）次に掲げる金額の合計額
- （i）当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらに有する給与その他の費用の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(ii) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他

年度において当該所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに当該所在地国に係る（i）に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る（i）に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る（i）に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。」が（i-i）に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。」を控除した割合

(i) 国別調整後対象租税額（当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在国とその他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額

(ii) の合計額をいう。第三号において同じ)
国別グループ純所得の金額

（三）貿易収支額の当期月在場国に係る当期課税額は、同月の貿易収支額の(三)の貿易収支額の当期月在場国に係る当期課税額と同一の金額とする。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）

ハ 当該対象会計年度の当該所在国に係る未分配所得国際最低課税額（当該共同支配会社等（各種投資会社等に限る。ハにおいて同じ。）に係る個別計算所得金額のうち当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政

二 令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。)
当該対象会年度の当該所在国に係る自国内最低課税額に係る税の額

各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在国に係る国別グループ純所得の金額がある場合、イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除する。

除した残額
イ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額
ロ 当該対象会計年度の当該所在他国に係る未分記所得国際最低課税額

当該対象会計年度の当該所在国に係る自国内で最も低い課税額に係る税の額

国別グレード純所得の金額がない場合 イ及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額（当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るヘに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては

ハ
当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低税率額
当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該
対象会計年度の当該所在地国に係る特定国別調整後対象租税額(1)に掲げる金額から(2)

(1) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他のに掲げる金額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。) を控除した残額

(2) 共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額
当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地とする他の
共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額

二 同一取扱いの当該会計年度に係る個別計算所得金額の合計額
当該対象会計年度の当該所在国に係る自国内最低課税額に係る税の額

支会等の対象会計年度に係る調整後対象租税額が零となる場合に、(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零となる場合は、)当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合をいう。イ(2)及び次号において同じ。)が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合、当該無国籍共同支配会社等のいかんまでに掲げる金額の合計額からこの

イ 当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額（（1）に掲げる金額に（2）に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。口において同じ。）

(2) (1) 当該対象会計年度に係る個別計算所得金額
基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍共同支配会社等実効税率を控除した割合

口 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額（過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額）に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)

ハ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額（当該無国籍共同支配会社等（各種投資会社等に係る。ハにおいて同じ。）の個別計算所得金額のうち当該無国籍共同支配会社等に係る他の支配会社等に分配され部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額）又はセカンドストリームにかかる二回目の課税額。

五 定める金額をいう。次号□及び第六号□において同じ。)
二、該當対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額

支酉会社等実交税率が基準税率以上であれば、当該文書会話年度において当該無国籍共同支配会社等のイ及びロに掲げる金額を控除した残額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

六 口 ハ
当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額
当該対象会計年度に係る自由国内最低課税額
各対象会計年度ごとに定めた多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支社等の固別計算

所得金額がない場合、当該無国籍共同支配会社等のイ及びロに掲げる金額の合計額から、上記イ又はロに掲げる金額を控除した残額（当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定調整後対象租税額を超える場合にあつては、

は、イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額)
イ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額
ロ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額

ハ 当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度に係る特定調整後対象租税額(当該無国籍共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額に基づく税率を乗じて計算した金額をいう)を控除した残額

二 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額
特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国を所在地国とする次に掲げる共同
支配会社等（以下この項において「特定共同支配会社等」という。）がある場合には、特定共同

支配会社等と特定共同支配会社等以外の共同支配会社等とに区分して、それぞれの特定共同支配会社等（当該所在地国に当該特定共同支配会社等（第二号に掲げる特定共同支配会社等に限る。）のみで構成される企業集団がある場合には当該企業集団に属する他の特定共同支配会社等を含む。

(除外会社等に関する特例)

第八十二条の三 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第八十二条第十四号へ(定義)に掲げる除外会社等に該当する会社等についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に該当する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第八十二条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において当該会社等は除外会社等に該当しないものとして、この法律の規定を適用する。

2 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第八十二条第十四号へに掲げる除外会社等に該当する会社等について前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に該当する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第八十二条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該会社等については、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は適用しない。

3 第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度に限り、適用する。

4 第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度に限り、適用する。

5 各対象会計年度の前対象会計年度において第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定があつた場合における同項の規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 課税標準

第八十二条の四 内国法人に対して課する各対象会計年度の国际最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の課税標準国际最低課税額とする。

2 各対象会計年度の課税標準国际最低課税額は、各対象会計年度の国际最低課税額とする。

第三節 税額の計算

第八十二条の五 内国法人に対して課する各対象会計年度の国际最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の課税標準国际最低課税額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

(国際最低課税額に係る確定申告)

第八十二条の六 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

1 当該対象会計年度の課税標準国际最低課税額とする。

2 前号に掲げる課税標準国际最低課税額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額とする。

第四節 申告及び納付等
(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)
第八十二条の八 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事申告書を最初に提出すべき場合(当該対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において第八十二条の六第一項(国際最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。)
3 第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第八十二条の七 特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条(期限後申告)若しくは第十九条(修正申告)の規定により、国際最低課税額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書(以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む。)若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出で行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人を除く。)
一 当該対象会計年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
二 保険業法に規定する相互会社
三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)
四 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)
第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)及び国税通則法(第一百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。
4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。
5 第一項の場合において、国税通則法第一百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項(定義)に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第一百二十四条の規定にかかるわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

第八十二条の八 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。
2 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事申告書を最初に提出すべき場合(当該対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において第八十二条の六第一項(国際最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限の十五日前の日までに、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。)
3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その日において

6 その承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

7 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その日において

8 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

9 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

11 第八十二条の九 第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

12 第八十二条の十 内国法人が、国際最低課税額確定申告書に記載すべき第八十二条の六第一項第一号若しくは第二号（国際最低課税額に係る確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二十四条の四第一項（特定基準法人税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に記載すべき同項第一号若しくは第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定を受けた日を記載した金額を当該申告書又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る第八十二条の六第一項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。）が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第三章 退職年金等積立金に対する法人税の課税標準

第一節 課税標準及びその計算

（退職年金等積立金の額と計算）

13 第八十三条 内国法人に対する課税標準は、各事業年度

14 第八十四条 退職年金業務等（確定給付年金資産管理運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条（積立金の積立て）（同法第九十一条の二十五（準用規定））において準用する場合を含む。）に規定する積立金及びこれに類するものとして政令で定める積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。）の運用及び当該運用に係る確定給

付年金積立金の管理の受託の業務、確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一条第三項（定義）に規定する個人型年金を実施する業務、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二十一條第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務、勤労者財産形成給付契約に係る信託、生命保険、生命共済、損害保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務又はこれらに類する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものをいう。（以下この章において同じ。）を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、当該事業年度開始の時における退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

15 前項に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額（同項に規定する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものを行っている法人については、当該金額に当該業務の次の各号（第八号から第十二号までを除く。）に規定する業務の区分に応じ政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）とする。

16 確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

17 一 各確定給付年金資産管理運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものをお控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

18 二 各確定給付年金資産運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものをお控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

19 三 各確定給付年金資産管理運用契約につき、当該契約に係る信託財産の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

20 四 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約に係る生命保険の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

21 五 確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命保険の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

22 六 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金資産運用契約につき、これらの契約に係る信託財産の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

23 七 確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命保険の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

24 八 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金資産運用契約につき、これらの契約に係る保険業法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられた部 分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところによ

り計算した金額の合計額

25 九 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

26 十 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

27 十一 確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命保険の業務（当該生

命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。」を行う業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）次に掲げる金額の合計額イ 各確定給付年金資産管理運用契約又は各確定給付年金基金資産運用契約につき、これらの契約に係る農業協同組合法第十二条の三十二（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この号において「責任準備金額」という。）のうち共済掛金積立金に相当する金額から、これらの契約に係る掛金の額のうちその共済金受取人が負担した部分の金額でその共済掛金積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額ロ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額ハ 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約に係る責任準備金額のうち各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額四 確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る損害保険の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額イ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額ロ 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額五 確定給付年金基金資産運用契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額イ 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る預貯金の額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその預貯金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額ロ 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る預貯金の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額六 勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務を行う内国法人 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の買賣その他の方法による確定給付年金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額七 確定給付年金基金資産運用契約に係る有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用及び当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の受託の業務（これに類する業務で政令で定める業務を含む。）を行う内国法人 各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者であつた者が負担した部分の金額でその有価証券その他の資産に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額八 確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金を実施する同条第五項に規定する連合会 同法第六十一条第一項第三号（事務の委託）に規定する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額九 国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号に掲げる業務を行う同条第一項に規定する連合会 同号ハに規定する退職等年金給付積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額十 地方公務員等共済組合法第三条の二第一項第三号に規定する退職等年金給付組合積立金の額としての業務を行う次に掲げる法人 当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額イ 地方公務員等共済組合法第三条第一項（設立）に規定する組合（同項第一号から第四号までに定めるものに限る。）同法第二十四条の二（退職等年金給付組合積立金の積立て）に規定する退職等年金給付組合積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

法第三十八条第一項（準用規定）において準用する同法第二十四条の二に規定する退職等年金給付組合積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額十一 地方公務員等共済組合法第三十八条の八の二第二項第四号に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務を行う同条第一項に規定する退職等年金給付調整積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額十二 日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号に掲げる業務を行う同法第三条（法人格）に規定する事業団 同法第三十三条第一項第四号（区分経理）に掲げる経理に係る勘定に属する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額前二項に規定する確定給付年金資産管理運用契約とは、確定給付企業年金法第六十五条第一項（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する確定給付年金基金資産運用契約とは、同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）（同法第九十一条の二十五において準用する場合を含む。）の規定により締結された信託、生命保険若しくは生命共済若しくは同法第六十六条第二項に規定する信託又は同条第四項に規定する預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約及びこれに類する契約として政令で定める契約をいい、前二項に規定する確定給付年金資産管理契約とは、確定給付年金法第八条第一項（資産管理契約の締結）の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成給付契約とは、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二条）第六条の二第二項（勤労者財産形成給付金契約等）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約（当該生命共済の契約に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の契約を含む。以下この項において同じ。）又は同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基金給付契約とは、同法第六条の三第二項（勤労者財産形成基金契約）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は同条第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約をいう。

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）

第五八十四条の二 退職年金業務等を行う内国法人が分割によりその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を移転し、又はその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した場合において、その分割又は譲渡がその内国法人の事業年度の中途においてされたときは、その内国法人のその分割又は譲渡の日の属する事業年度の前条第一項に規定する退職年金等積立金の額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その内国法人の当該事業年度開始の時における前条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度開始の日からその分割又は譲渡の日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

二 その分割又は譲渡により引継ぎをした後の退職年金業務等に係るその分割又は譲渡の時において計算される前条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これにその分割又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

十二で除し、これに当該事業年度開始の日からその分割又は譲渡の日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

二 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）

第五八十五条 退職年金業務等を行う内国法人が合併又は分割によりその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を移転し、又はその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した場合において、その合併、分割又は譲渡がその合併後存続する内国法人、その分割により事業

の承継を受けた内国法人（その分割により設立された法人を除く。）又はその譲渡を受けた内国法人（以下この項において「合併法人等」という。）の事業年度の中途においてされ、かつ、その合併法人等が当該退職年金業務等に係る事業の全部又は一部を引き継いだときは、その合併法人等のその合併、分割又は譲渡の日の属する事業年度の第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金等積立金の額は、同項の規定にかかるらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その合併法人等の当該事業年度開始の時における第八十四条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 その合併、分割又は譲渡により引き継いだ退職年金業務等に係るその合併、分割又は譲渡の時において計算される第八十四条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これに、その合併、分割又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(退職年金業務等を廃止した場合の特例)

第八十六条 退職年金業務等を行う内国法人が前三条に規定する事業年度において退職年金業務等を廃止した場合におけるこれらの規定の適用については、第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度開始の日から退職年金業務等の廃止の日までの期間の月数」と、第八十四条の二第一項第二号（退職年金業務等の引継ぎ）をした場合の特例）中「その分割又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」とあるのは「その合併、分割又は譲渡の日から退職年金業務等の廃止の廃止の日までの期間の月数」とする。

(退職年金等積立金に対する法人税の税率)

第八十七条 内国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の額は、各事業年度の退職年金等積立金の額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節 申告及び納付

(退職年金等積立金に係る中間申告)

第八十八条 退職年金業務等を行なう内国法人は、その事業年度が六月をこえる場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である退職年金等積立金の額

二 前号に掲げる退職年金等積立金の額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(退職年金等積立金に係る中間申告書の提出を要しない場合)

第八十八条の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、内国法人の前条の規定による申告書の提出期限と当該申告書に係る事業年度の次条の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条の規定にかかるらず、当該事業年度につき同条の規定による申告書を提出することを要しない。

(退職年金等積立金に係る確定申告)

第八十九条 退職年金業務等を行う内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の課税標準である退職年金等積立金の額

二 前号に掲げる退職年金等積立金の額につき第八十七条（退職年金等積立金に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した法人税の額

三 その内国法人が当該事業年度につき第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）の規定による申告書を提出すべき法人である場合には、前号に掲げる法人税の額から次条の規定により納付すべき法人税の額（当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。）を控除した金額

四 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(退職年金等積立金に係る中間申告による納付)

第九十条 第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同条第二号に掲げる金額（同条第三号の規定に該当する場合に、当該申告書に記載した同条第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(退職年金等積立金に係る確定申告による納付)

第九十一条 第八十九条（退職年金等積立金に係る中間申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同条第二号に掲げる金額（同条第三号の規定に該当する場合は、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

第九十二条から第百二十条まで 削除

第四章 青色申告

(青色申告)

第一百二十二条 内国法人は、納稅地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一 退職年金等積立金中間申告書

二 中間申告書

二 確定申告書

前項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書について、青色の申告書により提出することができる。

一 退職年金等積立金確定申告書

(青色申告の承認の申請)

第一百二十三条 当該事業年度以後の各事業年度の前条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人は、当該事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度開始の日その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかるらず、当該各号に定める日の前日とする。

二 内国法人である普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度 同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

三 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度 同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

二 内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれ同号イ若しくはロに定める日（以下この号において「設立等の日」という。）

四 公共法人又は収益事業を行つていな公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

一 当該事業年度の課税標準である退職年金等積立金の額

二 前号に掲げる退職年金等積立金の額につき第八十七条（退職年金等積立金に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した法人税の額

税標準又は欠損金額の計算がこの法律の規定に従つていないとその他その他の計算に誤りがあることが明らかである場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をすることを妨げない。

2 税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準の更正をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書にその更正の理由を付記しなければならない。

（推計による更正又は決定）

第一百三十二条 税務署長は、内国法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合には、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税（その内国法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この条において同じ。）である場合には、第一百二十七条第三項又は第四項（青色申告の承認の取消し）の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める事業年度から当該事業年度後の事業年度のうち最初に青色申告書以外の申告書を提出する事業年度の前事業年度までの各事業年度に係る法人税を除く。）の課税標準若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準の更正をする場合を除き）その内国法人（その内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその内国法人に係る法人税の課税標準（更正をする場合にあつては、課税標準又は欠損金額）を推計して、これをすることができる。

（同族会社等の行為又は計算の否認）

第一百三十三条 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 内国法人である同族会社

二 イからハまでのいづれにも該当する内国法人
イ 三以上の支店 工場その他の事業所を有すること。

ロ その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。

ハ 口に規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式又は出資の数又は金額の合計額がその内国法人の発行済株式又は出資（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の三分の一以上に相当すること。

2 前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実があつた時の現況によるものとする。

3 第一項の規定は、同項に規定する更正又は決定をする場合において、同項各号に掲げる法人の行為又は計算につき、所得税法第五百五十七条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつたときにについて準用する。

（組織再編成に係る行為又は計算の否認）
第一百三十二条の二 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは現物分配（第二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配をいう。）又は株式交換等若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人的行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、第一号又は

第二号に掲げる法人の株式（出資を含む。第二号において同じ。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額））の規定により第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人
二 合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）
三 前二号に掲げる法人の株主等である法人（前二号に掲げる法人を除く。）
（通算法人に係る行為又は計算の否認）

第一百三十二条の三 税務署長は、通算法人の各事業年度の所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合において、当該通算法人又は他の通算法人の行為又は計算で、これを容認した場合は、当該各事業年度の所得の金額から控除する金額の増加、他の通算法人に對する資産の譲渡に係る利益の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、他の通算法人に對する資産の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、当該通算法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。（更正等による所得税額等の還付）

第一百三十三条 内国法人の提出した中間申告書（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）又は確定申告書に係る法人税につき更正（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次項及び次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第七十二条第四項第一号又は第七十四条第一項第三号（確定申告）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）又は確定申告書に係る法人税につき更正（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次項及び次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第七十二条第四項第一号又は第七十四条第一項第三号（確定申告）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

3 通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

4 第一項の規定による還付金を同項の中間申告書に係る事業年度又は同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充當する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

第一百三十四条 中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第七十四条第一項第五号（確定申告）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

以下の項及び第四項第二号において「更正等」という。があつた場合において、その更正等により第七十四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適すこととなつた日。第二号口において「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。（1）において同じ。）当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する事業年度の所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、滞税率及び利子税を免除するものとする。

第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定に係る必要な事項は、政令で定める。

（仮装経理に基づく过大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）

第一百三十五条 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えるか、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたとき（当該内国法人につき当該事業年度終了の日から当該更正の日の前日まで

の間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。）は、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るものが（以下この条において「仮装経理法人税額」という。）は、次項、第三項又は第七項の規定の適用による場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

前項に規定する場合において、同項の内国法人（当該内国法人が同項の更正の日の前日までに適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。）の前項の更正の日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているもの（以下この項において「確定法人税額」という。）があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額のうち当該確定法人税額（既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額を還付する。

3 第一項の規定の適用があつた内国法人（当該内国法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この項において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度の所得に対する法人税について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該更正の日の属する事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の法人税についての決定があつた場合）には、税務署長は、当該適用法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第七十条（仮装経理に基づく过大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一 残余財産が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二 合併（適格合併を除く。）による解散をしたこと その合併の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

三 破産手続開始の決定による解散をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

四 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

五 適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納稅地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理法人税額（既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第七十条の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

一 更生手続開始の決定があつたこと。

二 再生手続開始の決定があつたこと。

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

内国法人につきその各事業年度の所得の金額を減少させる更正で当該内国法人の当該各事業年度開始の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税についてされた更正（当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があつた場合において、当該反射的更正により減少

する部分の所得の金額のうちに当該原更正に係る事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる國税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、そこの適する日（同日前に充當することとなつた日）までの期間とする。

第一項の場合において、同項の更正により第七十四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第一百三十六条及び第一百三十七条 削除

第三編 国内法人の法人税 第一章 国内源泉所得

（国内源泉所得）

第一百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（当該外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のもの）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（所得税法第六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 国内において人件の役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行なう法人が受けたる当該人の役務の提供に係る対価

五 国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による租鉱権の設定又は所得税法第一条第一項第三号（定義）に規定する居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

六 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

前項第一号に規定する内部取引とは、外國法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる國税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、そこの適する日（同日前に充當することとなつた日）までの期間とする。

第一項の場合において、同項の更正により第七十四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第一百三十九条 租税条約（第二条第十二条の十九ただし書（定義））に規定する条約をいう。以下この条において同じ。）において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合は、その租税条約の適用を受ける外國法人については、同条の規定にかかるらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。この場合において、その租税条約が同条第一項第四号又は第五号の規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その租税条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

恒久的施設を有する外國法人の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、租税条約（当該外國法人の同号に掲げる所得に對して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、当該外國法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。）の適用があるときは、同号に規定する内部取引には、当該外國法人の恒久的施設と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものとし、政令で定める金融機関に該当する外國法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する外國法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

（国内源泉所得の範囲の細目）

第一百四十条 前二条に定めるもののほか、国内源泉所得の範囲に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 各事業年度の所得に対する法人税 第一節 課税標準及びその計算

第一百四十二条 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次の各号に掲げる外國法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とする。

一 恒久的施設を有する外國法人 各事業年度の次に掲げる国内源泉所得

イ 第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ 第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 恒久的施設を有しない外國法人 各事業年度の第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第一百四十三条 外國法人の各事業年度の前条第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額は、外國法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行なう事業に係る益金の額から当該事業年度の当該事業に係る損金の額を控除した金額とする。

二 外國法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外國法人の恒久的施設を通じて行なう事業に係る所得の金額は、外國法人の当該事業年度の恒久的施設の所得の金額の計算（第二十三条の二（外國子会社から受けける配当等の益金不算入）、第二十五条の二から第二十七条まで（受贈益等）、第三十三条第五項（資産の評価損）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外國子会社から受けける配当等に係る外國源泉税等の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外國税額の損金不算入）、第四十一条の二（分配時調整外國税相当額の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額

の損金算入)、第五十七条第二項(欠損金の繰越し)(残余財産の確定に係る部分に限る。)、第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)、第六十一条の二第十七項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)及び第五款第五目(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)を除く。)及び第十二条(各事業年度の所得の金額の計算の細目)の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。

外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、前項の規定により第十二条(各事業年度の所得の金額の計算の通則)の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

一 第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用のうち第百三十八条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないもの

のを含むものとする。

二 第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用には、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するこれらの費用のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

三 第二十二条第五項に規定する資本等取引には、恒久的施設を開設するための外国法人の本店等(第百三十八条第一項第一号に規定する本店等をいう。以下この項において同じ。)から恒

久的施設への資金の供与又は恒久的施設から本店等への剩余额の送金その他これらに類する事実を含むものとする。

四 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(還付金等の益金不算入)

第一百四十二条の二 外国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その外國法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 前条第二項の規定により第三十八条第一項又は第二項(法人税額等の損金不算入)の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

二 前条第二項の規定により第五十五条第四項(不正行為等に係る費用等)の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

三 第百四十四条の十一(所得税額等の還付)又は第百四十七条の三(更正等による所得税額等の還付)の規定による還付金(第百四十四条の六第一項第五号(確定申告)に掲げる金額(同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)に相当するものに限る。)

四 第百四十四条の十三(欠損金の繰戻しによる還付)の規定による還付金(同条第一項第一号(同条第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に定める金額に相当するものに限る。)又は地方法人税法第二十三条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定による還付金(第百四十四条の十三第一項第一号に定める金額に相当するものに限る。)

五 外国法人が納付することとなつた外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外國法人税をいう。以下この項において同じ。)の額につき第百四十四条の二第一項から第三項まで(外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受けた事業年度(以下この項において当適用事業年度)といふ。開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合(当該外国法人が同条第六項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基いて納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度に

おいて当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)には、その減額された金額のうち同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額(益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。)は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

外国法人が前条第二項の規定により第五十五条第五項の規定に準じて計算する場合において各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの還付を受けるときは、その還付を受ける金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入)

第一百四十二条の二の二 恒久的施設を有する外国法人が第百四十四条の十三第十一項(欠損金の繰戻しによる還付)に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額(以下この条において「災害損失欠損金額」という。)について第百四十四条の十三の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(保険会社の投資資産及び投資収益)

第一百四十二条の三 外国法人(保険業法第二条第七項(定義)に規定する外国保険会社等に限る。以下この項において同じ。)の各事業年度の恒久的施設に係る投資資産(保険料として收受した金銭その他の資産を保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために運用する場合のその運用資産として財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。)の額が、当該外国法人の投資資産の額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該恒久的施設を通じて行う事業に係る収益の額として、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

二 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 前項に規定する満たない部分に相当する金額が同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十以下であるとき。

二 前項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額が千万円以下であるとき。

三 当該事業年度の恒久的施設に係る総資産の額が当該事業年度の当該恒久的施設に係る負債の額及び純資産の額の合計額を上回る場合として政令で定める場合に該当するとき。

四 前項の規定は、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を記載した書類及びその計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

五 税務署長は、前項の書類を保存していかつた場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

六 投資資産の額の算定の時期その他第一項及び第二項の規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)

第一百四十二条の四 外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額(当該恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)が、当該外国法人の資本に相当する額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の額として政令で定める金額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 外国法人の資本に相当する額が著しく低い場合の恒久的施設に帰せられるべき資本に相当する額の計算その他の前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十二条の五 銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行つ外国法人に限る。）である外国法人の各事業年度において、その有する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）がある場合には、当該利子の額のうち当該外国法人の前条第一項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書又は更正請求書に同項の規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。（この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。）

3 税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、当該書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、当該書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

4 第一項に規定する資本に相当するものに係る負債の範囲その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 （法人税額から控除する外国税額の損金不算入）

第一百四十二条の六 外国法人が第一百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額につき同条又は第一百四十四条の十一第一項（所得税額等の還付）若しくは第一百四十七条の三第一項（更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国法人税の額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第一百四十二条の七 外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入

第一百四十二条の八 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合（恒久的施設の他の者への譲渡その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなつた場合を除く。）には、恒久的施設閉鎖事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に恒久的施設に帰せられる資産（第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券その他の政令で定める資産を除く。）の評価益（当該終了の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該終了の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいふ。）は、当該外国法人の当該恒久的施設閉鎖事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 （特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第一百四十二条の九 外国法人の恒久的施設と第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等との間で同項第三号又は第五号に掲げる国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引（同項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該内部取引は当該資産の当該内部取引の直前の帳簿価額に相当するものとして政令で定める金額により行われたものとして、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する。

2 前項の規定の適用がある場合の外国法人の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第一百四十二条の十 外国法人の各事業年度の第百四十二条第一号ロ及び第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額は、これらの規定に規定する国内源泉所得につき政令で定めるところにより第百四十二条から第百四十二条の二の二まで（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定に準じて計算した金額とする。

第二節 税額の計算

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

一 第百四十二条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得

二 第百四十二条第一号ロに掲げる国内源泉所得

三 第百四十二条第二号に定める国内源泉所得

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の同項各号に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 事業年度が一年に満たない外国法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

2 税務署長は、本店配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた本店配賦経費につき同項の規定を適用しないことがで

きる。
 2 税務署長は、本店配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合は、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた本店配賦経費につき同項の規定を適用しないことがある。

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）

第一百四十二条の八 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合（恒久的施設の他の者への譲渡その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなつた場合を除く。）には、恒久的施設閉鎖事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に恒久的施設に帰せられる資産（第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券その他の政令で定める資産を除く。）の評価益（当該終了の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該終了の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいふ。）は、当該外国法人の当該恒久的施設閉鎖事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 （特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第一百四十二条の九 外国法人の恒久的施設と第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等との間で同項第三号又は第五号に掲げる国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引（同項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該内部取引は当該資産の当該内部取引の直前の帳簿価額に相当するものとして政令で定める金額により行われたものとして、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する。

2 前項の規定の適用がある場合の外国法人の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

二 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係がある外国法人（イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人）

ロ 保険業法に規定する相互会社（前号に掲げる法人を含む。）

ハ 第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第四号において「受託法人」という。）

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（前号に掲げる法人を除く。）

四 受託法人 (外国法人に係る所得税額の控除)

第一百四十四条 第六十八条（所得税額の控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第一百四十四条各号（課税標準）に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号又はロに掲げる国内源泉所得）で所得税法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「第六十九条の二第一項（二）とあるのは「第一百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る」と、「を除く」とあるのは「及び特定所得税の額（同法第六十一条第一項第六号（国内源泉所得）に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額のうち、同法第二百十五条（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により同項の規定による徴収が行われたものとみなされる同法第六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬に対応する部分の金額をいう。）を除く」と、同条第二項中「利息及び配当等」とあるのは「第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）に規定する国内源泉所得」と、同条第三項中「第七十二条第一項各号」と、第七十八条第一項」とあるのは「第一百四十四条の十一第一項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第一百四十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

（外国法人に係る外国税額の控除）

第一百四十四条の二 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の第一百四十二条第一項（課税標準）に掲げる国

内源泉所得（以下第三項まで及び次条第一項において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る内源泉所得（以下第三項まで及び次条第一項において「恒久的施設帰属所得」という。）を限度として、その外國法人税の額（第六十九条第一項又は第二項（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法を納付することとなる場合には、当該事業年度の第六十九条第一項（課税標準）に掲げる法の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうち国外源泉所得に係るものとして政令で定める金額をいう。）に対する政令で定めるものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外國法人税の額（第六十九条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得につき課される外國法人税の額に限るものとし、その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外國法人税の額、外國法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対しても課される外國法人税の額その他の政令で定める外國法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外國法人税の額」という。）を当該事業年度の恒久的施設を有する外國法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び地方税控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において繰越控除

除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

三 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外國法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外國法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外國法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外國法人税額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

四 第百三十八条第一項第一号に掲げる所得のうち次のいずれかに該当するものをいう。

一 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

二 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

三 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行ふ法人が受けたる該人物的役務の提供に係る対価

四 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外國法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

五 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号において同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配に相当するもの（以下この項において「信託の収益」という。）の利子

イ 外國の国債若しくは地方債又は外國法人の発行する債券の利子

ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号において同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配に相当するもの（以下この項において「信託の収益」という。）の利子

イ 外國法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配又は同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの

ロ 国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は第六条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配

七 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものと含む。）で当該業務に係るものの利子（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものと含む。）

八 工業所有権その他の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（使用料又はその譲渡による対価

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものと含む。）の使用料又はその譲渡による対価

九 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

2 ロ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料

十
国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項(定義)に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政

令で定めるものに基づいて受けける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

所得稅法第百七十四第三号（内國法人に係る所得稅の課稅標準）は指げる納付補填金のうち国外にある營業所が受け入れた定期積金に係るもの所得稅法第百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある營業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの所得稅法第百七十四条第五号に掲げる利息に相当するものに係る国外にある營業所を通じて

係るもの
へ所得税法第百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十二　国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受けける利益の分配
十三　前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの
租税条約（第二条第十二号の十九ただし書に規定する条約をいう。以下この項において同じ。）

において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、同項の規定にかかるらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

第六十九条第九項及び第十項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の多云と受けた場合について準用する。この場合において、同条第（一項）中

の事業の全部又は一部の移転を受ける場合について、翌月に於けるこの場合における同条第一項の額の控除の方法を規定する。」とある。

る控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。）と、控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）と、同条第十項中「前項」とあるのは「第百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六十九条第十一項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第九項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）と、「控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは、「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項において「控除対象外国法人税の額」という。）と、「第九項」とあるのは、「同条第六項において準用する第九項」

と、「の前三年内事業年度」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）」と、「同項」とあるのは「同条第六項において準用する第九項」と読み替えるものとする。

8 外国法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始す

る当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該外国法人が適格合併等により被合併法人等である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあっては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基づいて納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第九項及び第十項の規定並

ひに第七項において準用する同条第十一項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除対象外国人税の額については、適用しない。

控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第二十五項中「第一項の規定は」とあるのは「第一百四十四条の二第一項の規定による」、「控除対象外国法人税の額は」とあるのは「同項の規定による」。

国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」といふ。）と、同条第二十六項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第一百四十四条の二第一項及び第三項」と、縦越控除限度額又は縦越控除対象外国法人税額」とあるのは、「同条第二項に規定する縦越控除限度額（以下この項において「縦越控除限度額」といふ。）又は同条第三項に規定する縦越控除限度額（以下この項において「縦越控除限度額」といふ。）」。

11 あるのは、「べき同第第一項」と読み替えるものとする。
前項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で
定める。

第一百四十四条の二の二 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の取扱い等）に規定する外国税に限らず）の課税を免れることとする。

子等の課税の特例)に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。」の額で同項又は同法第百八十一条の二第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該外国法人が支払を受ける収益の分配に對応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額(次項及び第三項において「分配金額」と目記する金額、以下この二項において「当該支拂金額」と目記する金額、以下この二項において「当該支拂金額」と目記する金額)。

項において、「分配時調整外国税相当額」という)は、政令で定めるところにより、当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、外国法人である人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、適用しない。

3 第六十九条の二第三項(分配時調整外国税相当額の控除)の規定は、分配時調整外国税相当額につき第一項の規定による控除をする場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十四条の二の三 前三条の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する

第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第一百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をするものとする。

第三節 申告、納付及び還付等

(右開右行) 第一 款 中間申告

(中間申告)

第一百四十四条の三 恒久的施設を有する外國法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有する外國法人になつた日の属する事業年度を除く。第一百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日（第一号において「六月経過日」という。）から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、同号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有する外国法人である普通法人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

い。当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

六月経過日	
中間期間	中間期間（同条第二項第一号に規定する中間期間をいう。次項において同じ。）
第三項	同項第一号
六月経過日（第一百四十四条の三第二項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）	第六十一条第四項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

〔中間申告書の提出を要しない場合〕
百四十四条の三の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する規定によると、期限の延長により、外国法人である普通法人の中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文又は第二項本文の規定にかかるらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

是（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行なわれるを基にする場合には、當該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第二項第一号に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものと当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第七十一条第二項及び第三項（中間申告）の規定は、第一項の普通法人を合併法人とし、他の

（併設核算をした場合の中間申告書の記載事項等）
第一百四十四条の四 恒久的施設を有する外国法人である普通法人（第四条の三（受託法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第四百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第一百四十四条の三第一項各号（中間申告）に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出するのを要しない場合（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額が五百五十五万円以上又は三百三十万円未満の場合は、この規定による）に該当する場合は、

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項
第七十一条第二項及び第三項(中間申告)の規定は、第一項の普通法人を合併法人とし、他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の三第一項各号（中間申告）は掲げる事項に付けて次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第七号に掲げる金額が第百四十四条の三の規定により計算した同条第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一　当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第百四十四条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

第一項の第一百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する

二、当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第百四十四条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

六月経過日 六月経過日（第一百四十四条の三第一項に規定する六月経過日をいう。次号において同じ。）

三 当該期間を一事業年度みなして第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）（第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）（第六十八条第三項（所得税額の控除）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算

第一回 話題の「人間の眞理」をめぐる
「人間の眞理」は、人間の眞理をめぐる話題である。この話題は、人間の眞理をめぐる話題である。この話題は、人間の眞理をめぐる話題である。

第七十一条第二項及び第三項の規定は、第二項の普通法人を合併法人として恒久的施設を有しない他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- とした場合に控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額
- 六 当該期間を一事業年度とみなして第一百四十四条において準用する第六十八条（第三項を除く。）の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額
- 七 第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額
- 八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人（第四条の三に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第一百四十二条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第一百四十四条の三第二項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第六項第一号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第二号に掲げる金額が第一百四十四条の三の規定により計算した同条第二項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。
- 一 当該国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額
- 二 当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（第一百四十四条（第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額
- 三 前二号に規定する事項を記載した中間申告書には、これらの規定に規定する期間の末日における貸借対照表、当該期間の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 四 第一項に規定する期間に係る課税標準である第一百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項課税標準である同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額又は第二項に規定する期間に係る課税標準である同条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額の計算については、次に定めるところによる。
- 一 第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」と、第六十八条第四項（第一百四十四条において準用する場合に限る。）及び第六十九条第二十五項（外国税額の控除）（第一百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第二十六項（第一百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「各事業年度の申告書等」とあるのは「各事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書」と、第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）（第一百四十四条の二の二第三項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）及び第一百四十二条の五第二項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。
- 二 第一百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により前編第一章第一節第三款（第二十三条の二（外國子会社から受けける配当等の益金不算入）を除く。）、第四款（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）を除く。）及び第七款（課税標準及びその計算）（第五十七条第一項及び第十項（欠損金の繰越し）並びに第五十八条第三項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）を除く。）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と読み替えるものとする。

- 五 災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項及び次項において同じ。）により、恒久的施設を有する外国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額（当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）がある場合における第一項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 当該期間を一事業年度とみなして第一百四十四条の二第一項に規定する外國法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第一百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第一百四十四条において準用する同項の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除するものとしてこれららの規定を適用するものとした場合に同条において準用する同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額（同項第四号に掲げる法人税の額がある場合には、当該法人税の額に相当する金額を超える部分の金額）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を超過する部分に限る。）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第一百四十二条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を超過する部分に限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額））を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）
- 二 当該期間を一事業年度とみなして第一百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第一百四十四条において準用する同項の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第一項第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額（同項第三号に掲げる法人税の額がある場合には、当該法人税の額に相当する金額を超える部分の金額に限る。）があるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第一百四十二条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を超過する部分に限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）
- 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- 灾害により、恒久的施設を有しない外国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第二項に規定する期間において生じた災害損失金額がある場合における同項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 当該期間を一事業年度とみなして第一百四十四条において準用する第六十八条第一項に規定する所得税の額で第一百四十四条において準用する同項の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第二項第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額（第一百四十二条第二号に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）
- 二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- 第三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び第一項第七号又は第二項第二号に掲げる法人税の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
- （中間申告書の提出がない場合の特例）
- 五百四十四条の五 中間申告書を提出すべき外國法人である普通法人がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し、次の各号に掲げる普通法人の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。
- 一 恒久的施設を有する外國法人である普通法人 第百四十四条の三第一項各号（中間申告）に恒久的施設を有しない外國法人である普通法人 第百四十四条の三第二項に掲げる事項

第二款 確定申告

(確定申告)
第一百四十四条の六 恒久的施設を有する外国法人は、各事業年度終了日の翌日から二月以内（当該外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了日の翌日から二月を経過した日の前日とそのうちはいつでも）、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租稅條約（第二条第十二条の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の課稅標準である第百四十二条第一号イ（課稅標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二 当該事業年度の課稅標準である第百四十二条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

三 第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

四 第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額

五 第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、

六 第百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

七 第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額

八 第五号に掲げる金額で前号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

九 第六号に掲げる金額で第七号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

十 その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第七号に掲げる合計額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

十一 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

十二 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2
書を提出しなければならない。ただし、第百四十二条第一号に定める国内源泉所得を有しない場合又は第一号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租稅條約の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の課稅標準である第百四十二条第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二 前号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額

三 第百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

四 その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲出した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租稅條約（第二条第十二条の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。次項において同じ。）の規定その他政令で定めた規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の課稅標準である第百四十二条第一号イ（課稅標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

三 前号の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（確定申告書の提出期限の延長）

第一百四十四条の七 第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）の規定は、外国法人が、災害その他やむを得ない理由（次条において準用する第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため、前条第一項又は第二項の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）を前条第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）

第一百四十四条の八 第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定は、外国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものに定めにより、又は当該外国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定期総会が招集されない常況にあると認められる場合における当該事業年度以後の各事業年度の第六条第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納稅管理人）の規定による納稅管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）の提出期限について準用する。

（中間申告による納付）

第一百四十四条の九 中間申告書を提出した外国法人である普通法人は、当該申告書に記載した第四十四条の三第一項第一号（中間申告）に掲げる金額（第百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第七号に掲げる金額）又は第百四十四条の三第二項第一号に掲げる金額（第百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第一号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、これらの金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（確定申告による納付）

第一百四十四条の十 第百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書を提出した外国法人は、同条第一項の規定による申告書に記載した同項第七号に掲げる金額（同項第十号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、これらの申告書の提出期限までに、これらの金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

項ただし書(確定申告)の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。)について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書(期限後申告書を除く。)をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合は、当該欠損事業年度の青色申

求することができる。ただし、当該還付所得事業年度から当該欠損事業年度までの各事業年度（第一百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。
7 第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の外国法人が同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度(百四十四条の六第一項の規定による。)に適用する。

8 現たたし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く)について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書(期限後申告書を除く)をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む)に限り、適用する。

第二項の規定は、同項の外国法人が同項に規定する還付所得事業年度から同項に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度(第百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く)について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書を除く)をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出する場合を除く)に限り、適用する。

9 した場合を含む）に限り適用する。
第一項（第一号による部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の外国法人につき解散（適

(恒久的施設等に係る所得の金額の計算)の規定により第五十七条第一項(交付金の繰起戻し)の規定に準して計算する場合に各事業年度の第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。)があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「第九項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第一号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度(第百四十四条の六第一項ただし書(確定申告)の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。)について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

10
第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項又は第二項及び第五項の規定は、外國法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号又は第二項に規定する欠損金額（第一百四十二条の十（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する第一百四十二条第二項の規定により第五十七条第一項の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第二百四十二条第一号ロ又は第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第二号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第一百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と、第二項中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求

た災害損失欠損金額について第二項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合」と読み替えるものとする。

第一項(前三項において準用する場合を含む)又は第二項(前二項において準用する場合を含む)の規定による還付の請求をしようとする外國法人は、その還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他の財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

第八十条第十項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定は前項の還付請求書の提出があつた場合について、同条第十一項の規定はこの項において準用する同条第十項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。

第五款 更正の請求の特例

第一百四十五条 外國法人が、確定申告書に記載すべき第一百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで(確定申告)に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十五号(定義)に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第五号まで(確定申告)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外國法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、稅務署長に対し、当該各号に規定する金額につき國稅通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第一百四十四条の六第一項第三号、第四号若しくは第十号又は第二項第二号若しくは第四号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合
二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第一百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

(外國法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準)

第一百四十五条の三 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等の年度の退職年金等積立金の額とする。
第一百四十五条の二 外國法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金等積立金の額とする。

第三節 中告及び納付

第一百四十五条の五 前編第三章第三節(内國法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付)の規定は、外國法人の退職年金等積立金に対する法人税について準用する。この場合において、第八十八条第二号(退職年金等積立金に係る中間申告)中「前条」とあるのは「第一百四十五条の四(外國法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と、第八十九条第二号(退職年金等積立金に係る確定申告)中「第八十七条(退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付)」と読み替えるものとする。

第二節 税額の計算

(外國法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)

第一百四十五条の四 外國法人に対して課する退職年金等積立金に係る税率を乗じて計算した金額とする。

第一百四十五条の五 前編第三章第三節(内國法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付)の規定は、外國法人の退職年金等積立金に対する法人税について準用する。この場合において、第八十八条第二号(退職年金等積立金に係る中間申告)中「前条」とあるのは「第一百四十五条の四(外國法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と、第八十九条第二号(退職年金等積立金に係る確定申告)中「第八十七条(退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付)」と読み替えるものとする。

する法人税の税率」とあるのは「第一百四十五条の四(外國法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と読み替えるものとする。

第四章 青色申告

第一百四十六条 前編第四章(内國法人に係る青色申告)の規定は、外國法人の提出する確定申告書及び中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの中間申告書に係る修正申告書について準用する。

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第一号(青色申告の承認の申請)	内國法人である普通法人又は協同組合等の設立日の属する事業年	恒久的施設を有することとなつた日の属する事業年度又は恒久的施設を有しない外國法人である普通法人の第百三十八条第一項第四号(国内源泉所得)に規定する事業(第四号において「人的役務提供事業」という。)を国内において開始した日の属する事業年度若しくは当該普通法人の第百四十一条第二号(課税標準)に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日の属する事業年度
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二号	同日	恒久的施設を有することとなつた日の属する事業年度
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第四号	始した日	恒久的施設を有することとなつた日の属する事業年度
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二十二条第一号	収益事業を開始した日	恒久的施設を有しない外國法人である普通法人が人の役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が第百四十二条各号に掲げる外國法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有する
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二十二条第一号	内國法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日	恒久的施設を有しない外國法人である普通法人が人の役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が第百四十二条第二号に定める国内源泉所得で第百三十八条第一項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二十二条第一号	法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに掲げる日	恒久的施設を有しない外國法人である普通法人が人の役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が第百四十二条各号に掲げる外國法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有する
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二十二条第一号	設立等の日	恒久的施設を有しない外國法人である普通法人が人の役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が第百四十二条各号に掲げる外國法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有する
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二十二条第一号	取引	恒久的施設を有する外國法人にあつては、第八条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。第百二十六条第一項及び第百二十七条第一項第三号(青色申告の承認の取消し)において同じ。)
第一項(青色申告の承認の申請)	第二項第二十二条第一号	申告対象外國法人となつた日	恒久的施設を有する外國法人にあつては、第八条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。第百二十六条第一項及び第百二十七条第一項第三号(青色申告の承認の取消し)において同じ。)

法人である普通法人は、その恒久的施設を有することとなつた日又はその開始した日若しくはその対価以外のものを有することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に相当する書類その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、恒久的施設を有することとなつた外国法人である普通法人の同号第一号イ及びロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第二条第十二条の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。以下この項及び次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定（次項において「租税条約等の規定」という。）により法人税を課さないこととされる場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の第一百四十二条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該届出書を提出することを要しない。

一 その納税地及び第一百四十二条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の經營又は管理の責任者の氏名

二 第百四十二条各号に定める国内源泉所得に係る事業の目的及び種類又は当該国内源泉所得に係る資産の種類及び所在地

三 第百四十二条各号に定める国内源泉所得に係る事業を開始した日若しくはその開始予定日又は当該国内源泉所得に係る資産を有することとなつた日

前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有する外国法人である普通法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（第一百四十二条第一号イ又はロに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が租税条約の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（同号第二号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合には、これらの国内源泉所得を有することとなつた日以後二月以内に、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に定款に相当する書類その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「普通法人が恒久的施設」とあるのは「普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託業務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項及び次項において同じ。）が恒久的施設」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所（受託者の変更の届出）

（受託者の変更の届出）

第一百四十九条の二 法人課税信託について新たな受託者が就任した場合には、その就任した受託者の名称又は氏名

二 その就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名

三 その就任の理由

四 その就任の日

五 その就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名

2 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者（その引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が二以上あつた場合に、その就任した受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所

合には、その主宰受託者は、その引継ぎをした日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその終了の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その引継ぎをした受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所

二 その法人課税信託の名称

三 その信託事務の引継ぎを受けた者の名称又は氏名

四 その信託事務の引継ぎをした日

五 その終了の理由

一 の法人課税信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつたときは、その変更前の主宰受託者及びその変更後の主宰受託者は、それぞれ、その後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその変更の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その事業の目的

三 その収益事業の種類

四 その収益事業を開始した日

5 その変更の理由

（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）

第一百五十条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその開始した時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その事業の目的

三 その収益事業の種類

四 その収益事業を開始した日

5 その該当することとなつた日

2 公共法人又は収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その事業の目的

三 その収益事業の種類

四 その該当することとなつた日

5 その該当することとなつた日

2 公共法人又は収益事業を行つてない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その事業の目的

三 その該当することとなつた日

4 外国法人（人格のない社団等に限る。以下この項及び次項において同じ。）は、第一百四十二条各号（課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの（以下この項及び次項において「特定国内源泉所得」という。）を有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、外国法人の特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約等の規定（第百四十九条第一項ただし書（外国普通法人となつた旨の届出）に規定する租税条約等の規定をいう。次項において同じ。）により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

5 前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた外国法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる特定国内源泉所得以外の特定国内源泉所得を有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（帳簿書類の備付け等）

第一百五十条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているものを除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第二百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、普通法人等の法人税（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を除く。）に関する調査に際しては、前項の帳簿を検査するものとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）

第一百五十条の三 特定多国籍企業グループ等（第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等を除く。以下この項において同じ。）に属する構成会社等（第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項において同じ。）である内国法人（その所在地国（第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。第一号イ及び第三項において同じ。）が我が国でないものを除く。以下この項において同じ。）は、当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事項（次項、第三項及び第六項並びに第二百六十条（罰則）において「特定多国籍企業グループ等報告事項等」という。）を、当該各対象会計年度終了日の翌日から一年三月以内に、財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）との提供を行う内国法人の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。次項、第四項及び第五項並びに第二百六十一条（罰則）において同じ。）により、当該内国法人の納稅地の所轄税務署長に提供しなければならない。

1 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 口に掲げる場合以外の場合 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。ロ及び第三項において同じ。）の名称、当該特定多

国籍企業グループ等に属する構成会社等の第八十二条の二第二項第一号イ（3）（国際最低課税額）に規定する国別実効税率の水準その他の財務省令で定める事項ロ 当該内国法人が最終親会社等その他の財務省令で定める構成会社等に該当する場合 イに定める事項及び当該特定多国籍企業グループ等の第八十二条の二第一項に規定するグルーピング

国際最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項

二 第八十二条の二第六項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項（これらの規定（同条第八項を除く。）を同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の三第一項（除外会社等に関する特例）の規定その他政令で定める規定の適用を受けようとする旨

外会社等に関する特例）の規定その他政令で定める規定の適用を受けようとする旨

（第八十二条の三第一項に規定する他政令で定める規定の適用を受けることをやめようとす

る旨）

三 第八十二条の三第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けることをやめようとす

る旨）

2 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの方人を代表して同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納稅地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかるわらず、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供することを要しない。この場合において、当該代表して提供するものとされた法人に係る同項の規定の適用については、同項中「（次項）」とあるのは、「次項」の規定により当該事項を提供することを要しないこととされる法人に係る当該事項を含む。同項」とする。

3 前二項の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（指定提供会社等（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいづれか一の構成会社等で、当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項を当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親会社等が指定したもの）をいう。以下この項において同じ。）を指定した場合には、指定提供会社等（次項において同じ。）の所在地国の租税に関する法令を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が第一項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限る。）に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができるとの認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、適用しない。

4 前項の規定の適用を受ける特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、当該特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る最終親会社等届出事項（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に関する情報として財務省令で定める事項をいう。次項及び第六項において同じ。）を、当該各対象会計年度終了日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人の納稅地の所轄税務署長に提供しなければならない。

5 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの方人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納稅地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかるわらず、同項の規定による最終親会社等届出事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。

6 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が最初に第一項又は第四項の規定により対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる場合（当該対象会計年度前のいづれかの対象会計年度により当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人がこれら規定により当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人がこれら規定により当該特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならぬこととされていた場合を除く。）における第一項、第二項及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

7 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第一百五十二条 通算親法人が、他の通算法人の第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）に規定する法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添

(欠損金の繰戻しによる還付に関する経過規定)

第十二条 新法第八十一条第一項(欠損金の繰戻しによる還付)(新法第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第八十一条第四項(新法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に新法第八十一条第四項に規定する事由が生じた場合において適用し、同日前に当該事由が生じた場合は、なお従前の例による。

3 新法第八十一条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき既に旧法第二十六条の四(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の所得の金額とみなす。

4 新法第八十一条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する欠損金額のうちに旧法第九条第五項若しくは第六項(繰越欠損金の損金算入)の規定により各事業年度の所得の計算上損金に算入された金額又は旧法第二十六条の四の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、これらの金額を当該欠損金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該欠損金額とみなす。

(清算中の内国普通法人等の継続等に関する経過規定)

第十三条 新法第一編第三章第三節(継続等の場合の課税の特例)及び第一百三十七条(継続等の場合の更正による所得税額等の還付)の規定は、施行日以後に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が継続し又は合併により消滅する場合について適用し、同日前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が継続し又は合併により消滅する場合について適用する場合は、なお従前の例による。

(更正の請求に関する経過規定)

第十四条 新法第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)及び第一百三十七条(継続等の場合の課税の特例)の規定(同号に規定する内国法人である普通法人又は合併による所得税額等の還付)は、施行日以後に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が継続し又は合併により消滅する場合について適用し、同日前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が継続し又は合併により消滅する場合について適用する場合は、なお従前の例による。

(青色申告に関する経過規定)

第十五条 新法第一百二十三条第三号(青色申告の承認申請の却下)(新法第一百四十六条第一項(外國法人に対する準用)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定(同号に規定する内国法人である普通法人又は合併による所得税額等の還付)は、施行日以後に提出された同号に規定する届出書について適用する。

2 新法第一百二十七条第一項(青色申告の承認の取消し)(新法第一百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、新法第一百二十七条第一項第四号中「又は第一百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)の規定による申告書」とあるのは、「若しくは第一百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)の規定による申告書」とあるのは、「若しくは新法第一百五十二条(申告書の公示)の規定は、施行日以後に提出される法人税に係る申告書について適用し、同日前に提出された法人税に係る申告書については、なお従前の例によることとする。

第十六条 新法第一百五十二条(申告書の公示)の規定は、施行日以後に提出される法人税に係る申告書について適用し、同日前に提出された法人税に係る申告書については、なお従前の例によることとする。

第十七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法令の整理)

第十八条 この法律の施行に伴う関係法令の整理については、別に法律で定める。

(罰則に関する経過規定)

第十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業協同組合中央会の特例)

第十九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則(罰則に関する経過規定)

第十二条 存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更により引き続きその名称中に中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により、別表第二に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

2 特例農業協同組合中央会は、別表第三に掲げる法人に該当しないものとみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

(公益信託の特例)

第十九条の三 公益信託(公益信託ニ関スル法律第一条(公益信託)に規定する公益信託(第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第二条第二十九号の二ロ(定義)に掲げる信託に該当しないものとする。

(退職年金等積立金に対する法人税の特例)

第二十条 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う法人に対しては、これらの業務は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第三章及び第三編第三章(退職年金等積立金に対する法人税)の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項(第八十四条の三(外國法人による退職年金等積立金の額の計算))において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める退職年金等積立金額とする。

イ 第八十四条第二項第一号に定める金額
一 適格退職年金契約に係る信託の業務を行なう法人 次に掲げる金額の合計額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二 適格退職年金契約に係る生命保険の業務を行なう法人 次に掲げる金額の合計額

イ 第八十四条第二項第二号に定める金額

ロ 各適格退職年金契約につき、当該契約に係る保険業法第一百六十六条第一項(責任準備金)(同法第一百九十九条(業務等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

三 適格退職年金契約に係る生命共済の業務(当該生命共済の業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。)を行う農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六条第一項

百分の三十五

百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）

第六十六条第二項	百分の二十八	百分の二十九・五	百分の二十四・五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第六十六条第三項	百分の二十三	百分の二十九・五	百分の二十四・五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第六十六条第四項	百分の二十二	百分の二十九・五	百分の二十四・五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第六十七条规定第一号	百分の二十一	百分の二十九・五	百分の二十四・五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第六十七条规定第二号及び第四項	百分の二十	百分の二十九・五	百分の二十四・五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）

2 新法第一百四十三条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定は、外國人税（清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、内國法人である普通法人又は協同組合等の当該解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第一条

（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

第一条

（施行期日）

内國法人である普通法人又は協同組合等の施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、内國法人である普通法人又は協同組合等の当該解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四年五月二七日法律第八八八号）抄

第一条

（施行期日）

第一条

対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第四条 内国法人が、施行日以後に開始する事業年度（みなし配当金額の一部の控除等に関する経過規定）

（前項に加えて、新法第二百四十九条第一項の規定を含む。）において、施行日前に解散し又は合併した国内法人から受けける新法第二十四条第一項

第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の記当又は剰余金の分記の額とみなされる金額がある場合における当該みなされ

額の残余財産の価額への算入については、なお従前の例による。
内国法人が、施行日前に開設（事業年度（施行日前に解散））した法人の清算中の期間を含む。）

内国法人が施行日前に開始した事業年度（施行日前に開始した法人の清算中の期間を含む）において、施行日以後に解散し又は合併した内国法人から受ける改正前の法人税法（以下「旧

法」という。第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同額の規定にせりけり利益の記入又は剰余金の記入せしる金額

る金銭その他の資産への同功の判定により利益の譲当又は賃金の分離の客とみなされる場合に該金額については、附則第二条（経過規定の原則）の規定にかかるらず、旧

法第六十九条、第九十七条及び第一百一条（みなし配当金額の一部の控除等）の例によらないもの

とする
（中間申告に関する経過規定）

第五条 新法第七十一条（中間申告）（新法第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において

て準用する場合を含む。」の規定は、施行日以後に提出期限の到来する同条の規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した日法第七十一条（中間申告）（日法

第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申

告書に係る法人税については、なお従前の例による。
（青色申告の承認の取消（に関する特則規定））

第六条 新法第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（新法第百四十六条第一項（外）
（青色申告の方語の取消しに関する細則規定）

（国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事項は、主として場合について適用（同日前二百該事項は、まるで前

当する事実が生じた場合は、いつ適用し
同日前は当該事実が生じた場合は、いつは
なれど前

附 則
(昭和四二年七月一三日法律第五六号)
抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一
(施行期日)

条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

する。
附則（昭和四二年七月一五日法律第六一號）少

（施行期日） 防
貝
〈昭和四二年一月三日法律第二号〉

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
昭和四十二年三月二日法律第三号
付 判 少

（施行期日）
附
則
（昭和四二年七月二〇日法律第七三号）
抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、施行の二ヶ月以内に適用する。

公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附則 (昭和四二年七月二七日法律第八四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和二年三月一日法律第十七号）
少

附 貝 (昭和四二年七月二九日法律第六九号) 挑

ついて適用し、退職年金業務を行なう内国法人の同日前に開始した事業年度の退職年金積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四三年五月二八日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四三年五月二九日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四三年六月六日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四三年五月二九日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四四年五月二二日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第二十条までの規定は、公

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、公

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、昭和四四年十月一日から施行する。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日等）

四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の第一

（施行期日等）

改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百九条の次に一条を加える改正規定、第一百十一条の次に一条を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日

附 則（昭和四四年一月一八日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

1 この法律は、昭和四五年三月二八日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四五年五月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四五年四月一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四五年四月三〇日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二条（定義）、第五十六条の二（完成工事補償引当金）及び第六十七条（同族会社の特別税率）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第七十一条（中間申告）（新法第四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に提出期限の到来するこれらの規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した改正前の法人税法第七十条（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の第一

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日等）

第七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六百九十九条の三、第三項及び第六百九十九条の十一第一項の改正に係る部分を除く。）及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 前条の規定による改正後の法人税法の規定は、附則第二条第一項の規定による組織変更により土地開発公社となつた法人については、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年六月一五日法律第六八号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年六月一六日法律第七四号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年六月一九日法律第七七号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 改正後の法人税法の規定は、法人の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年六月二二日法律第八八号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一一日法律第一一一号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一九日法律第一一五号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十四条までの改正規定並びに同法第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十一項及び第十三項の規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二一日法律第一一五号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十四条までの改正規定並びに同法第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十一項及び第十三項の規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二一日法律第一一五号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年六月六日法律第三一号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

二 略
二 第三章、第八十八条第二項、第一百条から第一百三条まで、次条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第九条の規定 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

附 則（昭和四八年六月一二日法律第三三号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和四八年七月六日法律第四九号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十二条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附 則（昭和四八年七月一三日法律第五一号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年七月一六日法律第五三号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年七月一九日法律第五五号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年七月二十四日法律第六五号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月一四日法律第八〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年七月一〇月五日法律第一一一号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月一四日法律第八〇号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第七節、第五章、第一百四十五条中第四十五条第三項に係る部

分、第一百四十六条第一号、第一百四十七条第一項、第一百四十九条、第一百五十条、附則第三条、附則第四条第二項、附則第五条から附則第八条まで、附則第十九条、附則第二十条及び附則第二十五条から附則第二十七条までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第四条第一項、附則第二十条及び附則第三十二条の規定は公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一二月二二日法律第一一二号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年三月二七日法律第八号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年三月二九日法律第九号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年三月三〇日法律第一六号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）第六十六条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）、第九十九条（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）、第一百二条（清算中の所得に係る予納申告）、第一百五十五条（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）及び第一百四十三条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、昭和四十九年五月一日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新法第六十六条第二項及び第四項並びに第百四十三条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「七百万円」とあるのは、「六百万円」とする。

3 新法第六十七条（同族会社の特別税率）の規定は、法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条（中間申告）（新法第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六十七条（同族会社の特別税率）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 法人の昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新法第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第七十五条の二第二項中「事業年度終了の日」とあるのは「事業年度終了の日の翌日から一月を経過した日の前日」と、同条第六項中「十五日」とあるのは「四十五日」とする。

4 新法第七十一条（中間申告）（新法第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出期限の到来するこれらの規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した改正前の法人税法第七十一条（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税については、なお前前の例による。

附 則（昭和四九年五月一日法律第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年五月二日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則		(昭和五〇年六月一九日法律第四一号)抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して一月を超える三月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。	
附 則	(昭和五〇年六月二一日法律第四二号)	抄
(施行期日)		
第一条	この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。	
附 則	(昭和五〇年六月二五日法律第四五号)	抄
(施行期日)		
第一条	この法律は、公布の日から施行する。	
附 則	(昭和五〇年七月一〇日法律第五七号)	抄
(施行期日)		
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月一七日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第五十九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則（昭和五〇年七月一六日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
抄（昭和五〇年五月二八日法律第三二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第二十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五一年五月二九日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五年六月一日法律第四七号）抄
第一条 この法律は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日法律第一四号）
この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
抄

附則（昭和五年六月一日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一五日法律第六七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一一年一月一五日法律第八五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一一年四月二二日法律第二二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

2 前項の規定による改正後の法人税法第四条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に終了する事業団の事業年度の所得に対する法人税について適用し、施行日前に終了した事業団の事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 施行日の属する事業団の事業年度に関する前項の規定の適用については、法人税法第十三条第一項の規定にかかわらず、その事業年度の開始の日から施行日の前までの期間及び施行日からの事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

附 則 (昭和五一一年五月三一日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一一年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五一一年六月一〇日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五二年六月一〇日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五二年一二月五日法律第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月一一日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、第二十四条、第三十二条、第四十四条から第六十一条まで、第六十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条及

び第七十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十五条及び第七十六条の改正規定、第七十七条の次に五条を加える改正規定、第八十条、第八十四条から第八十六条まで、第八十七条、第八十九条、第九十条及び第九十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第九十三条の次に一条を加える改正規定、第九十四条、第一百三条、第一百四条、第一百六条及び第一百七条の改正規定並びに第一百八条の改正規定(第二十二条)を「第十四条第二項、第二十七条第四項」に改める部分を除く。並びに次条第二項、附則第十条第二項及び第二十条から第二十三条までの規定並びに附則第二十四条の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第十二条の一第三号の改正規定を除く。)は、昭和五十四年四月一日から施行する。

第二十三条 附則第五条第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、附則第二十条から前条までの規定による改正後の所得税法(法人税法及び地方税法の規定にかかわらず、なお従前の例による)。

附 則 (昭和五三年五月一五日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月一六日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二一〇日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二一〇日法律第一〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二七日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月一四日法律第一〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月一一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五四四年六月一二日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五四年一〇月一日法律第五五号) 抄
(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月三〇日法律第七一号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十五条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月三一日法律第七二号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一一月二九日法律第九二号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五六年三月三一日法律第二二号)
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月三一日法律第二二号)
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十七年十月一日) から施行す

第一条 この法律は、昭和五六年六月一〇日法律第七五号) 抄
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十七年十月一日) から施行す

第一条 この法律は、昭和五七年三月三一日法律第七号)
(施行期日)
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日法律第七号)
(施行期日)
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年三月三一日法律第七号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一一日法律第三八号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月一一日法律第四四号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第二十九条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四八号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二七日法律第五四号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第一百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等

繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八条第二項、法人税法第一百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第一百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三項第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお從前の例による。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七五号) 抄
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十七年十月一日) から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十七年十月一日) から施行す

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一〇日法律第七五号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日法律第七号)
(施行期日)
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年三月三一日法律第七号)
(施行期日)
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年三月三一日法律第七号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一一日法律第三八号) 抄
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年五月一一日法律第三八号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一一日法律第三八号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年五月一一日法律第三八号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一一日法律第三八号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年五月一一日法律第三八号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五七年五月一一日法律第三八号)
(施行期日)
この法律は、昭和五七年四月一日から施行する。

五章」に改める部分に限る。)並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定十七年十一月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(附 則) (昭和五七年五月一日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則) (昭和五八年四月二六日法律第二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五八年十月一日から施行する。

(附 則) (昭和五八年五月一日法律第一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則) (昭和五八年五月二四日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

(附 則) (昭和五八年五月二七日法律第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

(附 則) (昭和五九年三月三一日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

次項に定めるものを除き、改正後の法人税法(以下次項までにおいて「新法」という。)の規定による改正後の国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第八号(定義)の規定並びに附則第五項(国税徴収法の一部改正)の規定による改正後の国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二条第十号(定義)及び第三十五条第一項(同族会社の第二次納税義務)の規定は、法人(新法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の法律の施行の日(以下この項において同じ。)について「施行日」という。以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、施行日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、施行日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお從前の例による。

新法第二百五十条の二（帳簿書類の備付け等）の規定は、同条第一項に規定する普通法人等の昭和六十年一月一日以後に開始する事業年度における取引及び同日以後の解散又は合併による清算に係る取引について適用する。

附 則（昭和五九年八月七日法律第六四号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第二条に規定する塩業組合については、この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかるわざ、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
(政令への委任)

第二十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

第二条 改正後の法人税法（以下「新法」という。）第六十六条第三項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）、第九十九条第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）、第一百二十二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）、第一百五十五条第二項（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）及び第一百四十三条第三項（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定は、新法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（当該協同組合等の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、これらの法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年六月八日法律第五六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月六日法律第九二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十二条までの規定は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六年四月一五日法律第二〇号）抄

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六一年五月三〇日法律第七七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条(地方税法第七十二条の五第一項第四号の改正規定に限る)及び附則第十条から第十三条までの規定並びに附則第十四条の規定による改正規定に定められたもの(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第二十八号の改正規定に定められたもの)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六一年六月一〇日法律第八二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(研究所の解散等)</p> <p>第二条 農業機械化研究所(以下「研究所」という)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。</p> <p>(旧促進法等の暫定的効力等)</p> <p>第三条 研究所については、旧促進法、附則第十一条の規定による改正前の所得税法、附則第十二条の規定による改正前の法人税法、附則第十三条の規定による改正前の地方税法及び前条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律は、附則第二条第一項の規定により研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第四十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則 (昭和六二年四月一一日法律第二四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章の規定、附則第三条及び第四条の規定による改正規定、附則第十条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号の改正規定、附則第十一条から第十三条までの規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して一月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六二年五月二九日法律第三二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。</p> <p>(法人税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十一条 施行日の属する医薬品副作用被害救済・研究振興基金の事業年度に関する法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。</p> <p>附 則 (昭和六二年五月二九日法律第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六二年六月一日法律第四一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (昭和六二年六月一二日法律第七九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十四条から第四十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六二年九月二五日法律第九六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる規定 昭和六十三年一月一日</p> <p>イ 略</p> <p>口 第三条中法人税法第一百四十四条の改正規定</p> <p>三 次に掲げる規定 昭和六十三年四月一日</p> <p>イ 略</p> <p>口 第三条中法人税法第六十八条第一項並びに第八十四条第一項及び第二項第二号の改正規定</p> <p>ロ 同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第三項、同法第一百条第一項並びに同法第一百三十八条第一号、第九号及び第十号の改正規定、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に一号を加える改正規定並びに同法第一百三十九条並びに第一百四十一条第二号及び第三号口の改正規定並びに附則第三十条の規定</p> <p>(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)</p> <p>第二十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和六十二年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。(寄附金の損金不算入に関する経過措置)</p> <p>第三十条 新法人税法第三十七条第五項の規定は、法人が昭和六十二年十月一日以後に支出する同一に規定する金額について適用する。(国内源泉所得に対する法人税に関する経過措置)</p> <p>第三十一条 新法人税法第一百三十八条第一号及び第十号、第一百三十九条並びに第一百四十二条の規定は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新法人税法第一百三十八条第十号に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益(以下この条において「給付補てん金等」という。)について適用し、同日前に支払を受けるべき給付補てん金等については、なお従前の例による。</p> <p>2 昭和六十三年四月一日以後に外国法人が支払を受けるべき給付補てん金等(同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するもののうち、その期間の初日から同年三月三十一日までの期間に對応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和六二年九月二六日法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	---

附 則 (平成七年五月八日法律第八七号) 抄
この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成七年六月七日法律第一〇六号) 抄

第一条 この法律は、保険業法(平成七年法律第二百五号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成八年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、平成九年五月一九日法律第五一号) 抄

(施行期日)
附 則 (平成八年五月二九日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成八年六月一九日法律第八八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成八年五月二九日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成九年五月二九日法律第五五号) 抄

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月四日法律第六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成九年六月一三日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第三条第一項に規定する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに附則第四条第一項に規定する漁業生産調整組合においては、この法律の附則の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第三条第一項に規定する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに附則第四条第一項に規定する漁業生産調整組合においては、この法律の附則の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成一〇年三月三一日法律第一四号) 抄
(施行期日)
附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(罰金等の損金不算入に関する経過措置)

第三条 新法人税法第三十八条第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に課される同号に掲げるものについて適用する。

(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入に関する経過措置)

第四条 新法人税法第五十一条の規定は、法人が施行日以後にする金銭以外の資産の出資について適用し、法人が施行日前にした金銭以外の資産については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第五条 法人(各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六号)第一条の規定による改正後の法人税法(以下「平成十三年新法」という。)第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法(平成七年法律第二百五号)に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものに限る。)が、施行する。

第一条 第十条、附則第八条から第十三条までの規定(政令への委任)は、政令で定める。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 第十条、附則第八条から第十三条までの規定(政令への委任)は、政令で定める。

平成十一年四月一日

日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、平成十三年新法第五十二条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかるらず、当該事業年度終了の時ににおける同項に規定する一括評価金額債権の帳簿価額（政令で定める金額債権にあっては、政令で定める金額を控除した残額）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもって、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。（賞与引当金に関する経過措置）

第六条 法人の施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、第一条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第五十条第一項、第三項及び第四項（旧法人税法第一百四十二条において適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、なほその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十四条第一項中「役員に対して支給する同条第四項に規定する賞与」（とあるのは「役員（以下この項において「使用者等」という。）に対して支給する同条第四項に規定する賞与（法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号）第一条の規定による改正後の法人税法第二条第十二条の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二条の九に規定する分割型分割により合併法人又は同条第十二号の三に規定する分割承継法人の業務に従事することとなつた使用者等に支給するものを除く。）と、「計算した金額」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

2 法人の使用者等（前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替えて適用される

旧法人税法第五十四条第一項に規定する使用者等をいう。以下この項において同じ。）が適格合併等（平成十三年新法第二条第十二条の八に規定する適格合併（以下「適格合併」という。）又は同条第十二条の十二に規定する適格分割型分割（以下「適格分割型分割」という。）をいう。）を有する法人は、当該各号に定める賞与引当金勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人又は同条第十二条の三に規定する分割承継法人（以下「分割承継法人」という。）をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の業務に従事することとなつた場合には、次の各号に応じ、当該各号に定める賞与引当金勘定の金額は、当該適格合併等に引き継ぐものとする。

3 一 適格合併 旧法人税法第五十四条第一項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する賞与引当金勘定の金額

二 適格分割型分割 旧法人税法第五十四条第一項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する賞与引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割により分割承継法人の業務に従事することとなつた使用者等に係る部分の金額として政令で定める金額

4 旧法人税法第五十四条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された賞与引当金勘定の金額（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたもののを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。第二項の規定により合併法人等が引き継いを受けた賞与引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格合併等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（特別修繕引当金に関する経過措置）

第七条 経過措置対象資産（施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において特別修繕引当金勘定が設けられている資産（以下この項において「特定資産」という。）及び

二 適格組織再編成（適格合併、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項及び第五項において「平成十八年新法」という。）第一条第十二条の十一に規定する適格分割、同条第十二条の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二条の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項において同じ。）により被合併法人等（被合併法人、平成十八年新法第二条第十二条の二に規定する分割法人、同条第十二条の四に規定する現物出資法人又は同条第十二条の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項において同じ。）から移転を受けた資産で当該被合併法人等において当該適格組織再編成の直前に特定資産に該当していたものをいう。以下この項において同じ。）に係る特別修繕引当金勘定の金額（旧法人税法第五十六条第一項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）第九条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの並びに平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第二項の規定により適格分社型分割等（平成十八年新法第二条第十二条の十三に規定する適格分社型分割、同条第十二条の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二条の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る分割法人等（平成十八年新法第二条第十二条の二に規定する分割法人、同条第十二条の四に規定する現物出資法人又は同条第十二条の六に規定する事後設立法人をいう。）において当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既に旧法人税法第五十六条第二項、法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号。以下この項において「平成十三年改正法」という。）第十二条の規定による改正前の附則第七条第二項及び第五項並びに次項の規定により取り崩すべきこととなつたものを除く。以下この項において同じ。）を有する法人は、当該経過措置対象資産について旧法人税法第五十六条第一項に規定する特別の修繕が完了した場合、当該経過措置対象資産を有しないこととなつた場合（適格組織再編成により合併法人等（合併法人、分割承継法人、平成十八年新法第二条第十二条の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二条の六の二に規定する被事後設立法人をいう。第六項及び第七項において同じ。）に当該経過措置対象資産を有するものとみなす）。他の政令で定めるところにより、当該経過措置対象資産を移転する場合を除く。）その他の政令で定めるところにより、当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

3 経過措置対象資産を有する法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額がある場合には、取崩対象特別修繕引当金額（当該法人の同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度終了の日ににおける当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額をいう。）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八人で除して計算した金額（当該計算した金額が当該各事業年度終了の日ににおける当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を超える場合には、当該特別修繕引当金勘定の金額を超過する場合は、当該特別修繕引当金勘定の金額を超える場合には、当該特別修繕引当金勘定の金額に相当する金額を取り崩さなければならない。法人が、適格分社型分割等により経過措置対象資産を移転する場合（平成十五年四月一日以後に行われる適格分社型分割等により移転する場合を除く。）の当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度について、当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格分社型分割等の日の前日までの期間の月数」とする。

4 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす

日（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割（平成十八年新法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。）に該当しない分割型分割（同一条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）により経過措置対象資産を合併法人又は分割承継法人組織再編成の直前における当該特別修繕引当金勘定の金額を取り崩す場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 法人が、適格組織再編成により経過措置対象資産を合併法人等に移転した場合には、その適格組織再編成の直前における当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額は、当該合併法人等に引き継ぐものとする。

7 前項の規定により合併法人等が引き継ぎを受けた特別修繕引当金勘定の金額は、当該合併法人等がその適格組織再編成の日ににおいて有する特別修繕引当金勘定の金額とみなす。

8 第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（製品保証等引当金に関する経過措置）

第八条 法人の施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧法人税法第五十六条の二第一項、第三項及び第四項（旧法人税法第一百四十二条において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、旧法人税法第五十六条の二第一項中「製造業」とあるのは「製造業（以下この項において「対象事業」という。）」と、「その補修」とあるのは「その補修（法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号）第一条の規定による改正後の法人税法第二条第十二条号の八（定義）に規定する適格合併に該当しない合併又は同条第十二条号の十二に規定する適格分割型分割に該当しない同条第十二条号の九に規定する分割型分割により合併法人又は同条第十二条号の三に規定する分割承継法人に移転する事業に係る目的物の欠陥につき行うものを除く。）」と、「当該補修」とあるのは「当該対象事業に係る無償による補修」と、「計算した金額」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度においては「計算した金額の六分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度においては「計算した金額の六分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度においては「計算した金額の六分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度においては「計算した金額の六分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度においては「計算した金額の六分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

2 法人が、適格合併又は適格分割型分割（以下この項及び第四項において「適格合併等」といいう。）により合併法人又は分割承継法人（以下この項及び第四項において「合併法人等」という。）に前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替えて適用される旧法人税法第五十六条の二第一項に規定する対象事業（以下この項において「対象事業」という。）の全部又は一部を移転する場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める製品保証等引当金勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人等に引き継ぐものとする。

一 適格合併 旧法人税法第五十六条の二第一項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する製品保証等引当金勘定の金額

2 適格分割型分割 旧法人税法第五十六条の二第一項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する製品保証等引当金勘定の金額（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3

4 第二項の規定により合併法人等が引き継ぎを受けた製品保証等引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格合併等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前三项の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（割賦販売等に関する経過措置）

第九条 法人の施行日前に開始した事業年度においてその目的物の引渡し又は提供をした棚卸資産若しくは役務又は資産若しくは工事の旧法人税法第六十二条第一項に規定する割賦販売等又は旧法人税法第六十三条第一項に規定する延払条件付譲渡若しくは延払条件付請負に係る益金の額及び損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度において旧法人税法第六十二条第一項に規定する割賦販売等（以下この項において「割賦販売等」という。）をしたすべての棚卸資産又は役務の割賦販売等につき同条第一項に規定する政令で定める割賦基準の方法（以下この項において「割賦基準の方法」という。）により経理をした法人が、施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において棚卸資産又は役務の割賦販売等をしたときは、その棚卸資産又は役務の割賦販売等（新法人税法第六十二条第二項に規定する長期割賦販売等に該当するものを除く。以下この項において「経過措置対象割賦販売等」という。）をした事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額及び費用の額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該各事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなる収益の額及び費用の額のそれぞれに、当該経過措置対象割賦販売等をした事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）を加算した金額（当該金額が、当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額又は費用の額から当該経過措置対象割賦販売等につき当該事業年度の直前の事業年度までに既にこの項の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額を超える場合は、当該控除をした金額）を、それぞれ益金の額及び損金の額に算入する。

1 施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額（当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額から当該収益の額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした事業年度において益金の額に算入されることとなる収益の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）及び繰延費用の額（当該経過措置対象割賦販売等に係る費用の額から当該費用の額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした事業年度において損金の額に算入されることとなる費用の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）のそれぞれ六分の一に相当する金額

2 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の二に相当する金額

3 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の三に相当する金額

4 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の四に相当する金額

5 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二項の規定は、経過措置対象割賦販売等をした事業年度（以下この項において「販売事業年度」という。）の確定申告書（新法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下の項及び次項において同じ。）に当該経過措置対象割賦販売等に係る収益の額及び費用の額のうち当該販売事業年度の益金の額及び損金の額についての明細書の添付がある場合（第二項の規定の適用を受ける事業年度が当該販売事業年度後の中間年度である場合には、当該販売事業年度から当該事業年度までの各事業年度の確定申告書に同項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額についての明細書の添付がある場合）に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の明細書の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

6 第二項の法人が新法人税法第七十二条第一項（新法人税法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における前二項の規定については、第四項中「同じ。」とあるのは「同じ。」（当該販売事業年度につき中間申告書（同条第三十号に規定する中間申告書で新法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合にあっては、当該中間申告書」と、「当該事業年度までの各事業年度の確定申告書」とあるのは「当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の確定申告書及び当該事業年度の中間申告書」と、前項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

7 適格合併、平成十三年新法第二条第十二条第十二号の十一に規定する適格分割、同条第十二条の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二条号の十五に規定する適格事後設立が行われた場合における経過措置対象割賦販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（工事の請負に関する経過措置）

第十条 新法人税法第六十三条の規定は、法人が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧法人税法第六十四条第二項に規定する長期工事の請負については、なお從前の例による。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第十二条 新法人税法第六十九条第六項から第八項までの規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第四項に規定する外國子会社から受けた同項に規定する配当等の額に係る同条第六項に規定する外國子会社の所得に対して課される同項に規定する外国法人税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 新法人税法第一百五十九条第一項の規定は、施行日以後に規定する違反行為については、なお從前の例による。

附 則（平成一〇年四月二二日法律第四二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二〇日法律第六二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一五日法律第一〇六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に

限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条の改正規定を除く。）及び第一百八十八条から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日（その他の経過措置の政令への委任）

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年三月三一日法律第十九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月二一日法律第五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月二八日法律第五六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月二二日法律第三五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月二二日法律第七〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年六月一一日法律第七〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年六月一一日法律第七三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年六月一一日法律第七六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年七月三〇日法律第一一七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年七月三〇日法律第一一七号の委任

（政令への委任）

第一条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年八月一三日法律第一二五号）抄
（施行期日）

附 則（平成一年一月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第

二項 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条规定
（施行期日） 則 平成一一年三月三一日法律第一四号抄
第一条 二の法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 改正後の法人税法（以下「新法」という。）第一編、第二編第一章及び第三編第三章から
（経過措置の原則）

第五章まで（総則等）の規定は法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という）以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用する。
この附則に別段の定めがあるものを除き、新法第二編第一章第一節及び第一百四十二条（課税標準及びその計算等）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人各のほか、社団等を

事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。(以下同じ)。施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ)。

条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
(有価証券の譲渡損益の計上時期に関する経過措置)

第三条 法人が改正事業年度（施行日以後最初に開始する事業年度をいう。以下同じ。）前の事業年度において有価証券の引渡しを認める契約をし、かつ、改正事業年度以後の第一事業年度においてその有価証券の引渡しを認める場合におけるその譲渡に係る第六十一条第一項（有価証券の譲り受け又は譲り渡し）に規定する裏表の利益額又は裏表員の負担額は、同項の規定にかかる度又は裏表員の益金又は員金算入）に規定する裏表の利益額又は裏表員の負担額は、同項の規定にかかる

譲渡に係る契約をする場合（改正事業年度後の各事業年度にあつては、当該事業年度の直前の事業年度においてこの項の規定の適用を受けている場合に限る。）における新法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「契約をした日」とあるのは、「契約をした日」（その内国外人が次条第一項第二号に規定する売買目的外有価証券の譲渡に係る契約をした場合においてそのすべての契約に係る譲渡について当該売買目的外有価証券を引き渡した日の属する事業年度にこれらの譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入することとしているときは、当該譲渡利益額又は譲渡損失額についてはその引渡しをした日）」とする。

第四条 法人が、改正事業年度開始の日前に新法第六十一条の六第一項各号（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に掲げる損失の額又は新法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処

理による利益額又は損失額の計上)に規定する損失の額を減少させるために新法第六十一条の六第二項に規定するデリバティブ取引等を行い、かつ、同日の前日までに当該デリバティブ取引等の決済をしていない場合において、当該開始の日に当該デリバティブ取引等によりその損失の額

を減少させようとする同条第一項第一号の資産若しくは負債若しくは新法第六十一条の七第一項の売買目的外有価証券（以下この条において「ヘッジ対象資産等」という。）を有し、又は同日以後に当該デリバティブ取引等によりその損失の額を減少させようとする新法第六十一条の六第一項第二号の金銭の額の受取若しくは支払（以下この条において「ヘッジ対象取引」という。）があるときは、当該デリバティブ取引等並びにヘッジ対象資産等及びヘッジ対象取引に係る新法第六十一条の六及び第六十一条の七の規定の適用については、当該デリバティブ取引等は同日において行ったものとみなす。

第五条 新法第六十一条の八第一項（外貨建取引の換算）の規定は、法人が改正事業年度開始の日以後に行う同項に規定する外貨建取引（次項において「外貨建取引」という。）について適用する。
新法第六十一条の八第二項の規定は、法人が改正事業年度開始の日前に手ついた外貨建取引のう

（政令への委任）
ち同日以後に同項に規定する先物、外國為替契約等を締結して円換算額（同条第一項に規定する円換算額をいう。）を確定させたもの及び同日以後に行う外貨建取引について適用する。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、新法第二編第一章第一節及び第百四十二条（課税標準及びその計算等）の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ
ぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条规定中国民年金法第一百一十八条第四项及び第一百三十九条の十五第五項の改正規定(第四条
厚生年金保険法第八十一条の二第二項の改正規定(第四条
百三十九条又は第七条の二第二項の改正規定(第四条
百三十九条第五項又は第六項)を「同条第五項又は第六項」を「同条第六項」又は
改め部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項」又は
第七項(改める部分に限る)、同法第一百十九条第四項、第一百二十条の四、第一百三十条第四
項(改める部分に限る)、同法第一百十九条第四項、第一百二十条の四、第一百三十条第四

項及び同法第三百三十条の二の改正規定、同法第三百三十六条の三の改正規定及び同条を第三百三十六条の四とする改正規定、同法第三百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項

とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第百四十条第八項の改正規定（前条第六項、「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第百四十二条、第百五十九条第五項、第百五十九条の二、第百六十四条第三項及び第百七十六条の改正規定に限る。）並びに第

二十一中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定 公布の日から起算して三月以内の政令で定

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 前条の規定による改正後の法人税法第八十四条の規定は、法人の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開

(罰則に関する経過措置) 始する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年四月七日法律第三九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一二年四月二六日法律第四九号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九七号) 抄

第一条 この法律は、公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九七号) 抄

附 則 (平成一二年六月七日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第四条、第五章(第三十九条並びに第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)、第六章、第八十九条第六号、第九十条第四号及び第五号並びに第九十一条から第九十四条まで並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)。

附 則 (平成一二年三月三〇日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

一 第一条中法人税法第六十九条第一項の改正規定、同法第八十二条の七第一項の改正規定、同法第八十二条の十七の改正規定、同法第八十四条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十六条の改正規定、同法第一百二十二条第四項の改正規定及び同法第一百三十五条第三項の改正規定並びに附則第六条及び第八条の規定

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、平成十二年四月一日以後に合併、分割、現物出資、事後設立(新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。)、資本若しくは出資の減少、商法(明治三十二年法律第四十九号)第二百九十三条规定による同条に規定する利益の資本への組入れ、同法第二百九十三条ノ三の規定による同条に規定する準備金の資本への組入れ、組織の変更、解散による残余財産の分配、株式(出資を含む。次条までにおいて同じ。)の消却、社員の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は資本及び同法第二百八十九条第一項に規定する準備金による同項に規定する資本の欠損のてん補が行われる場合における法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の各事業年度の所得に対する法人税、特定信託(新法人税法第二条第十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。)の各計算期間の所得に対する法人税、退職年金等積立金に対する法人税及び同日以後に解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)が行われる場合における法人の清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に合併、現物出資、事後設立、資本若しくは出資の減少、商法第二百九十三条ノ二の規定による同条に規定する利益の資本への組入れ、同法第二百九十三条ノ三の規定による同条に規定する準備金の資本への組入れ、組織の変更、解散による残余財産の分配、株式の消却、社員の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は資本及び同法第二百八十九条第一項に規定する準備金による同項に規定する資本の欠損のてん補が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税、退職年金等積立金に対する法人税及び同日前に解散又は合併が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第三条 平成十三年四月一日から平成十四年二月三十一日までの間に行われた合併又は分割型分割(適格合併及び適格分割を除く。以下この条及び附則第十二条第三項において「非適格合併等」という。)により当該非適格合併等に係る被合併法人又は分割法人(以下この条及び附則第十二条第三項において「被合併法人等」という。)の株主等に株式のみが交付された場合において、当該非適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人(以下この条及び附則第十二条第三項において「合併法人等」という。)が、当該非適格合併等を通じ合併又は適格分割型分割(附則第十二条第三項において「適格合併等」という。)として当該非適格合併等の日の属する事業年度の所

得に対する法人税の申告を行い、かつ、当該株式の価額のうち新法人税法第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額について第二条の規定による改正後の所得税法第八十一条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第三項の規定による所得税の徵収を行つていかつたときは、当該合併法人等が当該被合併法人等の株主等である法人の法人税を免れる目的で当該申告を行つたことが明らかである場合を除き、新法人税法第二十四条第一項の規定は、適用しない。

第四条 (貸倒引当金に関する経過措置)

新法人税法第五十二条（第九項を除く。）の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始する各事業年度及び同日以後に行われる合併、分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）の経過事業年度（当該合併等の日（合併又は分割型分割の日の前日）の属する事業年度をいい、当該被合併法人等の当該各事業年度に該当する事業年度を除く。以下この条において同じ。）の所得に対する法人税について適用し、法人の同年四月一日前に開始した各事業年度（経過事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置）

第五条 (新法人税法第五十七条第五項の規定)

新法人税法第五十七条第五項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額及び同条第二項の規定により法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの（次項において「みなし欠損金額」という。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

第六条 (新法人税法第六十九条第一項の規定)

新法人税法第六十九条第一項の規定は、内国法人が平成十三年四月一日以後に行う同項に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外國法人税を納付することとなる場合について適用する。

（特定信託に係る所得の金額の計算における貸倒引当金に関する経過措置）

第七条 (新法人税法第八十二条の三第一項の規定)

新法人税法第八十二条の三第一項の規定により新法人税法第五十二条の規定に準じて特定信託の各計算期間の所得の金額を計算する場合における同条の規定は、特定信託の平成十三年四月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（特定信託に係る外國税額の控除に関する経過措置）

新法人税法第八十二条の七第一項の規定は、特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産につき平成十三年四月一日以後に行う同項に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外國法人税を納付することとなる場合について適用する。

（組織再編成に係る行為又は計算の否認に関する経過措置）

新法人税法第八十二条の七第一項の規定は、平成十三年四月一日以後に行われる合併、分割、現物出資及び事後設立に係る同条に規定する移転法人（以下この条において「移転法人」といいう。）、新法人税法第三十二条の二に規定する取得法人（以下この条において「取得法人」という。）及び移転法人又は取得法人の株主等である法人が同年三月三十一日以後に行う行為又は計算について適用する。

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 (第二十二条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)附則第六条から第八条までの規定)

平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税及び同日以後に解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）が行われる場合における法人の清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税及び同日前に解散又は合併が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附則（平成一三年六月一五日法律第五〇号）抄

第一条 (この法律は、平成十四年四月一日から施行する。)

（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）

第二十五条 (事業主等は、その実施事業所の事業主が前条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合

は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の承認（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合には、認可）を受けて、当該適格退職年金契約に係る同条第二項第一号口に規定する信託の受益者又は同項第二号口に規定する保険金受取人若しくは同項第三号口に規定する共済金受取人（以下「移行適格退職年金受益者等」という。）に係る給付の支給に係る権利義務を承継することができる。

第七十四条第二項及び第三項の規定は当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に事業主が前項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に基金が前項の認可の申請を行う場合について、それぞれ準用する。

（第一項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該確定給付企業年金の資産管理

運用機関等に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。）

第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に係る権利義務を承継した確定給付企業年金については、第三十六条第四項及び第四十一条第三項の規定は適用せず、第三十六条第二項及び第四十一条第二項の適用については、第三十六条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件（附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に係る権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令で定める要件とし。）と、第四十一条第二項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件（附則第二十五条第一項の規定により給付の支給に係る権利義務を承継した移行適格退職年金受益者等については、別に政令で定める要件」とする。）

（適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移転）

厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に係る権利義務を承継することができる。

第一百七条第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。

- 3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。
- 4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受益者等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。）については、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。
- 第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- （適格退職年金契約に係る資産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換）
- 第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結したときは、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（以下この条において「引渡金額」という。）を機構に引き渡すものとする。
- 2 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数を超えることができない。
- 3 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 十一月以下、当該引渡しをした日の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余额」という。）
- 二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第一項の規定により算定した額に計算後残余额を加算した額
- 4 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。
- 5 第一項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企业者は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。

4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受益者等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十五条並びに第百三十六条において準用する同法第三十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。）については、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。

第二十七条 前二条に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に關し必要な事項は、政令で定める。

（適格退職年金契約に係る資産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換）

第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結したときは、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（以下この条において「引渡金額」という。）を機構に引き渡すものとする。

2 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数を超えることができない。

3 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下、当該引渡しをした日の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余额」という。）

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第一項の規定により算定した額に計算後残余额を加算した額

4 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定により引渡金額が機構に引き渡された退職金共済契約の被共済者については、中小企业者は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

第三十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年六月二七日法律第七五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年六月二九日法律第八〇号）

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成一三年六月二九日法律第八八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年六月二九日法律第九四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年七月四日法律第一〇一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第一百七条 存続組合は、法人税法その他の法人税に関する法令の規定及び地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続組合は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

附 則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附 則（平成一四年三月三一日法律第一五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(自己の株式の譲渡に関する経過措置)

第三十九条 第三条の規定による改正後の法人税法(次条において「新法人税法」という。)第二条及び第六十一条の二第五項の規定は、内国法人が施行日以後に行う自己の株式の譲渡について適用する。

(匿名組合契約等に基づく利益の分配に対する法人税に関する経過措置)

第四十条 新法人税法第二百三十八条第十一号の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同号に掲げる利益の分配について適用し、施行日前に支払を受けるべき第三条の規定による改正前の法人税法第二百三十八条第十一号に掲げる利益の分配については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十一条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年五月一〇日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の規定は、施行日以後に効力が生じた退職金共済契約について適用し、施行日前退職金共済契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

(法人税法等の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法(以下「法人税法等」といふ。)の規定、第二条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)の規定、第四条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新震災特例法」という。)の規定並びに第九条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)附則第七条及び第二十四条の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の

同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(連結納税の承認の申請等に関する経過措置)

第三条 新法人税法第四条の三第一項に規定する内国法人の経過措置対象年度(平成十四年四月一日から平成十五年六月三十日までの間に開始し、かつ、同年三月三十一日以後に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。)が新法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間では、新法人税法第四条の三第一項に規定する六月前の日を当該経過措置対象年度終了日の日から起算して六月前の日(その日が平成十四年十二月三十一日後となる場合には、同日。次項において「経過措置対象年度申請期限」という。)として、同条第一項の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する内国法人が、経過措置対象年度申請期限までに同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の納稅地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合に限り、適用する。

3 第一項に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人が同項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の三第一項の申請書を提出した場合における同条第三項から第五項まで及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第一項の」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)附則第三条第一項(連結納税の承認の申請等に関する経過措置)」の規定の完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人が同項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の三第一項の申請書とあるのは「第一項の申請書」とあるのは「第一項の申請書」とあるのは「第一項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「その開始の日」とあるのは「当該終了の日」と同条第五項中「開始の日」とあるのは「開始の日(当該他の内国法人のうち、当該内国法人が当該承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度終了日の日の属する事業年度の前事業年度(当該事業年度開始の日前が当該連結事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度)終了の時に第九項第一号に規定する時価評価資産等を有するもの(第六十一条の十一第一項各号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)に掲げるものを除く。以下この項において「時価評価法人」という。)及び当該連結事業年度終了日の日の属する事業年度開始の日前であるもの(当該時価評価法人を除く。以下この項において「連結事業年度前開始法人」という。)並びに当該時価評価法人又は連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものについては当該連結事業年度終了日の翌日とし、これらのいずれにも該当しないものにあつては当該連結事業年度終了日の日の属する事業年度開始の日とする。)と、同条第十項中「連結親法人」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定の適用を受けて前条の承認を受ける第一項に規定する内国法人との間に当該内国法人」と、「第十五条の二第二項(連結事業年度の意義)の規定の適用を受ける場合にあつては、同項各号に定める期間の開始の日」とあるのは「当該他の内国法人のうち、同日の属する事業年度終了の時に前項第一号に規定する時価評価資産等を有するもの(第六十一条の十二第一項各号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)に掲げるものを除く。以下この項において「時価評価法人」という。)及び当該完全支配関係を有することとなつた日から当該内国法人が当該承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度終了の日までの間に開始する事業年度がないもの(当該時価評価法人を除く。以下この項において「加入前開始法人」と

法人若しくは同項に規定する連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものにあつては当該連結事業年度終了日の翌日とし、これらのいずれにも該当しないもの（以下この項において「加入後開始法人」という。）にあつては当該連結事業年度終了日の翌日とし、属する事業年度（以下この項において「加入後適用事業年度」という。）開始の日（同日が第四項に規定する終了の日前であるときは、当該終了の日）とする」と、「以後」とあるのは「（加入後開始法人にあつては、加入後適用事業年度開始の日）以後」とする。

第四条 次項から第四項までに定める場合を除き、新法人税法第十四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条各号に規定する事実が生ずる場合について適用し、（みなし事業年度に関する経過措置）

施行日前に第一条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第十四条各号

に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による

時に時価評価資産等を有する当該他の内国法人（新法人税法第六十一条の十二第一項各号に掲げるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び加入前開始法人（当該完全支配関係を有することとなつた日から当該最初連結事業年度終了の日までの間に開始する事業年度がない当該他の内国法人（当該時価評価法人を除く。）をいう。以下この項において同じ。）並びに連続法人等（当該時価評価法人若しくは前項に規定する時価評価法人又は当該加入前開始法人若しくは同項に規定する連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する当該他の内国法人をいう。）のいずれにも該当しない法人の最初連結事業年度は、新法人税法第十五条の二の規定にかかわらず、当該内国法人の最初連結事業年度終了の日の属する当該法人の事業年度開始の日から当該終了の日までの期間とする。

第一項に規定する内国法人の最初連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた同條に規定する他の内国法人については、新法人税法第十五条の二第二項の規定は、適用しない。
(受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

前項の規定の適用を受ける新法人和既存法人との二つの申請を受けることにより内国法人人、経過措置適用子法人（同項の規定の適用を受けて同条の承認を受ける前条第三項に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）及び経過措置期間加入法人（当該内国法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた同条に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）については、新法人税法第十四条（当該内国法人にあっては、同条第十三号の条を除く。）の規定は、当該内国法人の当該連結事業年度終了の日の翌日以後に同条各号に規定する事実が生ずる場合について適用する。前項に規定する内国法人、既存法人は、既過措置用印を付して、当該内国

4 前項に規定する最初の連結事業年度の日までに当該内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度の日までに当該内国法人の税法第十四条各号に規定する事実が生ずる場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

る最初の連結事業年度終了の日前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度があるときは、その事業年度開始の日から当該終了の日までの期間及び当該終了の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の事業年度とみなす。

第五条 附則第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する内国法人及び同条第三項に規定す
（連結事業年度に関する経過措置）

る他の内国法人が新法人税法第四条の二の承認を受けた場合には、当該他の内国法人のうち、時価評価法人（当該内国法人の最初連結事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初

そのを離れて、おもむくに、この年において同じくして、連絡事業会員開始代理人（当該者若しくは代理人）（当該他の内国法人（当該時価評価法人を除く。）をいう。以下この項において同じく。並びに開運法人等）

(当該時価評価法人又は連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する当該他の内国法人をいう。)のいずれにも該当しない法人の最初連結事業年度は、新法人税法

第十五条の二の規定にかかわらず、当該国内法人の最初連結事業年度終了の日の属する当該法人の事業年度開始の日から当該終了の日までの期間とする。

2 前項に規定する内国法人の最初連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた同条に規定する他の内国法人のうち、時価評価法人（当該完全支配関係を有することとなつた日の属する事業年度終了の

一 法人（改正事業年度から改正事業年度開始の日以後十年を経過した日の前日の属する事業年度又は連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度又は各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（改正事業年度開始の日以後十年を経過した日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額）と当該各事業年度又は各連結事業年度の金額（以下この項及び第六項において「改正事業年度開始の時に有する退職給与引当金勘定の金額」という。）に当該各事業年度又は各連結事業年度の金額が一億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互

2 法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において新法人税法第六十一条の十一第一項に規定する最初連結親法人事業年度（以下この項及び次条において「最初連結親法人事業年度」という。）終了の日の属する事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結親法人事業年度開始の日前である場合には、当該事業年度）終了の時に新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等（次条において「時価評価資産等」という。）を有するときの新法人税法第六十一条の十一の規定の適用については、同条第一項中「開始の日の前日（当該他の内国法人が第四条の三第九項第一号（連結納税の承認の効力）に規定する時価評価法人である場合には、最初連結親法人事業年度終了の日）」とあるのは、「終了の日」とする。

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する新法人税法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度においては、同条各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、同条の規定を適用する。

4 法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該法人に係る新法人税法第六十一条の十一第一項の規定の適用については、同項第六号ロ中「提出期限」とあるのは、「提出期限と法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度申請期限とのうちいずれか遅い日」とする。

（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第十一条 新法人税法第六十一条の十二の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度終了の時に有する時価評価資産について適用する。

2 法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度に当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた法人が当該完全支配関係を有することとなつた日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有するときの新法人税法第六十一条の十二の規定の適用については、同条第一項中「連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係を有することとなつた日の前日（当該他の内国法人が同項第一号に規定する時価評価法人である場合にこととなつた日の前日（当該最初連結親法人事業年度終了の日））とあるのは、「最初連結親法人事業年度終了の日」とする。

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する新法人税法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度においては、同項各号に規定する五年前の日は平成十四年一月一日として、同条の規定を適用する。

4 加入法人（附則第三条第一項の規定の適用を受けた法人の最初連結親法人事業年度において当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた法人をいう。）に係る新法人税法第六十一条の十二第二項の規定の適用については、同項第四号ロ中「提出期限」とあるのは、「提出期限と法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度申請期限とのうちいずれか遅い日」とする。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第十二条 新法人税法第六十二条の七第一項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度について適用し、法人の同日前に終了する事業年度については、なお従前の例による。

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十三条 新法人税法第六十三条第二項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度において同条第一項の規定の適用を受けている場合について適用する。

2 法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の日の属する事業年度の前事業年

日以後に終了する各事業年度の所得に対する法人税に係る行為又は計算で当該法人が施行日以後に行うものについて適用する。

(特別修繕引当金に関する経過措置)

第三十四条 第九条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号)附則第七条第三項の規定は、平成十五年四月一日以後に適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格分社型分割等)が行われる場合について適用し、同日前に適格分社型分割等が行われる場合には、なお従前の例による。(政令への委任)

第三十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条(第二号に係る部分に限る)、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条(二及び第六条の規定による改正後の石油公团法第十九条第一号に掲げる公团所有資産の処分の業務に係る部分に限る)、第十六条(金属鉱業事業團に係る部分に限る)及び第十八条(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く)から第二十一条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定(これららの規定中金属鉱業事業團に係る部分に限る)並びに附則第二十八条及び第三十条(金属鉱業事業團に係る部分に限る)の規定、公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日) この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五十六条中地方税法第七十二条の五第一項第六号の改正規定、第一百二十二条中所得税法別表第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、第一百二十三条中法人税法別表第二第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定及び第一百三十条中消費税法別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、この法律の施行の日(以下附則において「施行日」という)から平成十五年九月三十日までの間において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(その他の経過措置の政令への委任)

(施行期日)

第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一六四号) 抄	(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。	第一 条 (施行期日)

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次に掲げる規定 平成十五年三月三十一日

イ 第二条中法人税法第二条第十二号の八ロの改正規定、同条第十二号の十一ロの改正規定、同法第五十七条から第五十九条までの改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十二条の九の改正規定、同法第八十三条の二十第三項の改正規定、同法第八十二条の三十一第三項の改正規定及び同法第二百二条第二項の改正規定並びに附則第九条(第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という)第二条第十二号の八ロ及び第十二号の十一ロに係る部分に限る)、第十二条から第十三条まで、第一百四十二条、第一百四十七条、第一百四十八条及び第一百五十二条の規定

二及び三 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イ 略

ロ 第二条中法人税法第四十二条の改正規定、同法別表第一第一号の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分及び労働福祉事業團の項を削る部分を除く)及び同法別表第二第一号の改正規定(産業基盤整備基金の項を削る部分、中小企業総合事業團の項を削る部分及び通信・放送機構の項を削る部分を除く)並びに附則第十条の規定

五及び六 略

七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日

イ 略

ロ 第二条中法人税法別表第一第一号の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る)、及び同法別表第二第一号の改正規定(通信・放送機構の項を削る部分に限る)

八 次に掲げる規定 平成十六年四月一日

イ 略

ロ 第二条中法人税法別表第一第一号の改正規定(産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業團の項を削る部分に限る)

九 次に掲げる規定 中小企業総合事業團法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第二百四十六号)の施行の日

イ 略

ロ 第二条中法人税法別表第二第一号の改正規定(産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業團の項を削る部分に限る)

第八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新法人税法の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む)以下附則第十四条までにおいて同じ)の施行日以後に開始する事業年度(法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)以下この条において「平成十四年改正法」という)附則第三条第一項の規定の適用を受けて第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という)第四条の二の承認を受ける同項に規定する内国法人(以下この条において「経過措置適用親法人」という)、同項の規定の適用を受けて旧法人税法第四条の二の承認を受ける平成十四年改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人(以下「経過措置適用子法人」という)及び当該経過措置適用親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう)において当該経過措置適用親法人との間に旧法人

税法第四条の二に規定する完全支配関係を有したこととなつた同条に規定する他の内国法人（以下「経過措置期間加入法人」という。）の平成十四年改正法附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度（同項に規定する最初の連結事業年度としようとする期間に限る。以下「経過措置対象年度」という。）の期間内の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度（経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置による連結事業年度を除く。）の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の各事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税並びに法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。（適格合併等の定義に関する経過措置）

第九条 新法人税法第二条第十二号の八〇、第十二号の十一〇及び第十二号の十四〇の規定は、法人が施行日以後に行う合併、分割又は現物出資について適用し、法人が施行日前に行つた合併、分割又は現物出資については、なお従前の例による。（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する経過措置）

第十条 法人が附則第一条第四号に定める日前に取得した旧法人税法第四十二条第二項第二号に掲げる固定資産については、なお従前の例による。

第十二条 新法人税法第五十七条第九項及び第五十八条第四項の規定は、法人が施行日以後に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行つた場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度における欠損金額について適用し、法人が施行日前に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行つた場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度における欠損金額については、なお従前の例による。

2 経過措置適用子法人等（経過措置適用子法人等）と zwar. が経過措置対象年度（施行日の属する経過措置対象年度（施行日の属する経過措置適用子法人等を分割型分割を行つた場合には、当該経過措置適用子法人等の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度における新法人税法第五十七条第九項第一号の規定の適用については、「同号イ中「連結親法人事業年度」とあるのは、「最初の連結事業年度」とする。）の規定期定は、法人等を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該経過措置適用子法人等の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人等が施行日前に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行つた場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第十三条 新法人税法第八十一条の九の規定は、連結法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

2 経過措置適用子法人等が経過措置対象年度において当該経過措置適用子法人等を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該経過措置適用子法人等の当該分割型分割の日の属する連結

事業年度における新法人税法第八十一条の九第三項の規定の適用については、「及び当該連結法人」とあるのは、「当該連結法人の最初の連結事業年度開始の日に行うもの及び当該連結法人」とする。（同族会社等の行為又は計算の否認に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第三十二条第一項第二号への規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。（政令への委任）

第百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百四十八条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一五年五月一六日法律第四三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条、第十五条から第十八条まで及び第二十二条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年六月一〇日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一号第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十三条までを一条ずつ繰り下げる、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄せ付委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第二百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日

(施行期日)

(イ 略)

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の六の改正規定、同条第十二号の八の改正規定（同号イ及びロに係る部分を除く。）、同条第十二号の九及び第十二号の十の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号の十四の改正規定、同条第十四号の改正規定、同条第十五号の改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第二十二条第五項の改正規定（資本等の金額）を「資本金等の額」に改める部分を除く。）、同法第二十三条の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定（同項中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は連結個別資本等の額」に改める部分、同項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同条第二項及び第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の改正規定（同項第一項中「補助金その他」を「補助金又は給付金その他」に、「これに」を「これらに」に改める部分を除く。）、同法第四十三条の改正規定、同法第四十四条の改正規定、同法第四十五条の改正規定、同法第四十六条の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十二条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同項を同条第十二号とする部分を除く。）、同条第六項の次に五項を加える改正規定（第九項から第十一項までに係る部分に限る。）、同法第六十二条の二第一項の改正規定、同法第六十二条の十一第一項第五号の改正規定（同号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第六十二条の十二第一項第三号の改正規定（同号を同項第四号とする部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定（同項を同条第十二号とする部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定（同項第一項後段中「次条第一項」を「次条」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の二第一項の次に二項を加える改正規定（第三項に係る部分に限る。）、同法第六十二条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第六款中第六十二条の七の次に二条を加える改正規定（第六十二条の八に係る部分に限る。）、同法第六十八条第九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式に改める部分を除く。）、同法第六十二条の十三第三項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定（同項第三号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第二百八十一条の十第三項の改正規定並びに同法第二百三十二条の二の改正規定（「利益の配当又は剩余金の分配の額」を「第二十三条规定第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改める部分を除く。）並びに附則第二十四条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三

五

イ イ

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の六の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）、同法第八十一条の十二の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）、同法第八十二条の四の改正規定、同法第九十九条の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金の額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）及び同法第一百四十五条の四の改正規定並びに附則第四十二条、第五十条、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定次に掲げる規定 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

イ イ

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の六の改正規定、同条第十二号の八の改正規定（同号イ及びロに係る部分を除く。）、同条第十二号の九及び第十二号の十の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号の十四の改正規定、同条第十四号の改正規定、同条第十五号の改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第二十二条第五項の改正規定（資本等の金額）を「資本金等の額」に改める部分を除く。）、同法第二十三条の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定（同項中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は連結個別資本等の額」に改める部分、同項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同条第二項及び第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の改正規定（同項第一項中「補助金その他」を「補助金又は給付金その他」に、「これに」を「これらに」に改める部分を除く。）、同法第四十三条の改正規定、同法第四十四条の改正規定、同法第四十五条の改正規定、同法第四十六条の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十二条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第七項の改正規定（同項を同条第十二号とする部分を除く。）、同条第六項の次に五項を加える改正規定（第九項から第十一項までに係る部分に限る。）、同法第六十二条の二第一項の改正規定、同法第六十二条の十一第一項第五号の改正規定（同号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第六十二条の十二第一項第三号の改正規定（同号を同項第四号とする部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定（同項を同条第十二号とする部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定（同項第一項後段中「次条第一項」を「次条」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の二第一項の次に二項を加える改正規定（第三項に係る部分に限る。）、同法第六十二条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第六款中第六十二条の七の次に二条を加える改正規定（第六十二条の八に係る部分に限る。）、同法第六十八条第九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式に改める部分を除く。）、同法第六十二条の十三第三項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定（同項第三号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第二百八十一条の十第三項の改正規定並びに同法第二百三十二条の二の改正規定（「利益の配当又は剩余金の分配の額」を「第二十三条规定第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改める部分を除く。）並びに附則第二十四条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三

十六条第一項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十七条第一項、第五十五条第二項並びに第百六十五条の規定 次に掲げる規定 平成十九年一月一日

分に限る。)並びに同法第百三十八条第五号イの改正規定並びに附則第二十四条第二項、第

二十六条第一項から第三項まで、第六項及び第七項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十五条第四項から第六項まで、第三十六条第七項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七

七条第二項、第五十一条第二項及び第五十二条の規定

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下附則第五十七条までにおいて「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十七条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(株式交換完全子法人等に関する経過措置)

第二十四条 新法人税法第二条第十二号の六の三から第十二号の七までの規定は、平成十八年十月一日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用する。

第二十五条 新法人税法第二条第十二号の九、第十二号の十及び第十二号の十四の規定は、会社法施行日以後に行われる分割及び現物出資について適用し、会社法施行日前に行われた分割及び第二条の規定による改正前の法人税法(以下附則第五十八条までにおいて「旧法人税法」という。)第二条第十二号の十四に規定する現物出資については、なお従前の例による。

第二十六条 新法人税法第二条第十二号の八から第十二号の十四までの間における新法人税法第二条第十二号の十四までの規定については、同条第十一号の八中「第十二号の十六」とあるのは、「第十二号の十四」とする。

第二十七条 施行日から平成十八年九月三十日までの間における新法人税法第二条第十二号の八から第十二号の十四までの規定については、同条第十一号の八中「第十二号の十六」とあるのは、「第十二号の十四」とする。

第二十八条 新法人税法第二条第十二号の十六及び第十二号の十七の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用する。

(資本金等の額及び利益積立金額等に関する経過措置)

第二十九条 新法人税法第二条第十六号から第十八号の三までの規定は、施行日以後にこれらの規定に掲げる金額が増加し、又は減少する事由が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第二条第十六号から第十八号の三までに掲げる金額が増加し、又は減少する事由が生じた場合には、なお従前の例による。

(受取配当等の益金不算入等に関する経過措置)

第二十六条 新法人税法第二十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が受けける

会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する配当等の額(会社法第四百五十四条第一項若しくは第五項の決議又は同法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による剩余金の配当で、その支払に係る基準日が会社法施行日前の日であるもの(以下この項及び第三項において「経過配当」という。)の額を含む。)について適用し、法人が受けた会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第二十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)に規定する配当等の額(経過配当の額を除く。)については、なお従前の例による。

第二十七条 新法人税法第二十三条第三項の規定は、法人が受けれる会社法施行日以後の日を同項に規定する基準日とする同項に規定する配当等の額について適用し、法人が受けたその計算の基礎となつた期間の末日が会社法施行日前である旧法人税法第二十三条第三項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

3 新法人税法第二十四条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同号に規定する資本の払戻し(経過配当に該当する同号に規定する剩余金の配当を含む。)により金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が会社法施行日の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第二十四条第一項第三号に規定する資本又は出資の減少により金銭その他の資産の交付を受けた場合については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に行われた旧法人税法第二十四条第一項第四号に規定する株式の消却により金銭その他の資産の交付を受けた場合は、なお従前の例による。

5 新法人税法第二十四条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する法人の同号に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が施行日前に行われた旧法人税法第二十四条第一項第六号に規定する持分の払戻しにより金銭その他の資産の交付を受けた場合には、なお従前の例による。

6 新法人税法第二十四条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が会社法施行日以後に行われる同号に規定する組織変更により金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用する。

7 新法人税法第二十四条第二項の規定は、法人が会社法施行日以後に行う合併について適用し、法人が会社法施行日前に行つた合併及び分割型分割については、なお従前の例による。

(役員給与の損金不算入に関する経過措置)

第二十七条 施行日から会社法施行日の前日までの間ににおける新法人税法第三十四条の規定の適用について、同条第一項中「第五十四条第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権によるもの並びにこれら」とあるのは「退職給与」と、同項第三号イ(2)中「会社法第四百四条第三項(委員会の権限等)」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の五第一項第三号(委員会及び執行役の設置等)」に掲げる」とする。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第二十八条 法人が会社法施行日前に終了した事業年度において支出した旧法人税法第三十七条第一項に規定する寄附金の額で同項に規定する經理をしたものについては、なお従前の例による。

2 法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に終了する事業年度において旧法人税法第三十七条第三項に規定する寄附金の額を支出する場合における同項の規定の適用については、同項中「資本等の金額」とあるのは、「資本金等の額」とする。

(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等に関する経過措置)

第二十九条 新法人税法第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項の規定は、法人の会社法施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の会社法施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に関する経過措置)

第三十条 新法人税法第五十四条の規定は、法人が会社法施行日以後にその発行に係る決議をする同条第一項に規定する新株予約権及び当該新株予約権に係る同項に規定する承継新株予約権並びに同条第五項に規定する新株予約権について適用する。

2 法人が会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法人税法第五十四条第一項に規定する合併等を行う場合における同条の規定の適用については、同項中「株式交換完全親法人又は株式交換完全親法人」とあるのは「会社法第七百六十七条(株式交換契約の締結)に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式交換完全親法人又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式交換完全子会社」とする。

(不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置)

第三十一条

新法人税法第五十五条第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に支出する同条

第一項（第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する費用の額又は法人の施行日以後に生ずる同条第一項に規定する損失の額について適用する。

2 新法人税法第五十五条第五項の規定は、法人が施行日以後に供与する同項の金銭の額及び金額以外の資産の価額並びに経済的な利益の額の合計額に相当する同項に規定する費用又は損失の額について適用する。

（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）

第三十二条 新法人税法第五十七条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額について適用する。

（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第三十三条 新法人税法第五十九条第一項及び第二項の規定は、法人が会社法施行日以後にこれら

の規定に規定する債務の免除を受ける場合について適用し、法人が会社法施行日前に旧法人税法第五十九条第一項及び第二項に規定する債務の免除を受けた場合については、なお従前の例によ

る。

（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第三十四条 新法人税法第六十一条の規定は、法人が会社法施行日以後にこれら

の規定に規定する債務の免除を受ける場合について適用する。この場合において、当該欠損等法人の同項に規定する適用事業年度が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するときにおける同項の規定については、同項中「第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度又は第八十条の規定の適用については、同項中「第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度」とい

う。」の二第一項に規定する適用事業年度（以下この項において「適用事業年度等」という。）開始の日」とあり、及び「当該適用事業年度等の開始の日」とあるのは、「平成十八年四月一日」とする。

2 施行日から平成十八年九月三十日までの間に終了する事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第六十一条の十二第二項（連結納稅への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）」とあるのは「又は第六十一条の十二第二項（連結納稅への加入に伴う資産の時価評価損益）」と、「若しくは第六十一条の十二第二項に規定する連結加入直前事業年度」とあるのは「又は第六十二条の九第一項の規定の適用を受ける事業年度」である。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第三十五条 旧法人税法第六十一条の二第五項の規定は、施行日前に自己の株式（出資を含む。）の譲渡が行われた場合については、なお従前の例による。

2 法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に自己を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は適格分割型分割を行う場合の新法人税法第六十一条の二第五項及び第六項の規定の適用に

ついては、同条第五項中「内国法人が」であるのは「内国法人がその行った適格合併に係る」と、同条第六項中「内国法人が自分を分割法人とする適格分割型分割により当該適格分割型分割

に係る分割承継法人の株式を当該内国法人の株主等に交付した」とあるのは「内国法人がその行った適格分割型分割に係る所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三十八条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡等に関する経過措置）の規定に

より読み替えられた第六十二条の二第二項（適格合併及び適格分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）の規定により同項に規定する株主等に同項に規定する株式を交付したものとされると、「第六十二条の二第三項」とあるのは「同条第二項」とする。

3 新法人税法第六十一条の二第七項及び第八項の規定は、平成十八年十月一日以後に株式交換又は株式移転が行われる場合について適用する。

4 新法人税法第六十一条の二第九項及び第十項の規定は、会社法施行日以後に同条第九項に規定する合併等又は同条第十項に規定する組織変更が行われる場合について適用する。

5 会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法人税法第六十一条の二第九項に規定する合併等が行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人」とあるのは、「会社法第七百六十七条规定する株式交換契約の締結」に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号（株式移転計画）に規定する株式移転設立完全親会社」とする。

6 新法人税法第六十一条の二第二十一項の規定は、会社法施行日以後に同項各号に定める事由が生ずる場合について適用する。

7 新法人税法第六十一条の二第二十三項の規定は、施行日以後に同項に規定する出資の払戻しが行われる場合について適用する。

（連結納稅の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第三十六条 新法人税法第六十一条の十一第一項第四号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格株式交換に係る株式交換完全子法人である法人について適用する。

2 新法人税法第六十一条の十一第一項第五号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格合併、同号に規定する合併類似適格分割型分割（以下この項及び第五項において「合併類似適格分割型分割」という。）、適格株式交換又は適格株式移転に係る同号に掲げる法人について適用し、同日前に行われた適格合併、合併類似適格分割型分割又は株式移転に係る旧法人税法第六十一条の十一第一項第四号に掲げる法人について適用する。

3 平成十八年十月一日以前に行われた株式交換に係る旧法人税法第六十一条の十一第一項第六号に掲げる法人については、なお従前の例による。

4 新法人税法第六十一条の十二第二項第二号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格株式交換に係る株式交換完全子法人である法人について適用する。

5 新法人税法第六十一条の十二第二項第三号の規定は、平成十八年十月一日以後に行われる適格合併、合併類似適格分割又は適格株式交換に係る同号に掲げる法人について適用し、同日前に行われた適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る旧法人税法第六十一条の十二第二項第二号に掲げる法人については、なお従前の例による。

6 平成十八年十月一日以前に行われた株式交換に係る旧法人税法第六十一条の十二第二項第四号に掲げる法人については、なお従前の例による。

7 会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に株式移転により設立される法人に係る旧法人税法第六十一条の十一及び第六十一条の十二の規定の適用については、旧法人税法第六十一条の十一第一項第一号中「商法第三百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全子会社」とあるのは、「会社法第七百七十三条第一項第五号（株式移転計画）に規定する株式移転完全子会社」とする。

（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置）

第三十七条 新法人税法第六十一条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡する場合について適用し、法人が施行日前に旧法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した場合には、なお従前の例による。

2 法人が施行日の前日において旧法人税法第六十一条の十三第二項に規定する譲渡損益調整資産（自己の株式又は出資に限る。）を有していた場合には、当該譲渡損益調整資産につき施行日において同項の事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

（合併及び分割による資産等の時価による譲渡等に関する経過措置）

第三十八条 新法人税法第六十二条第一項、第六十二条の二第三項及び第六十二条の六第一項の規定は、法人が会社法施行日以後に行う分割について適用し、法人が会社法施行日前に行つた分割については、なお従前の例による。

2 法人が施行日から会社法施行日の前日までの間に適格分割型分割を行つた場合における新法人税法第六十二条の二の規定の適用については、同条第二項中「前項（適格合併に係る部分に限

る。」とあるのは「前項」と、「合併法人」とあるのは「合併法人又は分割承継法人」と、「第六十一条の二第三項」とあるのは「第六十一条の二第四項」と、「当該適格合併」とあるのは「前項の適格合併又は適格分割型分割」とする。

第三十九条 新法人税法第六十二条の八の規定は、法人が会社法施行日以後に行う同条第一項に規定する非適格合併等について適用する。

(非適格株式交換等による株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益に関する経過措置)

第四十条 新法人税法第六十二条の九の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う株式交換及び株式移転について適用する。

(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第四十一条 新法人税法第六十三条第三項の規定は、法人の平成十八年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第四十二条 新法人税法第六十六条第一項から第三項までの規定は、法人の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(特定同族会社の特別税率に関する経過措置)

第四十三条 新法人税法第六十七条第四項の規定は、会社法施行日以後に終了する事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用する。

2 施行日以後に開始し、かつ、会社法施行日前に終了した事業年度における旧法人税法第六十七条第二項に規定する債務の確定していない賞与の額は、新法人税法第六十七条第三項に規定する

第一条に規定する債務の確定していない賞与の額は、新法人税法第六十七条第三項に規定する留保した金額に含まれるものとする。

(外国税額の控除に関する経過措置)

第四十四条 新法人税法第六十九条第八項及び第十一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とするこれらの規定に規定する配当等の額がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第六十九条第八項及び第十一項に規定する

(連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

第四十五条 新法人税法第八十一条の四第二項の規定は、連結法人が受けける会社法施行日以後の日を同項に規定する基準日とする同項に規定する配当等の額について適用し、連結法人が受けたその計算の基礎となつた期間の末日が会社法施行日前である旧法人税法第八十一条の四第二項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

(連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第四十六条 連結法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度において支出した旧法人税法第八十一条の六第一項に規定する寄附金の額について同項に規定する経理をしたものについては、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

2 連結法人が施行日から会社法施行日の前日までに終了する連結事業年度において旧法人税法第八十一条の六第三項に規定する寄附金の額を支出する場合における同項の規定の適用については、同項中「連結個別資本等の金額」とあるのは、「連結個別資本等の額」とする。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第四十七条 新法人税法第八十一条の九第二項第一号の規定は、同項の連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う適格株式移転に該当しない株式移転に係る株式移転完全子法人である場合における当該株式移転の日の属する事業年度又は連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用し、旧法人税法第八十一条の九第二項の連結子法人が平成十八年十月一日以前に行つた株式移転に係る同項第二号に規定する完全子会社である場合における当該株式移転の日の属する事業年度又は連結事業年度前において生じた同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、なお従前の例による。

2 会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に株式移転により設立される法人に係る旧法人税法第八十一条の九の規定の適用については、同条第二項第二号中「商法第三百五十二条第一項(株式交換)に規定する完全子会社」とあるのは「会社法第七百七十三条规定第五号(株式移転計画)に規定する株式移転完全子会社」と、「完全親会社」とあるのは「同項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」とする。

(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置)

第四十八条 新法人税法第八十一条の九の二の規定は、連結法人が施行日以後に同条第一項に規定する他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた同項に規定する連結欠損金額について適用する。

(連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置)

第四十九条 新法人税法第八十一条の十第一項の規定は、連結法人が施行日以後に同項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡する場合について適用し、連結法人が施行日前に旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した場合は、なお従前の例による。

2 連結法人が施行日の前日において旧法人税法第八十一条の十第二項に規定する譲渡損益調整資産(自己の株式又は出資に限る)を有していた場合には、当該譲渡損益調整資産につき施行日において同項の事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第五十条 新法人税法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人の連結親法人事業年度(新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。)が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十二第一項から第三項までに規定する連結親法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置)

第五十一条 新法人税法第八十一条の十三の規定は、同条第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十三第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新法人税法第八十一条の十三第三項の規定は、会社法施行日以後に終了する連結事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用する。

3 施行日以後に開始し、かつ、会社法施行日前に終了した連結事業年度における旧法人税法第八十一条の十三第二項に規定する債務の確定していない賞与の額は、新法人税法第八十一条の十三第二項に規定する留保した金額に含まれるものとする。

(連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置)

第五十二条 新法人税法第八十一条の十五第八項及び第十一項の規定は、会社法施行日以後の日を同項に規定する基準日とするこれらの規定に規定する配当等の額がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧法人税法第八十一条の十五第八項及び第十一項に規定する配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第五十三条 新法人税法第九十一条第一項及び第二項並びに第百二条第一項の規定は、法人の平成十九年一月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法

人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。(同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置)

第五十五条 新法人税法第二百三十二条第三項の規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用する。

2 新法人税法第二百三十二条の二の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)
第五十六条 新法人税法第二百四十三条第一項から第三項までの規定は、特定信託の受託者である外国法人の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第五十七条 新法人税法第二百四十五条の四の規定は、特定信託の受託者である外国法人の平成十九年一月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の受託者である外国法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(申告書の公示に関する経過措置)

第五十八条 施行日前に税務署長が旧法人税法第二百五十二条の規定により行つた公示については、なお従前の例による。

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二から四まで 略

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一十条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百八十八条、第一百二十九条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの

法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 (その他の経過措置の政令への委任) 第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十九年五月一日

イ 略 第二条中法人税法第二条第十二号の八の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号の十六の改正規定(同号ロ(1)に係る部分を除く。)、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十一条の二第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第二十項とし、同項の次に二項を加える改正規定(第一一二項に係る部分に限る。)、同条第八項の改正規定(同項を同条第十一項とする部分を除く。)、同条第七項の改正規定、同項を同条第九項とし、同項の次に一項を加える改正規定(同条第七項を同条第九項とする部分を除く。)、同条第六項の次に二項を加える改正規定、同法第六十二条の十一第一項の改正規定、同法第六十二条の十二第一項第二号の改正規定、同法第六十二条の二の改正規定、同法第六十二条の七の改正規定(同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える部分に限る。)、同法第七十二条の改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)、同法第一百二条第二項の改正規定(及び第四款)を「第四款及び第七款」に改める部分を除く。)及び同法第一百三十二条の改正規定並びに附則第三十三条第一項、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第四十七条の規定

二から五まで 略 第二条中法人税法第四十七条第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第二編第一章第一節中第七款の次に二款を加える改正規定(第八款に係る部分に限る。)及び同法第一百二条第二項の改正規定(及び第四款)を「第四款及び第七款」に改める部分に限る。)並びに附則第三十五条、第四十三条及び第四十四条の規定

七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第八三号)の施行の日

八 第二条中法人税法の目次の改正規定(「(第六十一条)」を「(第六十条の三)」に、「第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二第一第六十一条の四)」を「第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条)／第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二第一第六十一条の四)／」に改める部分を除く。)、同法第二条第十九号の改正規定、同条第二十六号の改正規定(同条第二十八項)を「同条第二十二項」に改める部分を除く。)、同条第二十七号を削り、同条第二十八号を同条第二十七号とし、同条第二十九号を同条第二十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第二十九号の二の改正規定、同条第二十九号の三、第三十一号の四及び第三十二号を削り、同条第三十一号の三を同条第三十二号とする改正規定、同条第三十三号及び第三十四号

(短期売買商品の譲渡損益の計上時期に関する経過措置)

第三十七条 法人が改正事業年度(施行日以後最初に開始する事業年度をいう。以下この条において同じ。)前の事業年度において新法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度においてその短期売買商品の引渡しをする場合におけるその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかわらず、その引渡しの日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、改正事業年度におけるその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかる場合に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入したものについては、この限りでない。

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置)

第三十八条 新法人税法第六十一条の二第二項、第四項及び第九項の規定は、平成十九年五月一日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用し、同日前に合併、分割型分割又は株式交換が行われた場合には、なお従前の例による。

2 新法人税法第六十一条の二第五項及び第六項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う適格合併又は適格分割型分割について適用し、法人が同日前に行つた適格合併又は適格分割型分割については、なお従前の例による。

3 新法人税法第六十一条の二第七項、第八項及び第十項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う適格合併、適格分割又は適格株式交換について適用する。

4 新法人税法第六十一条の二第二十二項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う合併、分割又は株式交換について適用する。

(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置)

第三十九条 新法人税法第六十一条の十一第一項第四号及び第六十一条の十二第一項第二号の規定は、平成十九年五月一日以後に行う適格合併、適格分割型分割による資産等の帳簿価額の引継ぎに関する経過措置)

第四十条 新法人税法第六十二条の二第二項及び第三項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う適格合併又は適格分割型分割について適用し、法人が同日前に行つた適格合併又は適格分割型分割については、なお従前の例による。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第四十一条 新法人税法第六十二条の七第七項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に同項に規定する特定適格合併等を行う場合について適用する。

(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置)

第四十二条 新法人税法第六十二条の八第四項、第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後に行う自己を被合併法人とする合併について適用し、法人が施行日前に行つた自己を被合併法人とする合併については、なお従前の例による。

(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第四十三条 新法人税法第六十三条の規定は、平成二十年四月一日以後に締結される契約に係る同条第六項に規定する長期割賦販売等に該当する同条第一項に規定する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額並びに同日以後に締結される契約に係る同条第二項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額について適用し、同日前に締結された契約に係る旧法人税法第六十三条第

五項に規定する長期割賦販売等に該当する同条第一項に規定する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額については、なお従前の例による。

(リース取引に係る所得の金額の計算に関する経過措置)

第四十四条 新法人税法第六十四条の二の規定は、平成二十年四月一日以後に締結される契約に係る同条第三項に規定するリース取引について適用する。

(特定株主等によって支配された欠損等連絡法人の連結欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置)

第四十五条 新法人税法第八十一条の九の二第二項から第四項までの規定は、同条第二項に規定する欠損等連絡法人である連結親法人が施行日以後に同項第一号に規定する適格合併等を行う場合

における同号に規定する被合併法人等の新法人税法第八十一条の九第二項第三号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額、新法人税法第八十一条の九の二第三項に規定する連結親法人又は連結子法人の同項に規定する最初連結親法人事業年度開始の日が施行日以後の日である場合における当該連結親法人又は連結子法人の同項に規定する適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた新法人税法第八十一条の九第二項第三号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額について適用し、旧法人税法第八十一条の九の二第二項に規定する連結親法人又は連結子法人の同項に規定する最初連結親法人事業年度開始の日が施行日前の日であつた場合における当該連結親法人又は連結子法人の同項に規定する適用事業年度又は適用連結事業年度前後の各事業年度又は各連結事業年度又は各連結事業年度又は各連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の九第二項第一号又は第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、旧法人税法第八十一条の九の二第四項に規定する連結親法人又は連結子法人の同項に規定する最初連結親法人事業年度開始の日が施行日前の日であつた場合における当該連結親法人又は連結子法人の同項に規定する適用事業年度又は適用連結事業年度前後の各事業年度又は各連結事業年度又は各連結事業年度又は各連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の九第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、な

(連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置)

第四十六条 新法人税法第八十一条の十三の規定は、同条第一項の連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十三第一項の連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度において生じた旧法人税については、なお従前の例による。

(組織再編成に係る行為又は計算の否認に関する経過措置)

第四十七条 新法人税法第百三十二条の二の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。

(国内源泉所得に対する法人税に関する経過措置)

第四十八条 第二条の規定による改正後の法人税法第百三十八条第五号の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同号に規定する配当等について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧法人税法第百三十八条第五号に規定する配当等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、当該各号に定め政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る)、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十二条、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(处分等に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ)の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日まで

(その他の間において政令で定める日)

二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで

(その他の間において政令で定める日)

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
月一日
附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇〇年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

附 則 (平成一〇〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

法第十三条第二項第一号の改正規定（「内國法人である」を削る部分に限る。）^{（同項第二号の改正規定による）}

同法第三十七条第三項第二号の改正規定^{（同項中「、公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分及び同項ただし書中「内國法人である」を削る部分に限る。）}、同法第五項の改正規定^{（同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百五十条第二項の改正規定（「である」、同法別表第一の改正規定（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次の次に次のように加える部分を除く。）^{（同法別表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項社会医療法人に規定する社会医療法人に限る。）及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る部分を除く。）及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一條、第十五條及び第二十二条の規定^{（附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百八条及び第一百十一条の規定）}六次に掲げる規定^{（日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の施行の日）}}}

ロ 第二条中法人税法別表第一第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える改正規定^{（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）}

第九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第二十四条までにおいて「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二十二条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散及び新法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の所得に対する法人税及び残余財産（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。）について適用し、法人の施行日前に開始した連結事業年度の所得に対する法人税及び法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。）については、なお従前の例による。

（公益法人等の範囲に関する経過措置）

第十条 第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第二十二条までにおいて「旧法人税法」という。）別表第二第一号の表に掲げる社団法人又は財团法人であつて一般社団法人及び一般財团法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財团法人として存続するもののうち、整備法第一百六条第一項（整備法第二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第一百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」という。）にあっては、新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）は、新法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（以下附則第二十四条までにおいて「公益法人等」という。）とみなして、新法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び整備法第二条第一項に規定する旧有限责任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの（新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）は新法人税法別表第二に掲げる一般社団法人に、前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び認可取消財团法人に、それぞれ該当するものとする。

3 整備法第二十五条第二項に規定する特例無有限责任中間法人及び整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（第一項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び認可取消財团法人を除く。）は、新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当しないものとする。

（外国公益法人等に関する経過措置）

第十二条 附則第一条第五号ロに掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十条及び第一百四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該外国法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

（連結納税の承認の取消し等に関する経過措置）

第十三条 新法人税法第十条の三の規定は、施行日後に同条第一項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間ににおける新法人税法第十条の三の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財团法人又は医療法人のうち」とあるのは、「医療法人のうち」とする。

（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第十三条第二項第一号の規定は、同号に定める日が施行日以後である場合については、なお従前の例による。

2 新法人税法第十四条第十七号、第十八号、第二十一号及び第二十二号の規定は、施行日以後にこれららの規定に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第十五条 新法人税法第三十七条第五項の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する金額について適用し、法人が同日前に支出した金額については、なお従前の例による。

（貸倒引当金に関する経過措置）

第十六条 新法人税法第五十二条第十一項の規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第十七条 新法人税法第五十三条第九項の規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

（返品調整引当金に関する経過措置）

第十八条 新法人税法第六十一条の二第十四項第三号の規定は、施行日以後に行われる同号に定めた取扱決議について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十一条の二第十四項第三号に定めた取扱決議については、なお従前の例による。

（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十九条 新法人税法第六十四条の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において着手する同条第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）について適用し、法人が施行日前に開始

した事業年度において着手した旧法人税法第六十四条第一項に規定する工事（経過措置工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 前項に規定する経過措置工事とは、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、法人が請負をする工事（新法人税法第六十四条第一項に規定する工事をいう。）で当該事業年度に着手するもの（当該事業年度中にその目的物の引渡しが行われるもの）を除く。

以下この項において、「着手工事」という。）のうち当該事業年度終了の時において同条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの（当該終了の時において旧法人税法第六十四条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの及びその進行割合が低いものとして政令で定めるものを除く。）のいずれかについて当該事業年度の確定した決算（新法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算）において新法人税法第六十四条第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法により經理しない場合における当該着手工事をいう。

（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算に関する経過措置）

第二十条 新法人税法第六十四条の四の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定公益法人等である法人が普通法人に該当することとなる場合及び施行日以後に同条第二項に規定する適格合併が行われる場合について適用する。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新法人税法第六十四条の四の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財團法人又は医療法人」とあるのは、「医療法人」とする。

（各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第二十一条 新法人税法第六十六条の四の規定は、法人の附則第一条第五号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第二十二条 新法人税法第八十一条の六第四項の規定は、同条第一項の連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の六第一項の連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国内源泉所得に関する経過措置）

第二十三条 新法人税法第二百三十八条第四号ロの規定は、外国法人が施行日以後に発行する債券の利子について適用する。

（公益法人等の届出に関する経過措置）

第二十四条 新法人税法第二百五十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う新法人税法第三十三条第二項及び第三項に規定する評価換えについて適用し、法人が施行日前に行つた旧法人税法第三十三条第二項及び第三項に規定する評価換えについて同様に規定する。

2 新法人税法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第三十三条第三項に規定する事実が生じた場合は、ないお従前の例による。

（資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置）

第九条

新法人税法第三十三条第二項及び第三項の規定は、法人（新法人税法第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に行う新法人税法第三十三条第二項及び第三項に規定する評価換えについて同様に規定する。

2 新法人税法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第三十三条第三項に規定する事実が生じた場合は、ないお従前の例による。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

第十一条 新法人税法第五十五条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終わった行為に係る同号に掲げるものについて適用し、施行日前に終わった行為に係る旧法人税法第五十五条第四項第三号に掲げるもの（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による課徴金及び延滞金を除く。以下この項において「外國課徴金」という。）について同条第四項

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 平成二十一年三月三日法律第一三号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（外國子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第六十条までにおいて「新法人税法」という。）第二十三条の一の規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する外國子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。（還付金等の益金不算入に関する経過措置）

第七条 新法人税法第二十六条第二項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される同項に規定する外國源泉税等の額について適用する。

2 新法人税法第二十六条第三項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において減額される新法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税の額について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において減額された第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第六十条までにおいて「旧法人税法」という。）第六十九条第一項に規定する外國法人税の額について、（還付金等の益金不算入に関する経過措置）

（法人税額から控除する外國子会社の外國税額の益金不算入に関する経過措置）

第八条 内国法人が施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度において附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第六十九条第八項の規定の適用を受ける同項に規定する外國子会社の所得に対して課される外國法人税の額（同条第九項の規定により同条第八項に規定する外國法人税の額とみなされる金額を含む。）については、旧法人税法第二十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第六十九条第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十二条第二項（外國税額の控除に関する経過措置）」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」とする。

（資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置）

第九条 新法人税法第三十三条第二項及び第三項の規定は、法人（新法人税法第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日以後に行う新法人税法第三十三条第二項及び第三項に規定する評価換えについて同様に規定する。

2 新法人税法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に旧法人税法第三十三条第三項に規定する事実が生じた場合は、ないお従前の例による。

（外國子会社から受ける配当等に係る外國源泉税等の損金不算入に関する経過措置）

第十一条 新法人税法第三十九条の一の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において適用し、施行日前に旧法人税法第三十九条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

第二百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年三月三日法律第一〇号）抄

- に開始した連結事業年度において減額された旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外法人税の額については、なお従前の例による。
- 4 新法人税法第八十一条の十五第九項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において同条第一項の規定の適用を受ける場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受けた場合については、なお従前の例による。**
- 5 新法人税法第八十一条の十五第十項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において同条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第二項又は第三項の規定の適用を受けていた場合は、なお従前の例による。**
- 6 新法人税法第八十一条の十五第五十一項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けた場合は、なお従前の例による。**
- (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除に関する経過措置)**
- 第十七条** 新法人税法第八十一条の十六の規定は、施行日以後にされる同条の更正に係る同条に規定する仮装経理法人税額について適用し、施行日前にされた旧法人税法第八十一条の十六第一項において同じ。が清算中に受ける同号に規定する更正又は同条第三項に規定する各連結事業年度の連結所得の金額若しくは分割前事業年度の所得の金額を減少させる更正により減少した法人税の額については、なお従前の例による。
- (解散による清算所得の金額の計算に関する経過措置)**
- 第十八条** 新法人税法第九十三条第二項第三号の規定は、施行日以後に解散(合併による解散及び新法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この条において同じ。)をする内国普通法人等(新法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等をいう。以下この条において同じ。)が清算中に受ける同号に規定する剰余金の配当等の額について適用する。
- 2 新法人税法第九十三条第一項第四号(同号に規定する外国源泉税等の額に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に解散をする内国普通法人等が清算中に減額される同号に規定する外國源泉税等の額について適用する。**
- 3 新法人税法第九十三条第一項第四号(同号に規定する外國法人税の額に係る部分に限る。)の規定は、内国普通法人等が施行日以後に開始する清算中の事業年度において減額される同号に規定する外國法人税の額について適用し、内国普通法人等が施行日前に開始した清算中の事業年度において還付を受けた旧法人税法第九十三条第二項第三号に規定する外國法人税の額については、なお従前の例による。**
- 4 新法人税法第九十六条の規定は、施行日以後に解散をする内国普通法人等が清算中に受ける同号に規定する剰余金の配当等の額に係る同条に規定する外國源泉税等の額について適用する。**
- (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に生ずる同号に掲げる事実について適用する。この場合において、施行日前にされた更正により減少した法人税の額について同条(同項に係る部分に限る。)の規定を適用するときは、同項中「適用」の括弧内に掲げる金額については、なお従前の例による。**
- 2 新法人税法第一百三十四条の二(第四項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に生ずる同号に掲げる事実について適用する。この場合において、施行日前にされた更正により減少した法人税の額について同条(同項に係る部分に限る。)の規定を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)第二条(法人税法の一部改正)の規定による改正前の法人税法(以下この項において「旧法人税法」)**

- という。第七十条第一項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)又は第八十一条の十六第一項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除)(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある内国法人(以下この条において「適用法人」という。)につきと、「仮装経理法人税額(既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第七十条又は第八十一条の十六の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。)とあるのは「旧法人税法第七十条第一項又は第八十一条の十六第一項の規定により控除することができる金額(既に第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び旧法人税法第七十条第一項又は第八十一条の十六第一項の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において「仮装経理法人税額」という。)」とする。
- (罰則に関する経過措置)**
- 第一百一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によるなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)
- 第一百二条** この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- 第一百三条** この附則に規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- (税制の抜本的な改革に係る措置)**
- 第一百四条** 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二三十年代(平成二十二年から令和元年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。
- 2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。**
- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。**
- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの)の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。**
- 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいふ。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。**
- 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提**

2 法人が平成二十二年十月一日前に行つた十月日法人税法第六十一条の十三第一項又は第八十一条について適用し、法人が同日前に行つた十月日法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が平成二十二年十月一日前に行つた十月日法人税法第六十一条の十三第一項又は第八十一条について適用し、法人が同日前に行つた十月日法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

4 連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が施行日前であつた連結親法人又は連結子法人の旧法人税法第八十一条の九第二項第一号又は第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産（以下この項において「旧譲渡損益調整資産」といふ。）の譲渡に係る十月旧法人税法第六十一条の十三第一項又は第八十二条の十第一項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額（以下この項において「旧譲渡損益額」という。）に相当する金額につき同日において益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合には、当該旧譲渡損益調整資産を十月新法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産と、当該旧譲渡損益額を同項に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額と、当該法人を当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき同項の規定の適用を受けた法人と、当該旧譲渡損益調整資産の譲渡を受けた法人を同条第二項に規定する譲受法人と、当該旧譲渡損益額に当該譲渡損益調整資産の金額につき同一日去り免去第六十一条の十三第二項による見定

法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。) 内に当該法人を合併法人又は分割承継法人とする十月一日法人税法第六十二条の七第七項に規定する特定適格合併等を行った場合の同項に規定する特定保有資産については、なお従前の例による。

第二十四条 新法人税法第八十一条の四の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2
十月新法人税法第八十二条の四第三項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に同項に規定する取得をする株式又は出資に係る同項に規定する配当等の額について適用する。
(重吉草書案手書きによる寄付金つき員金下算して周囲の全員皆署名)

第二十五条 十月新法人税法第八十一条の第六項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、連結法人が同日前に支出した十月旧法

第二十六条 新法人税法第八十一条の九第一項の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行人税法第八十一条の六第二項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。
(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新法人税法第八十一条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結承認日（新法人税法第四条の二の承認の効力が生じた日をいう。以下二つの条ころ、て司シ。）の属する車両規去人事業年度開台の日が施行日以後である車両規去人

3 前項の場合において施行日から平成二十二年九月三十日までの間に同項に規定する特定連結子法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併が行われるときの十月旧法人税法第五十七条第九項又は第五十八条第四項の規定の適用については、十月旧法人税法第五十七条第九項第一号ロ及び第二号ロ中「第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人」であるのは、「第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人」とする。

11 新法人税法第八十一条の九の二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する連結親法人又は連結子法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間（平成二十二年十月一日以後の期間に限る。）内に同号に規定する適格合併が行われる場合の同号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

連結親法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に適格合併を行った場合又は連結親法人が同年九月三十日以前に旧法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合の旧法人税法第八十一条の九の二第二項第一号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同号中「前条第二項第三号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第二十六条第七項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第三号（連結欠損金の繰越し）」とする。

十月新法人税法第八十一条の十第二項（同項第二号の連結子法人に係る部分に限る。）の規定は、当該連結子法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする同号に規定する適格組織再編成等が行われる日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合の同号に掲げる連結欠損金個別帰属額について適用する。

新法人税法第八十一条の九の二第三項の規定は、同項の欠損等連結法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間内に同項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産が確定する場合の同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

新法人税法第八十一条の九の二第四項の規定は、連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が施行日以後である同項に規定する連結親法人又は特定連結子法人の同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

新法人税法第八十一条の九の二第三項の規定は、同項の欠損等連結法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間内に同項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産が確定する場合の同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

新法人税法第八十一条の九の二第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第二十六条第七項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項（連結欠損金の繰越し）」とする。

（連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置）

第二十七条 連結法人が平成二十二年九月三十日以前に行つた十月旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額については、附則第二十二条第二項に規定する場合を除き、なお從前の例による。

（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第二十八条 新法人税法第八十一条の十二の規定は、同条第一項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十二第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお從前の例による。

（連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第二十九条 新法人税法第八十一条の十三の規定は、同条第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十二第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお從前の例による。

（清算所得に対する法人税に関する経過措置）

第二十九条の二 十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であつて、附則第十一条第二項の規定によりなお從前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第四章の規定により復興特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第百二十九条第一項、第百三十五条及び第百三十七条の規定の適用については、その課された復興特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十四条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の規定は、同項に規定する法人が平成二十二年十月一日以後に行う分割について適用し、前条の規定による改正前の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項に規定する法人が同日前に行つた分割及び事後設立（十月旧法人税法第二条第十二条の六に規定する事後設立をいう。）については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第四十五条第一項第七号に掲げる事業を営む法人で施行日前に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けているものが同項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもって取得する同項に規定する固定資産及び当該受益者から交付を受ける旧法人税法第四十五条第二項に規定する固定資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「有線放送電話に関する法律」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第一条（法律の廃止）」の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律」とする。

（連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置）

第二十七条 連結法人が平成二十二年九月三十日以前に行つた十月旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額については、附則第二十二条第二項に規定する場合を除き、なお從前の例による。

附則（平成二三年三月三日法律第一二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十一条 附則第一条たゞし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用について(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二十七日法律第五六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 存続共済会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

第二条 存続共済会は、地方税法第七百一条の三十四第一項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(第二十八条の十二第一項若しくは「を削る部分に限る。」に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条たゞし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定)公布の日(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年六月三十日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 略
イ 略
ロ 第二条中法人税法第一百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第一百六十三条の改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 略
ロ 第二条中法人税法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第一百三十三条(見出しを含む。)の改正規定、同法第一百三十四条(見出しを含む。)の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定並びに同法第一百五十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五条、第八十四条(第十六条の改正規定及び第二十四条の改正規定に限る。)並びに第八十五条第二項及び第三項の規定

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格現物出資の定義に関する経過措置)
第十二条 新法人税法第二条第十二号の十四の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる現物出資について適用し、施行日前に行われた現物出資については、なお従前の例による。

(資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置)
第十三条 新法人税法第六十六条第六項(第三号に係る部分に限る。)及び第六十七条第一項の規定による評価換え並びに施行日以後に生ずる同条第四項に規定する事実について適用する。(各事業年度の所得に対する法人税の税率等に関する経過措置)

第十四条 新法人税法第八十一条の九第五項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人の平成二十三年四月一日以後に開始する同号に規定する適用連結事業年度(施行日前に終了する同号に規定する適用連結事業年度を除く。)の所得に対する法人税について適用し、法人の同年四月一日前に開始した事業年度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する事業年度を含む。)の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)
第十五条 新法人税法第八十三条及び第二百二十四条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支拂又は充当をするこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に對応するものの計算については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第二条の規定による改正前の法人

税法第百三十三条又は第百三十四条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第十六条 新法人税法第百四十三条第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、外国法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度（施行日前に終了する事業年度を除く。）の所得に対する法人税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十三年八月一〇日法律第九四号）抄

(施行期日)

附 則（平成二三年二月二日法律第一一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七条の

改正規定、同法第五十七条の二の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十条の改

正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（第六項及び第九

項）を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及

び第五項」に改める部分に限る。）、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規

定、同法第八十一条の十二の改正規定及び同法第百四十三条の改正規定並びに附則第十条、

第十三条、第十四条、第十九条、第二十二条、第九十七条及び第九十九条の規定

四 口から二まで 略

五 本 第二十四条の規定

六 イ 略

ロ 第二条中法人税法第百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第百五十七条

までの改正規定及び同法第百六十二条の改正規定並びに附則第二十五条の規定

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下

「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等

を含む。以下同じ。）の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及

び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連続所得に対する法人税について適用し、法人

の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年

度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第十二条 新法人税法第二十三条第七項及び第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等（新法人税法第七十一条第一項の規定による申告書で新法人税法第七十二条

第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第十二条 新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十三条 法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第五十二条の規定は、な

おその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額」と、同年四月一日から平

成二十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

2 法人が経過措置事業年度において新法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権につき同項又は同条第五項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金銭債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる

旧法人税法第五十二条第一項及び第五項の規定は、適用しない。

3 法人が新法人税法第五十二条第二項又は第六項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第二項及び第六項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項又は第二項の規定により法人の平成二十七年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第八項に規定する合併法人等の平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引き受けた貸倒引当金勘定の金額又は同条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは同条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第五十五条の三第十項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

第十四条 新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項を除く。）及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項を除く。）の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に

おいて生じた欠損金額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条 第八条及び第十一條から第十六条までの規定 平成二十六年四月一日

（施行期日） (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第一百十条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続厚生年金基金及び存続連合会は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第一百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

（施行期日）
イ 略
一 該各号に定める日から施行する。
六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第一条第二十六号の改正規定、同法第二十六条の改正規定

（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第三十四条の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第六十七条の七第七項の改正規定、同法第六十九条第三項の改正規定、同法第六十九条の二第一項に規定する連結親法

第二項の改正規定（第十一項）を「第十七項」に改める部分を除く。）、同法第八十条の二第一項の改正規定、同法第八十二条の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法別表

規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法別表規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定を除く。）並びに附則第二十五条から第三十五条まで、第一百五十六条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第四号の改正規定に限る。）及び第一百六十条の規定

七から九まで 略
十 次に掲げる規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ 略
ロ 第三条中法人税法第二条第二十六号の改正規定

十一 次に掲げる規定 電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日

イ 略
ロ 第三条中法人税法第二条第二十六号の改正規定

口 第三条中法人税法別表第一の改正規定

十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日

イ 第三条中法人税法第二十六条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第三十八条の改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十九条第二項の改正規定（第二十一条項）を「第十七項」に改める部分を除く。）、同法第八十条の二の改正規定、同法第八十一条第三項の改正規定、同法第八十二条の十五第二項の改正規定、同法第八十三条の改正規定（第二十五第一項の改正規定及び同法第八十二条の改正規定

十三 第三条中法人税法第三十四条第一項第三号イ（2）の改正規定 会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日

（外国法人の法人税に関する経過措置の原則）

第25条 この附則に別段の定めがあるものを除き、外国法人の法人税に関する第三条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第26条 新法人税法第十条の三第三項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

2 新法人税法第十条の三第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

（みなし事業年度に関する経過措置）

第27条 新法人税法第十四条第一項第二十三号から第二十五号までの規定は、平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第十四条第一項第二十三号から第二十五号までに規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第28条 新法人税法第六十九条（同条第二項に規定する地方法人税控除限度額に係る部分を除く。）の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、な

る。（みなし事業年度に関する経過措置）

第29条 新法人税法第八十一条の十五（同条第二項に規定する地方法人税控除限度額個別帰属額に係る部分を除く。）の規定は、連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法

人事業年度が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第三十条 新法人税法第一百四十二条の八の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

（中間申告等に関する経過措置）

第三十一条 外国法人（普通法人に限る。以下この条において同じ。）の平成二十八年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この条において「最初事業年度」という。）の期間に六月経過

日（当該外国法人の最初事業年度開始の日以後六月を経過した日をいいう。以下この条において同じ。）がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第一百四十二条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「第一百四十二条の六第一項第七号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第三条の規定による改

		第一項 第一號	
同号イ	の 第百四 十 一条 第 四 百 四 十一 号 イ		同じ。) 同じ。) 又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第三条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)第一百四十二条各号(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額(附帯税の額を除くものとし、旧法人税法第一百四十四条(所得税額の控除)において準用する旧法人税法第六十八条(所得税額の控除))の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。)
第一百四十二条各号	第一百四十二条各号	第一百四十二条各号	第一百四十二条各号

第三十二条 外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において受けた旧法人税法第七百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分については、新法人税法第七百四十四条の七において準用する新法人税法第七十五条第一項又は新法人税法第七百四十四条の人において準用する新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分とみなす。
(欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第三十三条 新法人税法第七百四十四条の十三の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 外国法人の新法人税法第七百四十四条の十三第一項第一号若しくは第二号又は第二項に規定する還付所得事業年度のうちに平成二十八年四月一日前に開始した事業年度に該当するものがある場合の同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3
　　外国法人の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の五の規定の適用については、同条第一号中「第百四十四条の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）。次号において「平成二十六年改正法」という。）附則第三十一条第一項（中間申告等に関する経過措置）」の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項各号」と、同条第二号中「第百四十四条の三第二項各号」とあるのは「平成二十六年改正法附則第三十一条第一項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第二項各号」とする。
(確定申告書の提出期限の延長等に関する経過措置)

正前の法人税法（以下この号及び次項第一号において「旧法人税法」という。）第一百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号と、同条第二項第一号中「第一百四十四条の六第二項第二号」とあるのは「旧法人税法第一百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」とする。

2 外国法人（新法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第一百四十四条の四の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「所得税率等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「旧法人税法」という。）第一百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号（中間申告）」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「旧法人税法第一百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号」とする。

当該法人 税の額	同号に定 める 、同項 、第二項	(青色申告に関する経過措置)
第一百四十二条 同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法人税の額	第一百四十二条 同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法人税の額	は旧法人税法第一百四十二条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は人税の額
第一百四十二条 同号に定める	第一百四十二条 各号に掲げる	第一百四十二条 各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法人税の額
新法人税法第一百四十六条第一項において準用する新法人税法第一百二十二条第二項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度が同項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度が旧法人税法第一百四十六条第一項において準用する旧法人税法第一百二十二条第二項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出については、なお従前の例による。	新法人税法第一百四十六条第一項において準用する新法人税法第一百二十三条の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度以後の各事業年度に係る帳簿書類につき旧法人税法第一百四十六条第一項において準用する旧法人税法第一百二号に該当する事実がある場合について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度以前の各事業年度に係る帳簿書類につき旧法人税法第一百四十六条第一項において準用する旧法人税法第一百二十三条规定第二号に該当する事実がある場合については、なお従前の例による。	新法人税法第一百四十六条第一項において準用する新法人税法第一百二十七条第一項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する承認の取消しについて、なお従前の例による。
（罰則の適用に関する経過措置）	（罰則の適用に関する経過措置）	（罰則の適用に関する経過措置）
新法人税法第一百四十七条の二の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の同条に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税に係る行為又は計算で同日以後に行うものについて適用する。	（政令への委任）	（政令への委任）
（政令での定め）	（政令での定め）	（政令での定め）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
附 則	附 則	附 則
（平成二十六年五月一日法律第六九号）	（平成二十六年五月一日法律第四〇号）	（平成二十六年五月一日法律第六九号）
抄	抄	抄
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを持む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定により改正前の法律の規定(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議立てが提起された处分の他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなほ従前の例によることとするものとしている場合におけるこの法律の施行後のこととし得る範囲の適用については、よろ

（その他の経過措置の政令への委任）
（以前の例による）

則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五十七条 みなし登録特定送配電事業者が営む特別小売供給を行う事業は、附則第二十三条第一項の文を「主たる日もどく間、専長の見定こによる改正後」に替て、第百四十一頁第一号に易

〔二〕 附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄
ける事業とみなして同条の規定を適用する。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 次に掲げる規定 平成二十七年十月一日
イ 第二条中法人税法第八十四条の改正規定及び同法別表第一の改正規定

ヨイコ 略語 第二条中去人兑去第六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五号の文王見官及ズ同去第八、

五
四号の改正規定並ては附則第二十八条及び第三十一条の規定
次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

口 第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第十一条の三第四項の改正規定、同法第二十三条の二の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第六十九条第四項第七号の改正規

条の九を第一百四十二条の十とし、同節第二款中第一百四十二条の八の次に「一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の二第四項第六号の改正規定、同法第一百四十四条の三第二項の改正規定

六から八まで 略
八の二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）同条

第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第一百一十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）第五十八条第一項の改正規定〔九年〕を「十年」に改める部分に限る。）の規定

九 次に掲げる規定 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一百八号）の施行の日

ロ 第二条中法人税法第五十五条第四項の改正規定及び附則第二十六条の規定

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第二十二条 新法人税法第十条の三第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。（受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十三条 新法人税法第二十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に受けた投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一百三十七条の金銭の分配（以下この条及び附則第二十五条において「金銭の分配」という。）の額について適用し、法人が施行日前に受けた金銭の分配の額については、なお従前の例による。（外國子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十四条 新法人税法第二十三条の二の規定は、内国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において同条第二項に規定する外國子会社から受けた同項による改正前の額について適用し、内国法人が同日前に開始した事業年度において第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二十三条の二第一項に規定する外國子会社から受けた同項に規定する剩余额の配当等の額については、なお従前の例による。

2 内国法人の平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における新法人税法第二十三条の二の規定の適用については、同条第二項第一号及び第三項中「外國子会社から受ける剩余额の配当等の額」とあるのは、「外國子会社から受けた剩余额の額（平成二十八年四月一日において保有する当該外國子会社の株式又は出資（同日において外國子会社に該当する外國法人の株式又は出資に限る。）に係るものとみなす）」とする。

（配当等の額とみなす金額に関する経過措置）
第二十五条 新法人税法第二十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項の法人の金銭の分配により交付を受ける金銭の額について適用し、法人が施行日前に外國子会社に該当する外國法人の株式又は出資（同日において外國子会社に該当する外國法人の株式又は出資に限る。）に係るものとみなす金額に関する経過措置）

第二十六条 新法人税法第五十五条第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第十号に定める日以後に行われた行為に係る同項第六号に掲げるものについて適用する。（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第二十七条 新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項から第九項までを除く。）の規定は、法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の平成三十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第十一項並びに第五十八条第一項ただし書及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、当該法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「百分の六十五」とする。

（特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第二十八条 旧法人税法第六十七条第一項に規定する特定同族会社が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき利子等（地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等をいう。附則第三十一条において同じ。）に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る旧法人税法第六十七条第三項第五号に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）
（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十九条 新法人税法第八十一条の四の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第三十条 新法人税法第八十一条の九（第一項ただし書及び第八項から第十一項までを除く。）の規定は、連結法人の平成三十年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。
2 連結親法人の施行日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書及び第八項の規定の適用については、同条第一項第一号及び第八項中「百分の五十」とあるのは、当該連結親法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については、「百分の六十五」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については、「百分の六十」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については、「百分の五十五」とする。

（連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第三十一条 旧法人税法第八十一条の十三第一項に規定する連結法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき利子等に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る同条第二項第四号に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。

(外国普通法人となつた旨の届出等に関する経過措置)

第三十三条 新法人税法第四百四十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に同条第一項又は第二項に規定する届出書を提出することとなる場合について適用し、同日前に旧法人税法第四百四十九条第一項に規定する届出書を提出することとなつた場合には、なお従前の例による。

2 新法人税法第四百五十一条第三項及び第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に同条第三項又は第四項に規定する届出書を提出することとなる場合について適用し、同日前に旧法人税法第四百五十五条第三項に規定する届出書を提出することとなつた場合には、なお従前の例による。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために規定する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百十一条 法人の施行日前に開始した第十七条の規定による改正前の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために規定する法律(以下この条において「旧改正法」という。)附則第十四条第二項に規定する各事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人の施行日前に開始した旧改正法附則第二十二条第二項に規定する各連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第一百三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十

六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定

公布の日

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一 及び二 略

四 略

第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十二条(第六項を除く。)、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条(附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、第二十八条(第五項を除く。)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条规定)、第三十七条、第三十八条(第四項を除く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定(附則第七十七条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第百四号(八)の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第三号イの改正規定(「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。)並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定)公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 法人が第三号施行日前に前条の規定による改正前の法人税法(以下この項において「旧法人税法」という。)第四十五条第一項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもつて第三号施行前に取得した同項第四号に掲げる事業に必要な施設を構成する旧法人税法第二

条第二十二号に規定する固定資産及び当該金銭又は資材をもつて第三号施行日以後に取得する附

則第四十九条第一項に規定する熱供給事業に必要な施設を構成する前条の規定による改正後の法

人税法(次項において「新法人税法」という。)第二条第二十二号に規定する固定資産について

は、なお従前の例による。

2 みなし熱供給事業者が當む指定旧供給区域熱供給を行う事業は新法人税法第四十五条第一項各号に掲げる事業と、熱供給を受ける者は同項に規定する受益者と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九条並びに第百五十五条の規定)公布の日(以下「公布日」という。)

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 存続中央会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続中央会は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条

第六号の公益法人等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から四まで 略

イ 第二条中法人税法第百四十四条の六第二項に掲げる規定、同法第百四十九条第一項に掲げる規定及び同条第二項の改正規定

六から七の二まで 略

七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日

イ 第二条中法人税法第六十四条の二第一項第四号の改正規定及び附則第二十八条の規定

八から九まで 略

十 次に掲げる規定 医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）附則第一条に掲げる規定の施行の日

イ 第二条中法人税法第六十四条の四第三項の改正規定及び同法別表第二医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項の改正規定

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第二十二条 新法人税法第二条第十二号の九の規定は、施行日以後に行われる分割について適用し、施行日前に行われた分割については、なお従前の例による。

2 新法人税法第一条第十二号の十四の規定は、施行日以後に行われる現物出資（当該現物出資が当該現物に係る被現物出資法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の施行日から当該事業年度終了の日までの間に行われるものである場合の当該現物出資（以下この項において「経過措置対象現物出資」という。）を除く。）について適用し、施行日前に行われた現物出資（経過措置対象現物出資を含む。）については、なお従前の例による。

第二十三条 新法人税法第十条の三第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が施行日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

（譲渡制限付株式による資産等の時価による譲渡に関する経過措置）

第二十四条 新法人税法第五十四条の規定は、法人が施行日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をする同条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式について適用する。

（合併及び分割による資産等の時価による譲渡に関する経過措置）

第二十五条 新法人税法第六十二条第一項の規定は、法人が施行日以後に行う分割について適用（内国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第二十六条 内国法人の施行日から平成三三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、新法人税法第六十六条第一項中「百分の二十三・二」とあるのは、「百分の二十三・四」とする。

(連結法人に係る各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率に関する経過措置)

第二十七条 連結親法人の施行日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度の連結所得に係る新法人税法その他法人税に関する法令及び地方法人税法の規定の適用については、新法人税法第八十一条の十二第一項中「百分の二十三・四」とする。

(還付金の益金不算入に関する経過措置)

第二十八条 新法人税法第一百四十二条の二第一項の規定は、外国法人の令和元年十月一日以後に開始する新法人税法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る新法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額について適用し、外国法人の同日前に開始した第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る旧法人税法第一百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額については、なお従前の例による。

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第二十九条 外国法人の施行日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、新法人税法第一百四十三条第一項中「百分の二十三・二」とあるのは、「百分の二十三・四」とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第八四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二四日法律第八五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

(連結確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にされた旧法人税法第八十一条の二十四第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第三項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第八十一条の二十四第一項の指定(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の指定を含む。)は、新法人税法第八十一条の二十四第一項(連結欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第二十六条 施行日前一年以内に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税につき連結確定申告書を施行日前に提出した連結親法人の当該連結事業年度については、新法人税法第八十一条の三十一第五項中「当該連結確定申告書」とあるのは、「当該連結確定申告書の提出と同時」とあるのは、「平成二十九年四月三十日まで」と、「当該欠損金額に」とあるのは、「前一年」とあるのは、「前一年(当該損事業年度に係る確定申告書」と、「及び第七項」とあるのは、「から第八項までの規定」と、「場合(中間期間において生じた災害損失欠損金額について第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合」とあるのは、「場合」と、「第八項中「連続して青色申告書である」とあるのは、「連続して」と、「青色申告書である確定申告書(期限後申告書を除く。)をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)」とあるのは、「確定申告書を提出した場合(中間期間において生じた災害損失欠損金額について第二項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合)」と読み替える」として、同条(同項に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(外国法人の中間申告に関する経過措置)

第二十七条 十月新法人税法第一百四十四条の三第五項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用する。

(外国法人の確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置)

第二十八条 施行日前にされた旧法人税法第一百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第六項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第一百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の指定(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第一百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の指定を含む。)は、新法人税法第一百四十四条の八において準用する新法人税法第七十五条の二第一項第二号の指定とみなす。

(外国法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第二十九条 施行日前一年以内に終了した事業年度の所得に対する法人税につき確定申告書を施行日前に提出した外国法人の当該事業年度については、新法人税法第一百四十四条の十三第十一項中「当該確定申告書」とあるのは、「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間(第十一項に規定する中間期間をいう。以下第八項までにおいて同じ。)に係る仮決算の中間申告書(第十一項に規定する確定申告書又は当該中間申告書と同時」とあるのは、「前一年(当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは、「災害損失欠損金額(第十一項)」とあるのは、「当該欠損金額に」とあるのは、「前一年」とあるのは、「前一年(当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書」とあるのは、「当該欠損金額に」とあるのは、「当該災害損失欠損金額(第十一項)と、「同じ。)に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは、「前一年(当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書」とあるのは、「当該災害損失欠損金額に」とあるのは、「当該災害損失欠損金額に」と、「前一年」とあるのは、「前一年(当該欠損事業年度に係る確定申告書」と、「当該確定申告書」とあるのは、「当該各事業年

度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは、「災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは、「前一年(当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書」とあるのは、「当該確定申告書の提出と同時」とあるのは、「平成二十九年四月三十日まで」と、「当該欠損金額に」とあるのは、「当該災害損失欠損金額に」と、「前一年」とあるのは、「前一年(当該損事業年度に係る確定申告書」と、「及び第七項」とあるのは、「から第八項までの規定」と、「場合(中間期間において生じた災害損失欠損金額について第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合」とあるのは、「場合」と、「第八項中「連続して青色申告書である」とあるのは、「連続して」と、「青色申告書である確定申告書(期限後申告書を除く。)をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)」とあるのは、「確定申告書を提出した場合(中間期間において生じた災害損失欠損金額について第二項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合)」と読み替える」として、同条(同項に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七号) 拝
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ イ 略

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の十九の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第一百三十九条の改正規定、同法第一百四十四条の二第五項の改正規定、同法第一百四十四条の六第六項ただし書の改正規定及び同法第一百四十九条第一項ただし書の改正規定並びに附則第二十一条、第二十九条及び第三十八条の規定

五 次に掲げる規定 平成三十一年四月一日

六 次に掲げる規定 令和二年一月一日

イ イ 略

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定(「第四十一条」を「第四十二条の二」に改める部分、「・第八十一条の八」を「・第八十一条の八の二」に改める部分及び「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の二の三」に改める部分に限る。)、同法第二編第一章第一節第四款第五目中第四十二条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七第三項の改正規定、同法第六十八第一項の改正規定、同法第六十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定(「。」中)の下に「確定した決算」とあるのは、「決算」と、「確定した決算」とあるのは、「決算」と、「を加え」「確定した決算」とあるのは、「決算」と、「を削る部分を除く。」、

同法第八十条第一項の改正規定、同法第八十一条の三第一項の改正規定、同編第一章の第二節第三款第五目中第八十一条の八の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十四第一項の改正規定、同法第八十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十七の改正規定、同法第八十一条の十八第一項の改正規定、同法第八十一条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第一項の改正規定、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百四十二条の六の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の改正規定、同法第一百四十四条の二第一項の改正規定、同法第三編第二章第二節中同条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四十四条の四第四項第一号の改正規定並びに附則第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第二十九条及び第四十条の規定

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イ 第二条中法人税法の目次の改正規定（「第一目 受取配当等（第二十三条—第二十四条）」を「第一目 収益の額（第二十二条の二）／第一目の二 受取配当等（第二十三条—第二十四条）／」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に、「引当金」を「貸倒引当金」に改める部分、「・第八十一条の八」を「・第八十一条の八の二」に改める部分及び「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の二の三」に改める部分を除く。）、同法第三条の改正規定、同法第二編第一章第三節第二款の次に一款を加える改正規定、同編第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定及び同法第八十一条の二十五（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三十三条、第三十六条及び第三十七条の規定

八 及び 九 略

十 三次に掲げる規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）の施行の日

十一 ロ 第二条中法人税法第五十条第一項第一号の改正規定及び附則第二十四条の規定

十二 イ 略

第十二条中法人税法別表第一の改正規定

第十九条 イ 略

第十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、施行日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。

（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第二十一条 新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四及び第十二号の十六から第十二号の十八までの規定は、施行日以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用し、施行日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。

（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第二十一条 新法人税法第二条第十二号の十九の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

前項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（平成三十年十二月三十一日において第二条の規定による改正前の法

法人税法 第百四十九条 地方法人税法第十九条 第三項	恒久的施設を有する普通法人である の施設	恒久的施設を有す る外国法人	恒久的施設を有す る外国法人	恒久的施設等の一 部を改正する法律(平成三十年法律 第七号)附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的 施設を有していた外国法人
租税特別措置法第六 十八条の三の四第三 項	十八条の三の四第四 項	恒久的施設を有す る外国法人	恒久的施設を有す る外国法人	所得税法等の一 部を改正する法律(平成三十年法律 第七号)以下「改正法」という)附則第二十一条第二 項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人
租税特別措置法第六 十八条の三の四第四 項	十八条の三の四第四 項	有しない外国法人 なる日 当該	有しない外国法人 なる日 当該	当該旧恒久的施設を有していた 当該旧恒久的施設を有していた
3 第一項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合において、旧恒 久的施設を有していないかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有するこ ととなつたときにおける当該旧恒久的施設を有していないかった外國法人の同日前に発行した割引 債(租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この項に おいて同じ。)の償還差益(租税特別措置法第六十七条の十七第四項に規定する償還差益をいう。 以下この項において同じ。)のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものについては、租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定により法人税法第百三 十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみ なして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。	おいて 当該	おいて 当該恒久的施設を有しない	第二条第十二号の十九に規定する 当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものにおける法人税に関する法令の規定の適用に 関し必要な事項は、政令で定める。	
4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により新法人税法第二条第十一号の十九の規定の適 用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に おいて同じ。)のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものについては、租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定により法人税法第百三 十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみ なして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。	当該恒久的施設を有しない	第二条第十二号の十九に規定する 当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものにおける法人税に関する法令の規定の適用に おいて同じ。)のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものについては、租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定により法人税法第百三 十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみ なして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。	第二条第十二号の十九に規定する 当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものにおける法人税に関する法令の規定の適用に おいて同じ。)のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものについては、租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定により法人税法第百三 十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみ なして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。	第二条第十二号の十九に規定する 当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものにおける法人税に関する法令の規定の適用に おいて同じ。)のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令 で定めるものについては、租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定により法人税法第百三 十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみ なして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。
第二十二条 新法人税法第二十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる合併及び分割型分割に ついて適用する。 (分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置)				
第二十三条 新法人税法第四十二条の二の規定は、内國法人が令和二年一月一日以後に支払を受け る集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第六十九条の二第一項に規定す る分配時調整外国税相当額について適用する。				
第二十四条 新法人税法第五十条第一項の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う 同項の交換について適用し、法人が同日前に行つた旧法人税法第五十条第一項の交換について は、なお従前の例による。 (法人の返品調整引当金に関する経過措置)				
第二十五条 この法律の施行の際現に旧法人税法第五十三条第一項に規定する対象事業(以下この 項及び第四項において「対象事業」という。)を営む法人(この法律の施行の際現に営まれてい る対象事業につき施行日以後に移転を受ける法人を含む。以下この項及び第四項において「経過 措置法人」という。)の施行日以後に終了する事業年度(令和十二年三月三十一日以前に開始す る事業年度に限る。)の所得の金額(経過措置法人以外の法人で施行日の属する事業年度の施行				

日前の期間内に対象事業を移転する同条第四項に規定する適格分割等を行ったものの当該事業年度の所得の金額を含む。)の計算については、同条(旧法人税法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十三条第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度について、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の九に相当する金額」と、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の四に相当する金額」と、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額」と、同年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、「政令で定めるところにより計算した金額の三分の一に相当する金額」と、同年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十三条第六項に規定する合併法人等の令和十二年四月一日以後最初に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた返品調整引当金勘定の金額又は同条第四項に規定する期中返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 旧法人税法第五十三条第一項の規定により施行日前に対象事業を営んでいた法人(経過措置法による。)の施行日の属する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額その他これに準ずるものとして政令で定める金額は、施行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置)

第二十六条 新法人税法第六十一条の二第二項及び第九項の規定は、施行日以後に行われる合併及び株式交換について適用し、施行日前に行われた合併及び株式交換については、なお従前の例による。

販売等に係る契約の移転を受けた法人を含む。) の施行日以後に終了する事業年度(令和五年三月三十一日以前に開始する事業年度に限る。次項第一号において「経過措置事業年度」という。)の所得の金額の計算については、旧法人税法第六十三条第一項、第四項から第六項まで及び第九項(特定資産の販売等に係る部分に限るものとし、旧法人税法第一百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第六十三条第四項中「連結事業年度」とあるのは、「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第二項(連結事業年度の意義に規定する連結事業年度をいう。))と、「連結所得」とあるのは、「連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八条の四(定義)に規定する連結所得をいう。)」と、同条第五項中「第六十一条の十三第一項」とあるのは、「第六十一条の十一第一項」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法(以下この条において「旧効力法人税法」という。)第六十三条第一項本文(旧法人税法第一百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける法人の長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収益の額及び費用の額(当該各号に定める事業年度開始の日前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日前に開始した各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)の連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計上費用額」という。)は、当該各号に定める事業年度(次項及び第四項において「基準事業年度」という。)の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

1 一 当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき経過措置事業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(通算上益金の額及び損金の額に算入されなかつたものがある場合 同日後最初に開始する事業年度

2 二 当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額のうち、令和五年三月三十一日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の連結所得に該当するものに限る。)が時価評価事業年度(同法第六十四条の十一第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十二第二項に規定する直前事業年度、同法第六十四条の十二第二項に規定する通算終了直前事業年度(これらの事業年度のうち旧効力法人税法第六十三条第四項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)をいう。以下この項において同じ。)において旧効力法人税法第六十三条第一項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けていた特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額(当該時価評価事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。)は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものと除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

3 三 第二項各号又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(通算上益金の額及び損金の額に算入されなかつたものがある場合 同日後最初に開始する事業年度

4 四 第二項各号又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものと提出する場合には、その中間申告書(次項において同じ。)に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6 第三項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第二項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人(同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)が時価評価事業年度(同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第二項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度(これらの事業年度のうち旧効力法人税法第六十三条第四項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)をいう。以下この項において同じ。)において旧効力法人税法第六十三条第一項の規定の適用を受けていた特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額(当該時価評価事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。)は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものと除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

8 五 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により長期割賦販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第一項から第三項まで及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(外国税額の控除に関する経過措置)

六 第二十九条 新法人税法第六十九条第七項の規定は、内国法人が令和二年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置)

七 第三十条 新法人税法第六十九条の二の規定は、内国法人が令和二年一月一日以後に支払を受ける特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該特定資産の販売等に係る未計上収益額が当該特定資産の販売等に係る未計上費用額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額(解散若しくは事業の全部の廃止若しくは譲渡(適格分割による分割承継法人への譲渡その他の政令で定めるものを除く。)の日の所属する事業年度、清算中の事業年度又は被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日の属する事業年度、普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合におけるその該当することとなる日の前の属する事業年度及び同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える事業年度にあっては、同号に掲げる金額)を、基準事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

八 一 当該未計上収益額及び未計上費用額を百二十で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収益額及び未計上費用額 口 イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

ロ イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

メ 前項の規定は、基準事業年度の確定申告書(基準事業年度の中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものと提出する場合には、その中間申告書(次項において同じ。)に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

リ 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

九 第三十二条 連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度(令和十二年三月三十一日以前に開始する連結事業年度に限る。)の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定」とあるのは、「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十五条第

一項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条（返品調整引当金）の規定」とする。

2 連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第二十五条第二項から第四項までの規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第三十三条 連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（令和五年三月三十一日以前に開始する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定」とあるのは、「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十八条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第六十三条（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）の規定」とする。

連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第二十八条第二項又は第三項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額又は損金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額に含まれるものとする。（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第三十四条 新法人税法第八十一条の八の二の規定は、連結法人が令和二年一月一日以後に支払を受ける團体投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第三十五条 新法人税法第八十一条の十五の二の規定は、連結法人が令和二年一月一日以後に支払を受ける團体投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。（電子情報処理組織による連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する経過措置）

第三十六条 新法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定は、連結親法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の届出に関する経過措置）

第三十七条 新法人税法第八十一条の二十五第二項の規定は、令和二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同条第一項に規定する個別帰属額等を記載した書類について適用する。

2 新法人税法第八十一条の二十五第三項及び第四項の規定は、令和二年四月一日以後に同条第一項に規定する個別帰属額等に異動があつた場合におけるその異動に係る同条第三項に規定する書類について適用し、同日前に旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等に異動があつた場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類については、なお従前の例による。（外國法人に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置）

第三十八条 新法人税法第三百三十九条第二項の規定は、外國法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外國法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。（外國法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置）

第三十九条 新法人税法第三百四十二条の六の二の規定は、恒久的施設を有する外國法人が令和二年一月一日以後に支払を受ける團体投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第三十九条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（外國法人に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第四十条 新法人税法第三百四十四条の二の二の規定は、恒久的施設を有する外國法人が令和二年一月一日以後に支払を受ける團体投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（代表者等の自署押印に関する経過措置）

第四十一条 新法人税法第三百五十五条の規定は、外國法人の施行日以後に終了する事業年度の確定申告書、外國法人の施行日以後に納稅義務が成立する中間申告書及び中間申告書に係る外國法人の確定申告書及び中間申告書に係る修正申告書で外國法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

2 法人の施行日前に終了した事業年度の確定申告書（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）、法人の施行日前に納稅義務が成立した中間申告書、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結確定申告書（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）及び連結法人の施行日前に納稅義務が成立した連結中間申告書に係る法人税の連結中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したもの並びに連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類（施行日前に同項に規定する個別帰属額等に異動があつた場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類を含むものとし、令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）に係る旧法人税法第三百五十五条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十三まで 略

附 則 （平成三十一年三月二九日法律第六号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十三まで 略

十四 次に掲げる規定 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の施行日の

イ 第二条中法人税法第六十二条の五第五項の改正規定

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。（法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。）

（適格合併等の定義に関する経過措置）

第十三条 新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一及び第十二号の十七の規定は、施行日以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用し、施行日前に行われた合併、分割及び株式交換については、なお従前の例による。（課税所得の範囲の変更等に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第十条の三第一項及び第二項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなつた第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第十条の三第一項に規定する特定普通法人等（附則第十八条及び第百六条において「特定普通法人等」という。）について、なお従前の例による。

(みなし事業年度に関する経過措置)
第十五条 新法人税法第十四条第二項

施行日以後に新法人税法第十四条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなる場合における同条第二項に規定する書類の提出について適用し、旧法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が施行日前に旧法人税法第十四条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同条第二項に規定する書類の提出については、なお従前の例による。
(内税也等の異動に届出に關する(昭和廿四年)

第十六条 新法人税法第二十条（連結子法人に係る部分に限る。）の規定は、連結子法人の施行日以後の本店又は主たる事務所の所在地の異動について適用し、連結子法人の施行日前の本店又は主たる事務所の所在地の異動については、なお従前の例による。
（支員合会（員金）に算入して開ける各種報告書）

(新規の場合は、個人に関する規定)
第十七条 新法人税法第三十四条第一項（第三号イ（2）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する同号イ（2）の手続に係る給与について適用する。

（2）の手續に係る給与（前項に規定する給与を除く。）については、同条第一項（同号イ（2）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

第十八条 新法人税法第五十二条第十二項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当したこととなつた特定（貸倒引当金に関する経過措置）

普通法人等については、なお従前の例による。
(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置)

同じ。) 前の事業年度において暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。)の譲渡に係る契約をし、かつ、女上事業年度以後の事業年度ごとに、その暗号資産の引渡しとする場合におけるその眞度

に係る法人税法第六十一条第一項の規定する譲渡益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかわらず、その引渡し日の属する事業年度に規定する金額又は損金の額に算入する。

年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をしたか、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入したものについては、この限りでない。

新法人税法第六十一条第四項（仮想通貨に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する適格分割等（次項において「適格分割等」という。）について適用する。

ち、施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下この項及び第五項において「経過事業年度」という。）終了の時において有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転した

ものがある場合において、これらの暗号資産のいずれについても、当該経過事業年度の確定した決算（同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間について同法第七十二条第一項各号又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項

を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算。(第五項において同じ。)において同法第六十一条第三項に規定する評価益又は評価損を収益又は損失として経理していないときは(当該箇条分則等による多云)、同を第四項に規定する平価益又は平価損と見なして取扱ふことは、同法第二百四十九条第一項の規定による。

(当該過格品等に移転した暗号資産においては、同条第四項に規定する暗号資産又は暗号資産の相当額を損益に算入する場合に該当するときは、当該法人が有する同条第二項に規定する短期売買商品等に該当する暗号資産は同項に規定する

4 同条並びに同法第六十一条の六及び第六十一条の八の規定を適用することができる。
新法人税法第六十一条第八項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する適格分割等(次項において「適格分割等」という。)について適用する。

5 法人が行つた法人税法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引（以下この項において「暗号資産信用取引」という。）のうち、経過事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの又

は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人若しくは被現物出資法人にその契約を移転したものがある場合において、これらの取引のいずれについても、当該経過事業年度の確定した決算において同条第七項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないとき（当該適格分割等により移転した契約に係る暗号資産信用取引については、同条第八項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を収益の額又は損失の額としているとき）は、当該経過事業年度については、同条第七項から第九項までの規定を適用しないことができる。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第二十条 新法人税法第六十一条の二第二項、第四項及び第九項の規定は、施行日以後に行われる合併、分割型分割及び株式交換について適用し、施行日前に行われた合併、分割型分割及び株式交換については、なお従前の例による。

割及び株式交換（特定合併等を含む。）については、なお前例による。

3 法人が施行日以後の合併 分割又は株式交換（その契約をする日が施行日前であるものに限る。）により新法人税法第六十一条の二第一二十三項に規定する政令で定める関係がある法人（旧法人税法第六十一条の二第二十三項に規定する政令で定める関係がある法人を除く。）に該当す

ることが施行日において見込まれる法人の株式（出資を含む。）を交付しようとする場合には、当該合併、分割又は株式交換については、施行日を新法人税法第六十一条の二第二十三項に規定する契約日とみなして、同項の規定を適用する。

該当することとなる同項は規定する内国法人について適用し、施行日前は普通法人は該当することとなつた旧法人税法第六十四条の四第一項に規定する内国法人については、なお従前の例による。

2 新法人税法第六十四条の四第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する適格合併について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十四条の四第二項に規定する適格合併については、なお従前の例による。

(内国普通法人等の設立等の届出に関する経過措置)
第二十二条 新法人税法第四百四十八条の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の届出書について適用し、施行日以前に提出した場合は、なる送前の

2 新法人税法第百四十九条の規定は、施行日以後に提出する同条第一項又は第二項に規定する届
例による。

出書について適用し、施行日前に提出した旧法人税法第百四十九条第一項又は第二項に規定する届出書については、なお従前の例による。
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「新平成三十年改正法」という。）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる新平成三十年改正法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条第九項の規定は、施

行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなつた特定普通法人等については、なお従前の例による。

旧法人税法第四条の三第六項の内国法人の同項に規定する連結申請特例年度が令和四年四月一日に開始した事業年度である場合における当該内国法人及び同条第八項の他の内国法人（同条第九項第二号に掲げる法人に限る。）同条第十項の他の内国法人の同項に規定する完全支配関係を有することとなつた日が同月一日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに同条第十一項の他の内国法人（同項第二号に掲げる法人に限る。）の同号に定める日が同月一日前に開始した同条第六項に規定する連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する旧法人税法第四条の二の承認については、なお從前の例による。この場合において、これらの他の内国法人のその承認の効力が生ずる日の前日の属する事業年度（同月一日以後に開始するものに限る。）は、前条第一項に規定する旧事業年度とみなして、旧法人税法第六十一条の十二の規定その他政令で定める規定を適用する。（連結納税の承認の取消し等に関する経過措置）

第十六条 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結法人について

法人税法第四条の五第一項各号に掲げる事実がある場合における当該連結法人に対する旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

第十七条 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結法人の承認の取消しについては、なお従前の例による。

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人（旧法人税法第二条第十二条の六の七に規定する連結親法人をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係（旧法人税法第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。第七号において同じ。）が生じたこと。

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人に連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が当該連結親法人のみとなつたこと。

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係（旧法人税法第二条第十二条の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）を有しなくなつたこと（第一号、前二号、次号又は第七号に掲げる事実に因するものを除く。）。

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと。

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと。

令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人に対する旧法人税法第四条の五第三項の承認については、なお従前の例による。

新法人税法第十四条第一項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が令和四年四月一日以後に開始する事業年度（連結子法人にあっては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における同項の法人の事業年度について適用する。

次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が令和四年四月一日前に開始した事業年度の期間（連結子法人にあっては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。）内

の規定は、これらの号に定める日が令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあっては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における旧法人税法第十四条第一項の法人の事業年度については、なお従前の例による。

一 旧法人税法第十四条第一項第一号の解散 その解散の日

旧法人税法第十四条第一項第二号の合併 その合併の日の前日
三 旧法人税法第十四条第一項第三号の最初連結親法人事業年度の開始 その開始の日の前日

四 旧法人税法第十四条第一項第四号の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと 当該開始の日の前日

五 旧法人税法第十四条第一項第五号の申請書の提出 同号の連結申請特例年度開始の日の前日
六 旧法人税法第十四条第一項第六号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の連結親法人事業年度開始の日の前日

七 旧法人税法第十四条第一項第七号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の連結申請特例年度開始の日の前日
八 旧法人税法第十四条第一項第八号の連結完全支配関係を有しなくなつたこと 同号の離脱日の前日

九 旧法人税法第十四条第一項第九号の破産手続開始の決定 その破産手続開始の決定の日
十 旧法人税法第十四条第一項第十号の合併又は残余財産の確定 その合併の日の前日又は残余財産の確定の日

十一 旧法人税法第十四条第一項第十一号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の支配日の前日

十二 旧法人税法第十四条第一項第十二号の解散 その解散の日
十三 旧法人税法第十四条第一項第十三号の合併 その合併の日の前日
十四 旧法人税法第十四条第一項第十四号の連結子法人がなくなつたこと 同号の離脱日の前日
十五 旧法人税法第十四条第一項第十五号の公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日
十六 旧法人税法第十四条第一項第十六号の普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日
十七 旧法人税法第十四条第一項第十七号の公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日
十八 旧法人税法第十四条第一項第十八号の承認を受けたこと その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日
十九 旧法人税法第十四条第一項第二十一号の残余財産の確定 その残余財産の確定の日
二十 旧法人税法第十四条第一項第二十二号の継続 その継続の日の前日
二十一 旧法人税法第十四条第一項第二十二号の継続 その継続の日の前日
三 新法人税法第十四条第二項の規定は、令和四年四月一日以後に新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う新法人税法第十四条第二項の内国法人の事業年度について適用する。

新法人税法第十四条第三項の規定は、通算親法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度開始の時又は終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人の事業年度について適用する。

新法人税法第十四条第四項から第六項まで及び第八項の規定は、同条第四項各号又は第五項各号に定める日が通算親法人又は同項第一号に規定する親法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間内の日である場合における同条第四項の内国法人又は同条第五項各号に掲げる内国法人の事業年度について適用する。

新法人税法第十四条第七項の規定は、令和四年四月一日以後に開始する同項に規定する期間について適用する。（還付金等の益金不算入に関する経過措置）

新法人税法第二十六条第三項の規定の適用については、同項に規定する適用事業年度に係る同項の規定による改正後の法人税法第五十四条第一項の規定は、法人が附則第一条第七号に定める日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をする

（譲渡制限株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例に関する経過措置）

第十九条 第三条の規定による改正後の法人税法第五十四条第一項の規定は、法人が附則第一条第七号に定める日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をする

同項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式について適用し、法人が同日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をした第三条の規定による改正前の法人税法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、なお従前の例による。

第二十条 内国法人が、旧法人へ税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を(欠損金の繰越しに関する経過措置)

取り消された場合（附則第十六条第二項の規定によりなお從前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。以下この項において「承認の取消しの場合」という。）、旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりなお從前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。以下この項において「取りやめの承認の場合」という。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合（以下この項において「連結納稅終了の場合」という。）において、当該承認の取消しの場合、当該取りやめの承認の場合又は当該連結納稅終了の場合の最終の連結事業年度終了日の翌日の属する事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該国内法人の連結欠損金個別帰属額（旧法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、新法人税法第五十七条第一項の規定の適用について、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日（附則第二十一条第一項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該連結事業年度終了日の属する年月の日）の属する事業年度終了日の翌日より新法人税法第五十七条第一項の規定の適用を受ける。

は、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。)である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人(当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。)である場合には、当該被合併法人又は他の内国法人の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定日の翌日前十年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前十年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書(旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。附則第三十三条及び第三十五条第一項において同じ。)を青色申告書である確定申告書と、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして、新法人税法第五十七条第二項及び第三項の規定を適用する。

前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の内国法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で新法人税法第五十七条第二項に規定する前十年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

事業年度終了の日後に旧法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により旧法人税法第四

条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお從前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）、旧法人税法第四条の五第三項の規定によりなお從前の例により旧法人税法第四条の五第三項の規定によりな承認を受けた場合（附則第十六条第三項の規定によりな承認を受けた場合を含む。）又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における新法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において旧法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。附則第二十条第一項（欠損金の繰越しに関する経過措置）と、「第九項又は」とあるのは「第九項若しくは」と、「」の規定」とあるのは「又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、同条

第六項及び第七項第一号中「第二項」とあるのは、「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、同条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と同一である。

一項」と「第二条第四項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法則第二十条第一項」とする。

第一項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたもの又は第一項の規定によりみなして適用する新法人税法第五十七条第二項の規定により内国法人の欠損金額とみなされたものに係る同条第一項の規定によれば、二つ以上の内国法による第一項の最終の重合事案手続終了の翌日の属する事

業年次度又は第二項の規定によりのみ適用する場合に於ては、第一項の規定による事業年次度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて欠損金額等の算定に際しては、第一項の規定による事業年次度の確定申告書を提出する場合に該当する。

とみなされた金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を旧法人税法第五十七条第十項に規定する財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する。

内国法人が、附則第二十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合において、最終の連結事業年度終了の日の翌日(既古算事業年度を除く)の前日以内に開始した各連結事業年度(平成三十一年四月一日の前回合併時)と当該連結事業年度(平成三十一年三月三十一日)との間に始当該連結事業年度(平成三十一年三月三十一日)の期間を指す。

第三十一年四月一日前に開始された通商交渉の結果、貿易の開拓と通商の促進を目的とした通商政策が確立され、これが通商政策の第一歩である。この政策は、通商政策の第一歩である。この政策は、通商政策の第一歩である。この政策は、通商政策の第一歩である。

による改正前の法人税法（以下附則第二十二条までにおいて「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項の規定の適用については、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損

金個別帰属額が生じた連結事業年度終了の日（附則第二十九条第二項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度開始の日）の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とは同一。

8 内国法人が附則第二十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、当

該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において同条第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの

を含む。)は、ないものとする。

と、それぞれみなす。
平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る新法人税法第五十七

条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「第一項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を

越しの」と、「第二項」とあるのは、「同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第七項（欠損金の繰越しに関する経過措置」と、同条第七項中「第二項」とあるのは、「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項」と、同項第一号中「前十年内事業年度」とあるのは

〔平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項に規定する前九年内事業年度〕と、「第二項」とあるのは、「同項若しくは同条第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、同条第八項中「おける第一項」とあるのは、「おける平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、同項第一号中「通算前十年内事業年度」とあるのは、「通算前九年内事業年度」と、「十年以内」とあるのは、「九年以内」と、「第二項」とあるのは、「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項若しくは第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、「第一項」とあるのは、「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「第四項から第六項まで」とあるのは、「同条第四項、第五項若しくは第九項の規定、第六項」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは、「の規定又は令和二年改正法附則第二十条第八項」と、「同項第二号中「通算前十年内事業年度」とあるのは、「通算前九年内事業年度」と、「同条第九項中「第一項」とあるのは、「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「第二項」とあるのは、「同条第二項若しくは第六項又は令和二年改正法附則第二十条第八項」と、「第二項」とあるのは、「同条第二号中「通算前九年内事業年度開始の日前であるものに限る。」については、前条第二項の規定は、適用しない。

附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人の欠損金額については、新法人税法第五十七条第六項、第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項の規定は、適用しない。

附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十一第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第五十七条第六項から第八項までの規定を適用する。

附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定によることの承認があつたものとみなされたものであり、かつ、当該通算親法人が令和四年四月一日以前に開始した事業年度において旧法人税法第五十七条第十一項第二号イからニまでに掲げる事実が生じたものである場合における当該通算親法人及び他の通算法人に係る新法人税法第五十七条の規定の適用については、「が内国法人（当該内国法人に係る通算親法人を含む。）」と、「当該内国法人の」とあるのは、「その事実が生じた内国法人の」とする。

前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 （特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）
第二十一条 新法人税法第五十七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する欠損金額には、前条第一項又は第七項の規定により欠損金額とみなされたもの（新法人税法第五十七条第一項又は平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限る。）を含むものとする。

内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了日のにおいて旧法人税法第八十一条の二第一項に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものは、新法人税法第五十七条の二第一項に規定する欠損等法人（以下この条において「欠損等法人」という。）とみなして、新法人税法第五十七条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する政令で定める日を新法人税法第五十七条の二第一項に規定する支配日とみなす。

（欠損等法人（前項の規定により欠損等法人とみなされたものを含む。）以後に当該欠損等法人おいて同じ。）と他の法人との間で当該欠損等法人の新法人税法第五十七条の二第一項に規定する欠損等連結法人（以下この条において「旧法人税法第八十一条の二第一項に規定する欠損等連結法人」といふ。）とみなされた被合併法人の当該適格合併の日（前日の前日）の属する連結事業年度以前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額（当該適格合併が当該欠損等法人の適用連結事業年度（旧法人税法第八十一条の二第一項に規定する政令で定め

する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日以後三年を経過する日（その後経過する日が旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する特定支配日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、同日。第五項において「三年経過日」という。）後に行われるものである場合は、当該連結欠損金個別帰属額のうち、その生じた連結事業年度開始の日が当該適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、前条第二項の規定は、適用しない。

新法人税法第五十七条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する該当日には、旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日を含むものとする。

欠損等法人の新法人税法第五十七条の二第二項に規定する該当日以後に当該欠損等法人との間に新法人税法第五十七条第二項に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定日の日の属する連結事業年度以前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等法人の三年経過日以後である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち、その生じた連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、前条第二項の規定は、当該欠損等法人については、適用しない。

欠損等連結法人が旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日以後に前条第一項に規定する承認の取消しの場合若しくは取りやめの承認の場合に該当する場合又は附則第二十九条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合には、当該欠損等連結法人の適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額については、前条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

内国法人と欠損等連結法人との間で当該内国法人を合併法人とする適格合併が行われる場合又は内国法人との間に新法人税法第五十七条第二項に規定する完全支配関係がある他の内国法人である欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等連結法人の適用連結事業年度前後の各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額については、前条第二項の規定は、適用しない。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度による損失金の繰越しに関する経過措置）
第二十二条 法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、同日以後に開始する事業年度については、当該欠損金額が生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付された旧法人税法第五十八条第五項に規定する書類は、新法人税法第五十八条第三項に規定する書類とみなして、新法人税法第五十七条及び第五十八条の規定を適用する。

前項に規定する欠損金額について新法人税法第五十七条の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とみなす。

一 旧法人税法第五十八条第一項の規定により損金の額に算入された金額 新法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額
二 旧法人税法第五十八条第二項の規定により同項の内国法人の災害損失欠損金額（同条第一項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この条において同じ。）とみなされた金額 新法人税法第五十七条第二項の規定により同項の内国法人の欠損金額とみなされた金額
三 旧法人税法第五十八条第三項の規定によりないものとされた災害損失欠損金額 新法人税法第五十七条第五項の規定によりないものとされた欠損金額

法人の平成三十年四月一日前に開始した事業年度（青色申告書を提出する事業年度を除く。）において生じた災害損失欠損金額（当該災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に平成二十七年旧法人税法第五十八条第五項に規定する書類の添付がある場合における当該災害損失欠損金額に限る。）がある場合には、令和四年四月一日以後に開始する事業年度については、当該災害損失欠損金額が生じた事業年度は青色申告書を提出する事業年度と、当該災害損失欠損金額に相当する金額は当該事業年度において生じた欠損金額と、それぞ

れみなしして、平成二十七年旧法人税法第五十七条（第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。

4 前項の規定により青色申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額には、当該各号に定める金額とみなす。

一 平成二十七年旧法人税法第五十八条第一項の規定により損金の額に算入された金額 平成二

十七年旧法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額

二 平成二十七年旧法人税法第五十八条第二項の規定により同項の内国法人の災害損失欠損金額とみなされた金額 平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項の規定により同項の内国法人の

欠損金額とみなされた金額

三 平成二十七年旧法人税法第五十八条第三項の規定によりないものとされた災害損失欠損金額 平成二十七年旧法人税法第五十七条第五項の規定によりないものとされた欠損金額

（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算人にに関する経過措置）

第二十三条 新法人税法第五十九条第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する欠損金額には、連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五条第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち新法人税法第五十九条第一項から第四項までの内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含むものとする。

（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額に関する経過措置）

第二十四条 附則第二十二条第二項の規定により同項に規定する欠損等法人とみなされた同項に規定する欠損等連結法人のうち旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する特定支配日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日において旧法人税法第六十条の三第一項に規定する評価損資産その他政令で定める資産を有していたものは、新法人税法第六十条の三第一項に規定する欠損等法人とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度は新法人税法第六十条の三第一項に規定する適用事業年度と、旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する特定支配日は新法人税法第六十条の三第一項に規定する支配日と、それぞれみなす。

（完全支配関係がある法人の間の取引の損益に関する経過措置）

第二十五条 新法人税法第六十一条の十一第三項の規定については、同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額には、同条第一項に規定する前日の属する事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を含まないものとする。

2 新法人税法第六十一条の十一第四項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人の新法人税法第六十一条の十一第四項に規定する譲渡損益調整額に

ついては、同項の規定は、適用しない。

4 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の六第一項の規定を適用する。

（欠損金の通算に関する経過措置）

第二十六条 新法人税法第六十三条第三項の規定の適用については、同項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額には、同条第一項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち同条第三項に規定する非適格株式交換等事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額を含まないものとする。

2 新法人税法第六十三条第四項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

5 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項（青色申告書を提出した事業年度の」と、同項第一号譲渡損失額に相当する金額には、同条第一項に規定する譲渡利益額又は同項に規定する譲渡損失

額に相当する金額のうち同条第四項に規定する時価評価事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を含まないものとする。（リース譲渡に係る収益及び費用の額には、同条第一項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち同条第三項に規定する非適格株式交換等事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額を含まないものとする。）

第二十七条 附則第二十九条第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人の新法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額については、新法人税法第六十四条の六第一項の規定は、適用しない。

2 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の六第一項の規定を適用する。

（欠損金の通算に関する経過措置）

第二十八条 附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと附則第三十条第七の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。）（2）において「令和二年改正法」という。」附則第二十条第一項（欠損金の繰越しにに関する経過措置）と、同号イ（2）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」とする。

2 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る新法人税法第六十四条の七の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「第五十七条第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の」と、同項第一号

附則第三十二条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十三条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の七第二項の規定を適用する。

第二十九条 令和四年三月三十一日において連結親法人に該当する内国法人（同日後に附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたもの及び同日の属する連結親法人事業年度の期間内に旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けたもの（附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の

承認を受けたものを含む。) を除く。) 及び同日の属する連結親法人事業年度終了の日において当該国内法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、同日の翌日において、新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、同日から、その効力を生ずる。

2 連結親法人が令和四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までにこの項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納稅地の所轄税務署長に提出した場合には、当該連結親法人及び当該前日において当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人についても、前項の規定は、適用しない。

前項の規定の適用を受けた法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、新法人税法第六十四条の九第一項第三号に掲げる法人とみなして、同条の規定を適用する。

「法人税法第四条の第三項の規定（同法第一条第三項の規定）に依る。」に該する旨の付記がある。この場合、(一)の該する旨の付記がある。(二)の該する旨の付記がある。

5
一項第三号に掲げる法人とみなして、同条の規定を適用する。
旧法人税法第四条の第五項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された法人
(附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消さ
れた法人を含む。) でこれらの承認の取消しの日から同日以後経過する日の属する事業年
度の四月一日をもって、つゝは、新法人税法第二条第一項第二号に掲げる

度終了の日までの期間を経過していないものには、新法人税法第六十四条の九第一項第四号に掲げる法人とみなして、同条の規定を適用する。

第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、次条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新法人税法第六十四条の九第七項、第一項及び第二項の規定を適用する。

3 次条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人に対する新法人税法第六十四条の七の規定の適用については、同条第二項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、附則第二十条第一項又は第七項の規定により欠損金額とみなされた金額のうち、当該内国法人の連結親法人事業年度が令和四年四月一日前に開始した各連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額とする。

- 3 内国法人の令和四年三月三十一日に終了する事業年度において、当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該内国法人を当該各号に定める内国法人とみなして、新法人税法第六十四条の十一第一項の規定を適用することができる。

二 新法人税法第六十四条の十一第一項第二号に掲げる法人に該当する内国法人で旧法人税法第六十一条の十一第一項各号に掲げる法人に該当しないもの 新法人税法第六十四条の十一第一項第二号に掲げる法人に該当しない内国法人

三 新法人税法第六十四条の十一第一項第三号に掲げる法人に該当する内国法人（同項に規定する親法人に限る。） 同号に掲げる法人に該当する内国法人

四 前条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとなされた内国法人の株式又は出資については、新法人税法第六十四条の十一第二項の規定は、適用しない。

5 内国法人の令和四年三月三十一日に終了する事業年度において、当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該内国法人を当該各号に定める内国法人とみなして、新法人税法第六十四条の十二第一項の規定を適用することができる。

二 新法人税法第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないもの 新法人税法第六十一条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないもの 新法人税法第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しない内国法人

6 旧法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度が令和四年三月三十一日の属する事業年度である場合における同条第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に対する新法人税法第六十四条の十一第一項及び第六十四条の十二第一項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第三十一条 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人の新法人税法第六十四条の十四第二項に規定する特定資産譲渡等損失額については、同条の規定は、適用しない。

2 前条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十二第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、前条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなしして、新法人税法第六十四条の十四の規定を適用する。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第三十二条 内国法人が控除対象外国法人税の額（新法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる事業年度（令和四年四月一日以後に開始するものに限る。）開始の日前三年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）に連結事業年度に該当するものがある場合において、当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）があるときの新法人税法第六十九条第二項の規定の適用については、その連結控除限度個別帰属額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条にお

いて同じ。)とみななし、当該連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額(旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。)があるときの新法人税法第六十九条第三項の規定の適用については、その個別控除対象外国法人税の額は当該連結事業年度の期間に対応する前三年内事業年度において納付したこととなつた空余対象外国法人税の額とみなす。

- 5 4
新法人税法第六十九条第十二項の規定の適用については、同項に規定する適用事業年度には、旧法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度を含むものとする。
内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における法人税法第六十九条第二十六項の規定の適用については、同項中「のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の申告書等」とあるのは、「又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号（定義）に規定する連結確定申告書をいふ。以下この項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書」と、「控除対象外國法人税の額を記載した」とあるのは、「控除対象外國法人税の額又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいふ。以下この項において同じ。）及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外國法人税の額（同条第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額をいふ。以下この項において同じ。）を記載した」と、「は、税務署長」とあるのは、「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付したこととなつた個別控除対象外國法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長」と、「当該各事業年度の申告書等」とあるのは、「当該各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書」とする。
(中間申告に関する経過措置)

経過日」という。の前日までに確定した当該前事業年度の連結確定申告書に記載すべき旧法人税法第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる金額に係るものとを当該前事業年度の月数で除し、これに新法人税法第七十七条第一項第一号に規定する中間期間の月数を乗じて計算した金額とする。

新法人税法第七十七条第一項の場合において、同項の普通法人が同条第二項各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その普通法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）は、同項及び同条第三項の規定の適用については、当該被合併法人の同条第二項第一号に規定する被合併法人確定法人税額は、当該最も新しい事業年度の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で六月経過日の前日までに確定した当該最も新しい事業年度の連結確定申告書に記載すべき旧法人税法第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる金額に係るものとする。

前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす

4 る。
第一項の連結事業年度に該当する事業年度の旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が旧法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により四月間延長されている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十一条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき旧法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

第三十四条

第三十五条 附則第二十条第四項の規定の適用がある場合における新法人税法第八十条第四項の規定の適用については、同項中「又は第五項」とあるのは、「若しくは第五項又は所得税法等の一条の二十四第一項の規定の適用を受けていた場合には、当該移行法人及び当該連結事業年度終了の日において当該移行法人との間に連結完全支配関係があつた内国法人（同日の翌日において当該移行法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったものを除く。）は、当該翌日において新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長がされたものとみなす。

四第一項各号の指定を受けていた場合には、当該移行法人及び当該連結事業年度終了の日において当該移行法人との間に連結完全支配関係があつた内国法人（同日の翌日において当該移行法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったものを除く。）は、当該翌日において当該指定に係る月数を新法人税法第七十五条の二第十一項第一号の規定により読み替えて適用する同条第一項各号の指定に係る月数として当該各号の指定を受けたものとみなす。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第四項（欠損金の繰越しに関する経過措置」とする。

第三十五条 附則第二十一条第四項の規定の適用がある場合における新法人税法第八十条第四項の規定の適用については、同項中「又は第五項」とあるのは、「若しくは第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十一条第四項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」とする。

附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人の新法人税法第八十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する欠損事業年度（第三号において「欠損事業年度」という。）開始の日前二年内に開始した各事業年度（以下この項において「前二年内事業年度」という。）が連結事業年度である場合における同条の規定の適用については、次の各号に掲げる金額を当該各号に定める金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、当該前二年内事業年度を新法人税法第

六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度に該当しない事業年度と、それぞれみなす。

乗じて計算した金額（当該合計額が零である場合には、零） 当該前二年内事業年度の所得に対する新法人税法第八十条第一項に規定する法人税の額

口
イに掲げる法人税の額に係る法人税の負担額として当該国内法人に帰せられる金額として
旧法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額
ハ
イに掲げる法人税の額に係る法人税の負担額として当該前二年内事業年度終了の日において

二
て当該国内法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に帰せられる金額として旧法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額の合計額
イに掲げる金額に口及びハに掲げる金額の合計額のうちに口に掲げる金額の占める割合を

乗じて計算した金額（当該合計額が零である場合には、零） 当該前二年内事業年度の所得の
金額

（当該前二年又は翌年月の連結所得の全額に限り当該前二年又は翌年月の連結所得に對する法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十一による規定の適用があつたときは、当該連結所得の金額に相当する法人額からその適用に係る連結欠損額の規定を適用除外した金額）

口 当該内国法人の当該前二年内事業年度の個別所得金額（旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ハにおいて同じ。）

三 額の連結法人の同日に終了する連結事業年度の個別所得金額の合計額
当該欠損事業年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算
法人の同日に終了する事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に係る前号に掲げる金
額に準ずる金額 当該事業年度の所得の金額

(青色申告に関する経過措置)
第三十六条 内国法人が旧法人税法第四条の五第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合(附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二

の承認を取り消された場合を含む。) 又は旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合(附則第十六条第三項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の五第三項の承認を受けた場合を含む。) これら二日去り免去第百二十二条第二項第六号から第八号までに掲げる事業年度

場合を含む)においては法人税法第百二十二条第一項第一号から第八号までの掲げる事業会員以後の各事業年度の旧法人税法第百二十一一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとするときにおける旧法人税法第百二十二条第一項の

申請書の提出期限及び旧法人税法第二百一十五条の規定により承認があつたものとみなされる日に
ついては、なお従前の例による。
附則第二十九条第三項の規定の適用を受けた内国法人の最終の連結事業年度の翌事業年度以後

の各事業年度の新法人税法第二百二十二条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとするときにおける新法人税法第二百二十二条第一項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該翌事業年度開始の日以後三月を経過した日と当

該翌事業年度終了の日とのうちいづれか早い日の前日とする。

がものとのみなされた内国法人による新法人税法第二百一十七条の規定の適用については同項第一項第一号中「前条第一項」とあるのは「前条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法(以下この項において「旧法人税法」と

「指示又は旧法人税法第四条の四第二項の規定による国税府長官、国税局長若しくは税務署長の
いう」第四条の四第一項（連結法人の帳簿書類の保存）と、同項第二号中「指示」とあるのは

指示と、同項第四号中「申告書を」とあるのは「申告書又は旧法人税法第八十一条の一十一第一項（連結確定申告）の規定による申告書を」と、「当該」とあるのは「これららの」と、同条第三項及び第四項中「又は」とあるのは「若しくは」とする。
（仮設経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例に関する経過措置）

2 をいう。以下この項において同じ。)が終了した場合には、その終了したことは、旧法人税法第一百三十五条第三項各号に掲げる事実とみなし、その最終連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限は、旧法人税法第百三十五条第三項に規定する最終申告期限とみなして、附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第百三十五条の規定を適用する。
連結親法人が前項に規定する提出期限にした旧法人税法第百三十五条第四項の規定による還付の請求については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一
部改正に伴う経過措置)

2 いて、新立成三十一年改正法)といふ。附則第二十九条第十四項の規定は、内国法人の合利四五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

³たものとみなされた内国法人の新平成三十年改正法附則第二十八条第七項に規定する収益の額及び費用の額については、同項の規定は、適用しない。

十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第

三十一条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第一号又は第六十四条の十二第二項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第一号又は第六十四条の十一第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞ

れみなし、新平成三十年改正法附則第二十八条第七項の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合（この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、当該規定。以下この条において同じ。）

合及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十一条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の

改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第十九十七条の規定

七 第二十条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条の規定、第二十四条中の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。）、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第一号の改正規定、同法附則第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十五条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第二十八条第一項の規定にかかるわらづ」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかるわらづ」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

(政令への委任)
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は令和四年四月一日から施行する。ただし、号に定める日から施行する。

等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十
四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十
四条の二（更に二三回目、同法第二十二条の二（更に二三回目）に規定する事務所の設立等の規

七条第一項の改正規定 同法第二十七条の十二の改正規定 同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改

正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第一百十九条第九号の改正規定及び同法第二百二十二条第四号の文三見三、第五五九の見三（第三二四二号に易う文三見三ノド）。

定及び同法第二百二十九条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（第六十六条の十一」を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第一二三条第三項の

改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定
の日
川(ハセニミヨリ)トテ改定第ニテ公布

(施行期日)

第一条 この法律は、労働者協同組合法の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

イ 第二条の規定 (同条中法人税法の目次の改正規定 (「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る)、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十一条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定、同法第七十二条第二項の改正規定、同法第七百二十八条の改正規定、同法第七百五十五条の改正規定、同法第七百五十六条の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く) 並びに附則第十一条、第十四条、第十四条の二及び第十六条の規定

五 略

六 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 略

ロ 第二条中法人税法第二十八条の改正規定及び同法第四十六条第二項の表の改正規定 (同表第一百二十二条第二項第四号の項に係る部分を除く) 並びに附則第十五条の規定

七 及び**八** 略

九 次に掲げる規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律 (令和四年法律第六十一年号) の施行の日

イ 略

ロ 第二条中法人税法第六十一条第一項の改正規定

十 次に掲げる規定 土地改良法の一部を改正する法律 (令和四年法律第九号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

イ 第二条中法人税法の目次の改正規定 (「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る)、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の款名の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十二条第二項の改正規定、同法第七百二十二条第二項の表第一百二十二条第二項第四号の項の改正規定及び同法第五十条の改正規定

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定 (附則第一条第四号イに掲げる改正規定に限る)による改正後の法人税法 (以下「令和六年新法人税法」という) の規定 (各対象会計年度の令和六年新法人税法第八十九条の二第一項に規定する国際最低課税額に対する法人税に係る部分に限る) は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の同項に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の法人税法 (以下「新法人税法」という) 第六十一条の規定は、法人 (人格のない団体等を含む。以下この条及び附則第十五条において同じ。) の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、次項及び第四項から第六項までに規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が改正事業年度 (施行日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。) 終了の時において当該法人が発行した法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産 (施行日に開始する改正事業年度にあっては、新法人税法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産 (以下この条において「特定自己発行暗号資産」という。)) に該当しない暗号資産 (法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。) に限る。) を有する場合において、当該暗号資産 (他の者から取得したものと除く。) の全てがその時において譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものに該当するときは、当該改正事業年度以前の各事業年度について、当該暗号資産と同一の種類の暗号資産 (他の者から取得したものと除く。) は特定自己発行暗号資産に該当するものとみなして、新法人税法第六十一条の規定を適用することができる。

3 前項の規定により特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産についての改正事業年度後の各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産 (同項の法人が発行し、かつ改正事業年度終了の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して同項に規定する政令で定めるものに該当するものに限る。) は、特定自己発行暗号資産に該当するものとみなす。

4 法人が施行日前に開始した事業年度 (以下この条において「経過事業年度」という。) において行つた新法人税法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引 (第二条の規定による改正前の法人税法 (以下「旧法人税法」という。) 第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引に該当するものを除く。以下この条において「新暗号資産信用取引」という。) のうちその行った日以後に終了する経過事業年度終了の時において決済されていないものがある場合において、新暗号資産信用取引のうち当該経過事業年度終了の時において決済されていないものの全てについて、当該経過事業年度の確定した決算 (法人税法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項に規定する期間 (通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間) にて同法第七十二条第一項各号又は第一百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算。第六項において同じ。) において新法人税法第六十一条第八項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度については、同項の規定を適用することができる。

5 法人が経過事業年度において行つた新暗号資産信用取引のうちその行つた日以後に行われた新法人税法第六十一条第九項に規定する適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人にその契約を移転したものがある場合において、当該適格分割等により移転した契約に係る新暗号資産信用取引の全てについて同項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を収益の額又は損失の額としているときは、当該適格分割等についても、同項の規定を適用することができる。

6 法人が経過事業年度において新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該経過事業年度において取得した暗号資産の全額とその取得の基因となつた新暗号資産の価額との差額を当該経過事業年度において新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該経過事業年度において取得した暗号資産の全てについてその取得の時ににおける当該暗号資産の価額とその取得の基因となつた新暗号資産の価額との差額を当該経過事業年度において新暗号資産の取得の対価として支払った金額との差額を当該経過事業年度の確定した決算において収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度において、新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該経過事業年度において取得した暗号資産の全額とその取得の基因となつた新暗号資産の価額との差額を当該経過事業年度において新暗号資産の取得の対価として支払った金額との差額を当該経過事業年度の確定した決算において収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度において、新法人税法第六十一条第十項の規定を適用することができる。

7 適格合併又は適格分割により第二項の規定により特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産の移転が行われた場合における新法人税法第六十一条の規定の適用その他の同項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税の確定申告に関する経過措置)

第十三条 新法人税法第七十四条第二項及び第七十五条の二第一項第一号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度 (施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの (以下この条において「経過事業年度」とい

う。)を含む。)の所得に対する法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十四条 構成会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び附則第十六条第三項において同じ。)の所得に対する法人税に規定する構成会社等をいう。一社等(令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下附則第十八条の二までにおいて同じ。)に属する構成会社等(対象外構成会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十九号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日までに終了するものに限る。)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国(令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この条において同じ。)における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項(租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表(令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。)を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。)又はこれに相当する事項として租税特別措置法第六十六条の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が國以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局(以下この項において「所轄税務署長等」という。)に提供された当該構成会社等の所在地国に係る収入金額(当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額)(当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合には、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいいう。以下この項において同じ。)の所在地国に係る当該収入金額)が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額(当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合には、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額)の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額(当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合には、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額)の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第一百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等(前項の内国法人について同項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が國以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第三項の規定の適用がある場合に限る。)

一 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

2 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

3 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいたずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。)においても、同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいたずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。)においても、同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

三 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいたずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。)においても、同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

イ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。)(対象外共同支配会社等(令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ。)が、令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日までに終了するものに限る。)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地国における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

イ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とするものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この条において同じ。)の連結等財務諸表に記載された収入金額と表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額(当該金額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定め

る金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号口において「調整後税引前当期利益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。(イに掲げる金額(零を超えるものに限る。)のうちに占める割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。)以上であること。

二イに掲げる金額が口に掲げる金額(零を超えるものに限る。)のうちに占める割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。)以上であること。

イ当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表における法人税の額その他の財務省令で定める金額(当該金額のうち、令和六年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。)の合計額

ロ当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期利益の額

三前号口に掲げる金額が当該対象会計年度の当該共同支配会社等に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第五項の規定を適用しないで計算した場合の同条第四項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十五条の二第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等(令和六年新法人税法第八十二条の二第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が國以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること(令和六年新法人税法第八十五条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。)。

二前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。)においても、同項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国において当該共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等につき同項の規定(同項の規定に相当する我が國以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和十四年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ及び第四項第一号イに掲げる当期国別国際最低課税額を計算する場合における同条第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i)の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、当該内国法人の令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・八」と、当該内国法人の令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・二」と、当該内国法人の令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・四」と、当該内国法人の令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・二」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・六」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・四」と、当該内国法人の令和十二年一月一日から同年

十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の七・四」と、当該内国法人の令和十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の六・六」と、当該内国法人の令和十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の七・六」と、「百分の九・八」とあるのは、「百分の七・八」と、「百分の九・六」とあるのは、「百分の七・四」と、「百分の九・二」とあるのは、「百分の七・二」と、「百分の九」とあるのは、「百分の六・一」と、「百分の六・六」とあるのは、「百分の五・八」と、「百分の五・八」とあるのは、「百分の五・四」と読み替えるものとする。

六前項の規定は、同項に規定する場合における令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i)の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「百分の九・八」とあるのは、「百分の七・八」と、「百分の九・六」とあるのは、「百分の七・六」と、「百分の九・四」とあるのは、「百分の七・四」と、「百分の九・二」とあるのは、「百分の七・二」と、「百分の九」とあるのは、「百分の六・一」と、「百分の六・六」とあるのは、「百分の五・八」と、「百分の五・八」とあるのは、「百分の五・四」と読み替えるものとする。

七第一項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が各種投資会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。以下この項において同じ。)である場合又は第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等が各種投資会社等である場合の第一項各号又は第三項各号に掲げる要件の特例その他前各項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

(国際最低課税額に係る確定申告に関する経過措置)

第十四条の二特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る法人税法第八十二条の六第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置)

第十六条令和六年新法人税法第八十五条の三の規定は、令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等について適用する。

附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における令和六年新法人税法第八十五条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「特例」とあるのは、「特例」の規定、所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第十四条第一項又は第三項(国際最低課税額の計算に関する経過措置)とする。

三特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る法人税法第八十五条の三第一項の規定による同項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供の期限、当該内国法人に係る同条第二項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限、当該内国法人に係る同条第四項の規定による同項に規定する最終親会社等届出事項の提供の期限又は当該内国法人に係る同条第五項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限が令和八年六月三十日前である場合には、これらの提供の期限は、これらの規定にかかわらず、同日とする。

(罰則に関する経過措置)

第七十八条この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十九条この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附則(令和五年五月八日法律第二号)抄

(施行期日)

項において同じ。)についての施行日以後に終了する各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産(令和五年改正法附則第十二条第二項の法人が発行しきつた、同項に規定する改正事業年度終了の時から継続して有する暗号資産であつてその限る。)は、新法人税法第六十一条第二項第一号ロに規定する特定自己発行暗号資産に該当するものとみなす。

(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置)

第十一条 新法人税法第八十二条及び第八十二条の二の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の同条第一項に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置)

第十二条 新法人税法第百五十条の三の規定は、施行日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(防衛力強化に係る財源確保のための税制措置)

第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和四年十二月二十三日に閣議において決定された令和五年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(施行期日)
附 則 (令和六年六月七日法律第四六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定及び同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定(同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。)を除く。)並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中「デジタル庁設置法」第四条第一項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一 公共法人の表 (第二条関係)

名称 根拠法

沖縄振興開発金融公庫 法 (昭和四十七年法律第三十一号)

株式会社国際協力銀行

会社法及び株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)

五十七号)

港務局	港湾法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百二十四号)
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)
土地改良区連合	土地改良法(昭和二十九年法律第一百九十九号)
土地地区画整理事業組合	土地地区画整理事業組合法(昭和二十九年法律第一百九十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第一百九号)
日本放送協会	日本放送法(昭和二十五年法律第一百三十二号)
福島県国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)
名称 委託者保護基金	根拠法 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
一般財團法人(非営利型法人に該当するものに限る。)	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)	医療法
医療法人(医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)	宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百一十六号)
貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第百五十二条第五項(私立専修学校等)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法	酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)
企業年金基金	確定給付企業年金法	酒販組合中央会	酒造組合中央会
企業年金連合会	確定給付企業年金法	酒販組合中央会	酒造組合中央会
危険物保安技術協会	消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)	商工会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
行政書士会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)	商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第二百四十三号)
漁業共済組合	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)	商工会連合会	商工会法
漁業共済組合連合会	漁業共済組合連合会	商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第二百八十五号)
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)	商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
漁船保険組合	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二百四十六号)	商品先物取引協会	商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
軽自動車検査協会	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十九号)	職業訓練法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
健康保険組合連合会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)	信用保証協会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)	生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第二百一十七号)	生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
広域的運営推進機関	電気事業法	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
更生保護法人	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
国家公務員共済組合連合会	国民年金法	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
国民年金基金	国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
国民健康保険組合	国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
社会福祉法人	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
地方公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
地方競馬全国協会	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
地方公務員共済組合	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)
地方公務員災害補償基金	競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号)	税理士会	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十五号)

中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）	
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	
投資者保護基金	金融商品取引法	規定期定する個別法
独立行政法人（別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剩余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定したものに限る。）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に	
土地改良事業団体連合会	土地改良法	規定期定する個別法
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法	
日本行政書士会連合会	行政書士法	
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	
日本公認会計士協会	公認会計士法	
日本司法書士会連合会	司法書士法	
日本商工会議所	商工会議所法	
日本消防検定協会	消防法	
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法	
日本税理士会連合会	税理士法	
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五十号）	
日本土地家屋調査士会連合会	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十五号）	
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第一百二十一号）	
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法	
農業共済組合	農業保険法（昭和二十二年法律第一百八十五号）	
農業共済組合連合会	農業協同組合法	
農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第一百四号）	
農業信用基金協会	農水産業協同組合貯金保険機構	
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十号）	
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	
弁護士会	弁護士法	
保険契約者保護機構	保険業法	
水先人会	水先法	

別表第三 協同組合等の表（第二条、附則第十九条の二関係）	
名称	根拠法
共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
漁業協同組合連合会	
漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これららの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
商工組合（組合員に出資をさせるものに限りる。）	
商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限りる。）	
商店街振興組合連合会	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）
消費生活協同組合	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
消費生活協同組合連合会	
信用金庫	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
森林組合連合会	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
森林組合	
水産加工業協同組合	
水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限りる。）	
生活衛生同業小組合	
生活衛生同業組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
船主相互保険組合	
たばこ耕作組合	
たばこ耕作組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第一百五十五号）

中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	中小企業等協同組合法
内航海運組合	内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十 二号）
内航海運組合連合会	
農業協同組合	農業協同組合法
農業協同組合連合会（別表第二の農業協同組合 連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたも のを除く。）	
農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十 第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事 組合法人でその事業に従事する組合員に対し給 料、賃金、賞与その他これららの性質を有する給 与を支給するものを除く。）	
農林中央金庫	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九 年法律第百五十四号）
輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
労働金庫	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七 号）
労働金庫連合会	
労働者協同組合連合会	労働者協同組合法